

資料編

目次

1 市政アンケート及び市民懇話会等の結果 資 1

巻末 1-1 市政アンケート結果 資 1

巻末 1-2 市民懇話会結果 資 9

巻末 1-3 市政アンケート及び市民懇話会の地域生活圏ごとの整理 資 15

巻末 1-4 民間団体ヒアリング結果 資 21

2 地域生活圏の分析結果 資 24

1) 植木地区 資 27

2) 北部地区 資 29

3) 楠・武蔵ヶ丘地区 資 31

4) 八景水谷・清水亀井地区 資 33

5) 子飼地区 資 35

6) 長嶺地区 資 37

7) 水前寺・九品寺地区 資 39

8) 健軍地区 資 41

9) 平成・南熊本地区 資 43

10) 刈草地区 資 45

11) 富合地区 資 47

12) 城南地区 資 49

13) 川尻地区 資 51

14) 城山地区 資 53

15) 上熊本地区 資 55

16) 中心市街地 資 57

3 中心点の設定の考え方 資 59

4 Q & A 資 63

5 用語集 資 74

6 熊本市立地適正化計画策定経緯等 資 80

1 市政アンケート及び市民懇話会等の結果

巻末 1－1 市政アンケート結果

【調査概要】

○調査対象者

熊本市在住の満 18 歳～79 歳までの男女 5,000 人（住民基本台帳より無作為抽出）

○調査期間

平成 27 年 7 月

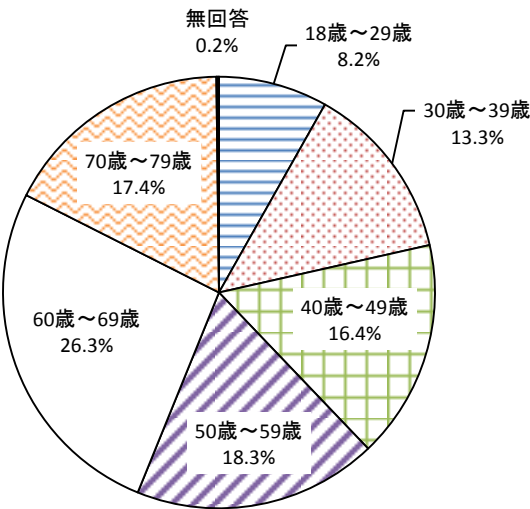
○調査方法

郵送による配布・回収

○アンケート回収結果

有効回収数：2,068 件（有効回収率 41.4%）

○年齢区分別有効回答者数



年齢区分	件数	割合
18歳～29歳	169	8.2%
30歳～39歳	275	13.3%
40歳～49歳	339	16.4%
50歳～59歳	378	18.3%
60歳～69歳	544	26.3%
70歳～79歳	359	17.4%
無回答	4	0.2%
合計	2,068	100.0%

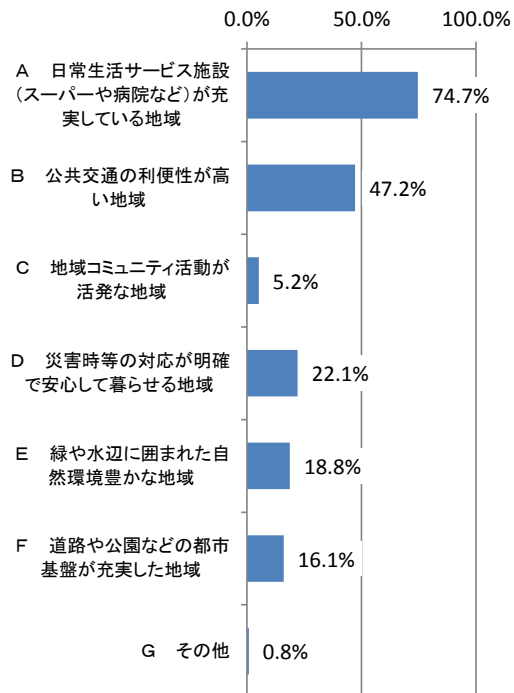
問1 あなたは、どのような地域に住みたいですか。(2つまで)

- 市民の多くは、施設が充実した地域や公共交通の利便性が高い地域に住みたいと回答しており、本市が目指す多核連携都市の方向性と合致している。
- なお、若い世代は都市基盤の充実を求め、高齢者世代は地域コミュニティの充実を求めている。

(上段：人 下段：%)

	合 計	A	B	C	D	E	F	G
全体合計	2,068	1,544	977	108	458	388	332	17
		74.7%	47.2%	5.2%	22.1%	18.8%	16.1%	0.8%
年 齢 区 分 別	18～29歳	169	133	75	6	28	29	43
			78.7%	44.4%	3.6%	16.6%	17.2%	25.4%
	30～39歳	275	204	118	13	51	57	78
			74.2%	42.9%	4.7%	18.5%	20.7%	28.4%
	40～49歳	339	251	196	8	63	54	63
			74.0%	57.8%	2.4%	18.6%	15.9%	18.6%
	50～59歳	378	291	178	22	93	79	46
			77.0%	47.1%	5.8%	24.6%	20.9%	12.2%
	60～69歳	544	394	250	35	139	119	68
			72.4%	46.0%	6.4%	25.6%	21.1%	12.5%
	70～79歳	359	269	160	24	84	53	34
			74.9%	44.6%	6.7%	23.4%	14.8%	9.5%

【全体の割合】 N=2,068



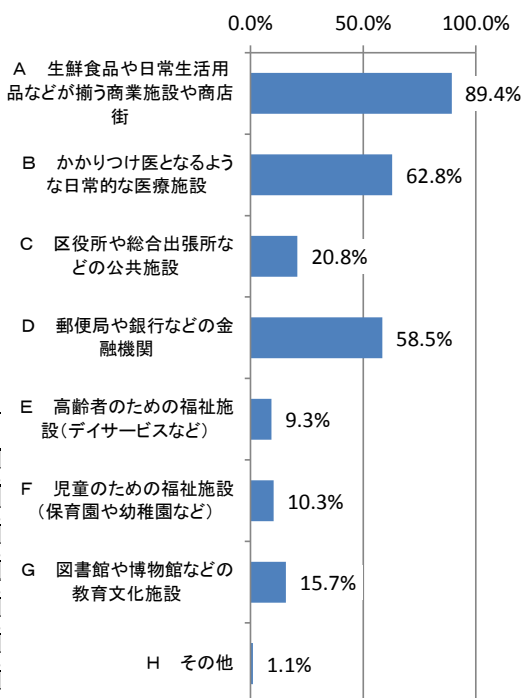
問2 あなたは、自宅から自家用車を使わずに行けるところ(公共交通や自転車、徒歩等で行けるところ)にどのような日常生活サービスがあれば、生活しやすいですか。(3つまで)

- 市民の多くは、商業・医療・金融施設が身近に欲しいと回答している。
- なお、当然ながら児童福祉施設を選択した割合は若い世代ほど多く、医療施設や高齢者福祉施設を選択した割合は高齢者世代ほど多いなど、世代によって求める施設は異なる。

(上段：人 下段：%)

	合 計	A	B	C	D	E	F	G	H
全体合計	2,068	1,848	1,299	431	1,209	193	212	325	23
		89.4%	62.8%	20.8%	58.5%	9.3%	10.3%	15.7%	1.1%
年 齢 区 分 別	18～29歳	169	162	85	32	104	2	33	2
			95.9%	50.3%	18.9%	61.5%	1.2%	19.5%	18.9%
	30～39歳	275	246	149	49	155	3	94	7
			89.5%	54.2%	17.8%	56.4%	1.1%	34.2%	19.6%
	40～49歳	339	307	225	80	224	14	34	52
			90.6%	66.4%	23.6%	66.1%	4.1%	10.0%	15.3%
	50～59歳	378	338	253	85	230	25	15	54
			89.4%	66.9%	22.5%	60.8%	6.6%	4.0%	14.3%
	60～69歳	544	480	345	118	306	69	21	100
			88.2%	63.4%	21.7%	56.3%	12.7%	3.9%	18.4%
	70～79歳	359	313	241	67	188	80	14	33
			87.2%	67.1%	18.7%	52.4%	22.3%	3.9%	9.2%

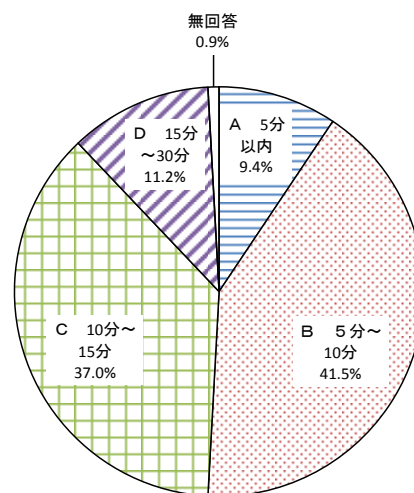
【全体の割合】 N=2,068



問3 問2で回答したような施設を徒歩で利用する際、あなたは、その施設までの所要時間はどのくらいまでなら許容できますか。(1つだけ)

- 施設までの所要時間は、平均値を算出すると 10.6 分となる。
- なお、高齢者世代ほど所要時間は長くても許容される傾向にある。

【全体の割合】 N=2,068



(上段：人 下段：%)

	合 計	A	B	C	D	無回答
全体合計	2,068	194	858	766	232	18
	100.0%	9.4%	41.5%	37.0%	11.2%	0.9%
年 齢 区 分 別	18～29歳	169	27	68	52	22
		100.0%	16.0%	40.2%	30.8%	13.0%
	30～39歳	275	28	129	106	11
		100.0%	10.2%	46.9%	38.5%	4.0%
	40～49歳	339	42	155	121	21
		100.0%	12.4%	45.7%	35.7%	6.2%
	50～59歳	378	41	160	132	42
	100.0%	10.8%	42.3%	34.9%	11.1%	0.8%
	60～69歳	544	28	211	218	85
	100.0%	5.1%	38.8%	40.1%	15.6%	0.4%
	70～79歳	359	28	134	137	50
	100.0%	7.8%	37.3%	38.2%	13.9%	2.8%

【第2次熊本市都市マスタープラン 地域別構想（平成26年3月策定）】P163

地域拠点とは地域生活圏の核となる都市機能が集積したエリアであり、公共交通を利用して商業施設、医療施設といった各種都市機能にアクセスする際には、基本的に徒歩での回遊が前提と考えます。そのため、既往の調査等より、概ね徒歩10分圏内として、概ね800m圏内を地域拠点エリアとして設定しました。

※一般の人の歩行速度 80m/分、高齢者の人の歩行速度を 60m/分とした場合、800m は一般の人が約10分、高齢者が約13分になります。

(徒歩移動における参考資料)

※平成24年に実施された「第4回熊本都市圏PT調査」より、一般の方々の徒歩圏は、通学や帰宅目的を除き、概ね10分圏内となっています。

表 目的別・代表交通手段別・平均所要時間(分)

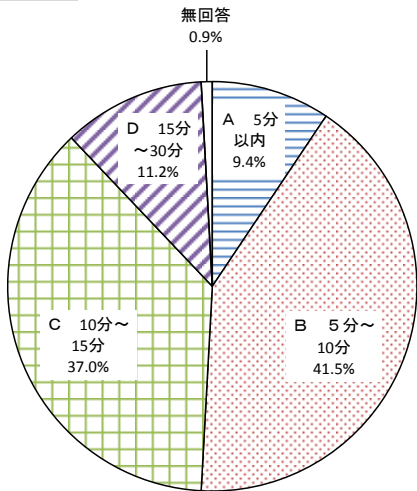
	徒 歩	自転車	バイク	自動車	バ ス	鉄 道	市 電	その他	平 均
通 勤	10.8	17.1	20.8	26.6	64.5	46.8	38.4	49.9	34.4
通 学	19.2	23.6	25.5	18.6	60.4	44.2	51.9	15.3	32.3
帰 宅	16.5	17.9	21.1	20.5	60.2	44.7	42.7	18.7	30.3
私 用	13.9	14.4	18.3	21.3	56.9	50.0	35.8	21.0	29.0
業 務	10.3	14.8	22.1	34.7	49.5	63.0	51.0	46.0	36.4
平 均	14.2	17.5	21.6	24.3	58.3	49.7	44.0	30.2	32.5

資料)第4回熊本都市圏PT調査

問 4 ～ 6 徒歩で居住地から鉄道駅・電停・バス停までかかる時間は、どれくらいまで許容できますか。

- 許容時間は、長い順に鉄道駅>電停>バス停であり、特にバス停については、鉄道駅や電停よりかなり短い状況である。
- 都市マスタープラン（地域別構想）による居住促進エリアは、バス停 300m、鉄軌道駅 500m であり、利用者が公共交通を利用する許容範囲であることが確認された。
- なお、施設同様、高齢者世代ほど公共交通までの所要時間は長くても許容される傾向にある。

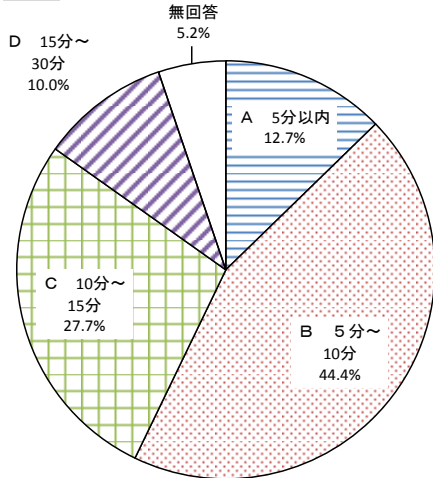
【鉄道駅：全体の割合】 N=2,068



(上段：人 下段：%)

	合 計	A	B	C	D	無回答
全体合計	2,068	147	787	734	365	35
	100.0%	7.1%	38.1%	35.5%	17.6%	1.7%
18～29歳	169	16	72	59	22	0
	100.0%	9.5%	42.6%	34.9%	13.0%	0.0%
30～39歳	275	19	126	96	33	1
	100.0%	6.9%	45.8%	34.9%	12.0%	0.4%
40～49歳	339	28	146	118	46	1
	100.0%	8.3%	43.1%	34.8%	13.6%	0.3%
50～59歳	378	35	158	113	68	4
	100.0%	9.3%	41.8%	29.9%	18.0%	1.1%
60～69歳	544	30	185	219	103	7
	100.0%	5.5%	34.0%	40.3%	18.9%	1.3%
70～79歳	359	19	100	128	92	20
	100.0%	5.3%	27.9%	35.7%	25.6%	5.6%

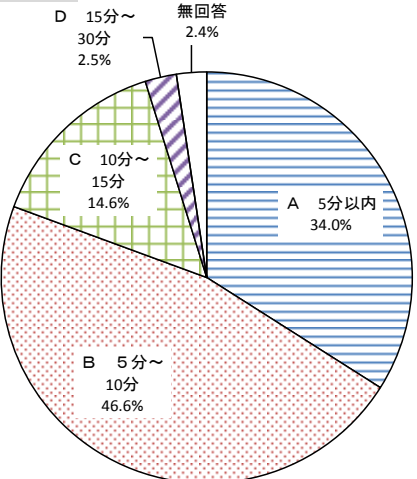
【電停：全体の割合】 N=2,068



(上段：人 下段：%)

	合 計	A	B	C	D	無回答
全体合計	2,068	263	919	572	206	108
	100.0%	12.7%	44.4%	27.7%	10.0%	5.2%
18～29歳	169	30	68	51	19	1
	100.0%	17.8%	40.2%	30.2%	11.2%	0.6%
30～39歳	275	35	134	80	21	5
	100.0%	12.7%	48.7%	29.1%	7.6%	1.8%
40～49歳	339	36	189	83	23	8
	100.0%	10.6%	55.8%	24.5%	6.8%	2.4%
50～59歳	378	57	170	106	36	9
	100.0%	15.1%	45.0%	28.0%	9.5%	2.4%
60～69歳	544	68	219	166	58	33
	100.0%	12.5%	40.3%	30.5%	10.7%	6.1%
70～79歳	359	37	138	86	48	50
	100.0%	10.3%	38.4%	24.0%	13.4%	13.9%

【バス停：全体の割合】 N=2,068



(上段：人 下段：%)

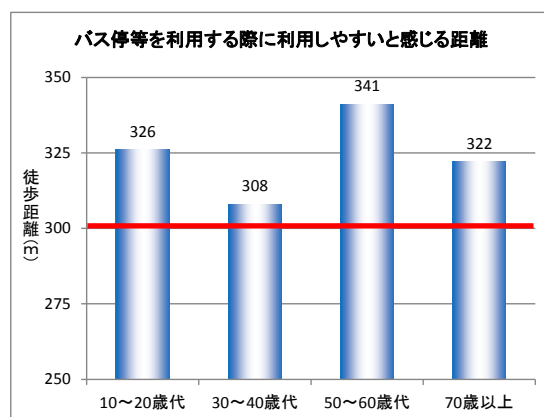
	合 計	A	B	C	D	無回答
全体合計	2,068	703	964	301	51	49
	100.0%	34.0%	46.6%	14.6%	2.5%	2.4%
18～29歳	169	63	80	23	2	1
	100.0%	37.3%	47.3%	13.6%	1.2%	0.6%
30～39歳	275	115	125	30	3	2
	100.0%	41.8%	45.5%	10.9%	1.1%	0.7%
40～49歳	339	139	163	31	3	3
	100.0%	41.0%	48.1%	9.1%	0.9%	0.9%
50～59歳	378	144	169	53	9	3
	100.0%	38.1%	44.7%	14.0%	2.4%	0.8%
60～69歳	544	148	257	101	21	17
	100.0%	27.2%	47.2%	18.6%	3.9%	3.1%
70～79歳	359	94	168	63	13	21
	100.0%	26.2%	46.8%	17.5%	3.6%	5.8%

【第2次熊本市都市マスタープラン 地域別構想（平成26年3月策定）】P161～162

【路線バス】

路線バスに関しては、公共交通基本条例制定にあたり実施された「公共交通利用者アンケート調査」から、公共交通利用者がバス停等を利用する際に利用しやすいと感じる距離をもとに、概ね300m圏を居住促進エリアとして設定しました。

バス停までの距離が概ね300mは、年代によって大きな違いも見られず、一般の人のみならず、高齢者の人も利用しやすい環境となっています。



資料)第1回公共交通基本条例部会

【鉄道（JR・熊本電鉄）】

鉄道に関しては、路線バスと比較して定時性や輸送力に優れることから、バス停よりも広域な勢力圏として、概ね500m圏と設定しました。

【軌道（市電）】

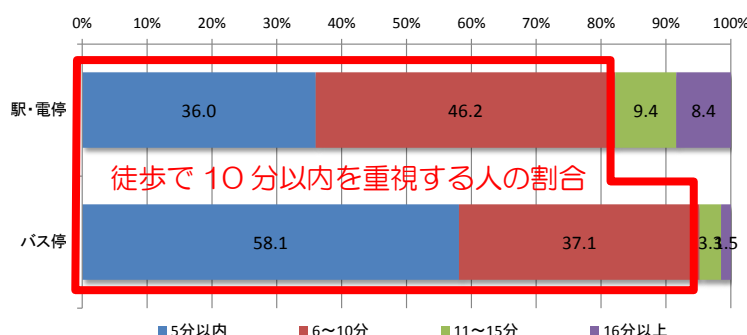
軌道に関しては専用の軌道レーンを有しており、路線バスと比較しても運行頻度が比較的高いととも、中心市街地や地域拠点など重要な市街地内を運行していることから、鉄道と同様に、概ね500m圏と設定しました。

※一般の人の歩行速度 80m/分、高齢者の人の歩行速度を 60m/分とした場合、500m は一般の人が約 6 分、高齢者が約 8 分になります。

【転居先の場所を選択する際の駅・電停及びバス停までの徒歩時間】

○市民の方々が転居先の場所を選択する際に重要視する項目として、「駅・電停までの距離」・「バス停までの距離」を「重視する・やや重視する」と回答した人の徒歩時間は、10 分以内が 8～9 割となっています。

○そのうち「重視する」と回答した人の平均所要時間は、駅・電停までが 8.6 分、バス停までが 6.7 分となっており、【鉄軌道 500m圏：一般の人で約 6 分、高齢者で約 8 分】と【バス停 300m圏：一般の人で約 4 分、高齢者で約 5 分】はその距離帯（時間帯）に含まれるため、概ね妥当と考えられます。

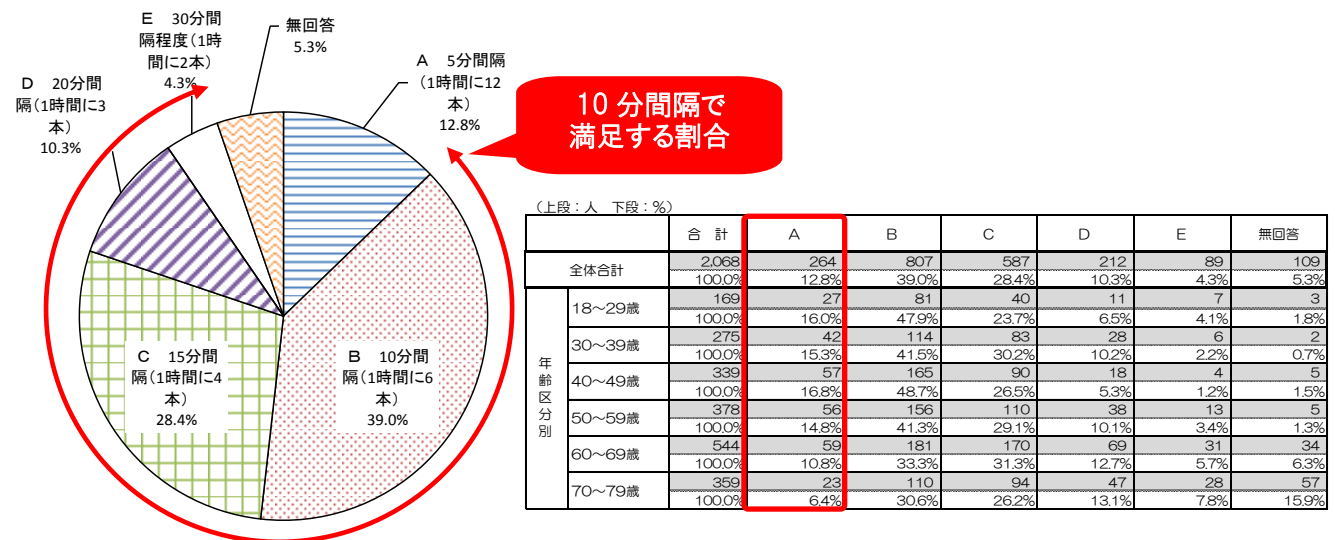


資料)第4回熊本都市圏PT調査結果

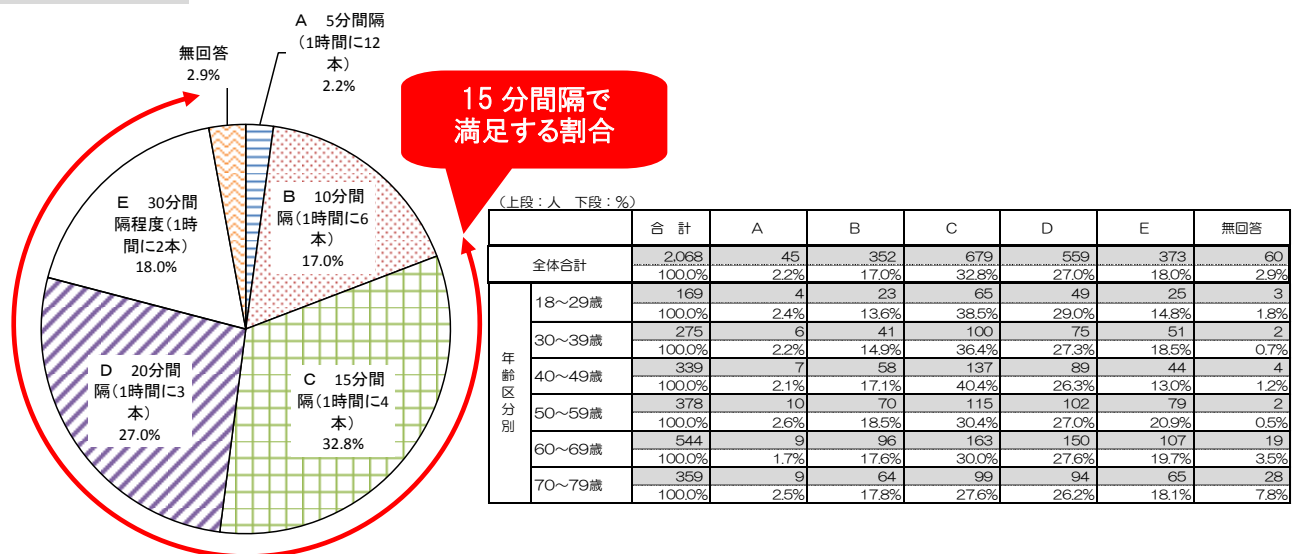
問7 バスの運行間隔として、あなたは何分間隔まで許容できますか。

- 急いでいる時（ピーク時）は10分間隔以内で8割が許容し、急いでいない時は15分間隔以内で8割が許容する状況である。
- なお、年齢別では若い世代ほどより多くの運行本数を希望している状況である。

【急いでいる時：全体の割合】 N=2,068



【急いでいない時：全体の割合】 N=2,068



- ・「急いでいる」ときの全体合計における平均運行本数は約5.7本/時≒6本/時。
- ・「急いでいない」ときの全体合計における平均運行本数は約3.9本/時≒4本/時。
- ・上記を基に、バスの運行時間帯を6～22時台と設定し、急いでいるとき（ピーク時）を7～8時台、17～18時台で6本/時、急いでいないとき（オフピーク時）をその他時間帯で4本/時とした場合、1日あたりの運行本数は76本/日となる。

時間帯 (時台)	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
運行本数 (本/時)	4	6	6	4	4	4	4	4	4	4	4	6	6	4

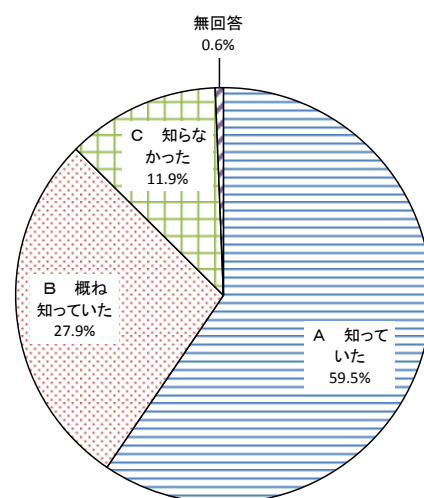
時間帯 (時台)	20	21	22	合計
運行本数 (本/時)	4	4	4	76

問 8 あなたは、熊本市の人口が将来減少見込みであること、また少子高齢化が進展見込みであることについて知っていましたか。(1つだけ)

●人口減少・少子高齢化の進展見込みを「知っていた」「概ね知っていた」割合は約 88%であり、約 12%が知らなかったと回答している。

●なお、年齢別では、39 歳以下において知らなかった人の割合が高く、若い世代に対する周知が必要である。

【全体の割合】 N=2,068



(上段：人 下段：%)

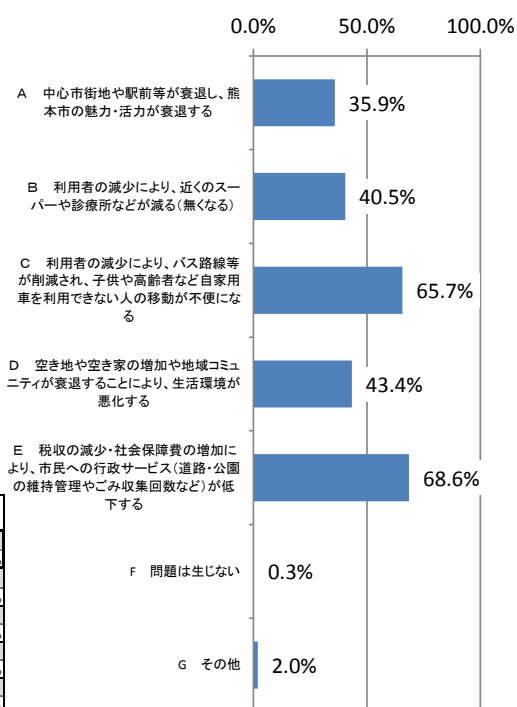
		合 計	A	B	C	無回答
全体合計		2068	1230	578	247	13
		100.0%	59.5%	27.9%	11.9%	0.6%
年 齢 区 分 別	18～29歳	169	73	47	49	0
		100.0%	43.2%	27.8%	29.0%	0.0%
	30～39歳	275	123	98	54	0
		100.0%	44.7%	35.6%	19.6%	0.0%
	40～49歳	339	177	114	48	0
		100.0%	52.2%	33.6%	14.2%	0.0%
	50～59歳	378	231	108	38	1
		100.0%	61.1%	28.6%	10.1%	0.3%
60～69歳	544	371	127	41	5	
	100.0%	68.2%	23.3%	7.5%	0.9%	
70～79歳	359	253	84	17	5	
	100.0%	70.5%	23.4%	4.7%	1.4%	

問 9 あなたは、人口減少・超高齢社会が進展すると、具体的にどのような問題が生じると考えますか。(3つまで)

●「税収の減少・社会保障費の増加により、市民への行政サービスが低下する」が約 69%と最も多く、次いで「利用者の減少により、バス路線等が削減され、子供や高齢者など自家用車を利用できない人の移動が不便になる」が同程度に多い状況である。

●なお、年齢別では、高齢者ほど地域コミュニティの衰退に対する危機感が高い状況である。

【全体の割合】 N=2,068

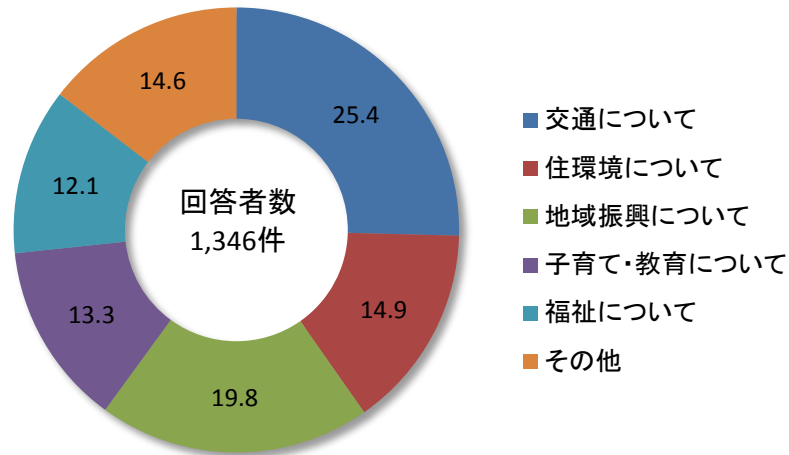


(上段：人 下段：%)

	合 計	A	B	C	D	E	F	G
全体合計	2,068	742	837	1,358	897	1,418	7	41
		35.9%	40.5%	65.7%	43.4%	68.6%	0.3%	2.0%
年 齢 区 分 別	18～29歳	169	69	67	104	47	113	3
			40.8%	39.6%	61.5%	27.8%	66.9%	1.8%
	30～39歳	275	108	96	154	106	218	1
			39.3%	34.9%	56.0%	38.5%	79.3%	0.4%
	40～49歳	339	133	117	221	145	258	0
			39.2%	34.5%	65.2%	42.8%	76.1%	0.0%
	50～59歳	378	130	157	263	179	273	1
			34.4%	41.5%	69.6%	47.4%	72.2%	0.3%
60～69歳	544	177	253	372	258	349	0	8
			32.5%	46.5%	68.4%	47.4%	64.2%	0.0%
	359	125	145	243	161	206	2	2
			34.8%	40.4%	67.7%	44.8%	57.4%	0.6%

問 10 今後の熊本市のまちづくりについて、あなたが望むことをご記入ください。
(自由記載)

- 今後の熊本市のまちづくりに求める事項としては、「交通について」の意見が最も多く、高齢時代における移動手段の確保に対する意識等が高いことが伺える。
- その他、住環境や地域振興、子育て・教育などに関しても同程度の意見が挙がっている。



【主な意見】

①交通について

(自動車交通について)

- ・朝夕ラッシュ区間（渋滞区間）はほぼ決まっているので、その改善をしてほしいです

(公共交通について)

- ・公共交通網の充実。熊本は良いところが「点」としてはあるが、「線」として繋がっていない。
- ・公共交通機関の充実（維持）と本数の適正化は、車を持たない者の自由に大きく関わってくると思うので、更なる充実を望みます。

(自転車等について)

- ・熊本は大半の高校生が自転車通学です。せめて高校周辺は自転車優先の整備を希望します。
- ・高齢化が進むと徒歩や自転車などで移動する人が増える。歩道と自転車の道を明確に分けてほしい。

②住環境について

- ・ひとり暮らしでも安心して生活できるよう、地域の安全、コミュニケーションの場があればいいと思います。
- ・10分くらい（徒歩）で買い物に行けるスーパーがあり、診療所（総合～外科内科）がある街づくりを望みます。 など

③地域振興について

- ・熊本駅前を賑やかにしてほしいです。熊本の顔でもあるので、人の行き来で活性化を願いたいです。
- ・Uターン、Iターン等による若い人口の流入、若い人たちが起業しやすい行政のサポート等。 など

④子育て・教育について

- ・子どもを出産してもすぐ働けるよう、保育園の充実。それに働く時間の短縮（子供が小学卒業するまで）。
- ・子どもをよりよく育てる為のコミュニティも必要と思います。 など

④福祉について

- ・高齢化により生ずる弱者が生活しやすいような環境づくり。
- ・若い世代と高齢者が、お互いに協力し支えられるまちづくりを望みたい。 など

巻末 1－2 市民懇話会結果

【開催概要】

開催日	開催時間	会場	参加者数
8月5日（水）	14～16時	北部公民館 ホール	6名
8月6日（木）	14～16時	清水公民館 ホール	9名
8月7日（金）	14～16時	植木文化センター 多目的ホール	8名
8月9日（日）	10～12時	秋津公民館 ホール	8名
〃	14～16時	東部公民館 ホール	5名
8月11日（火）	14～16時	南部公民館 ホール	4名
8月18日（火）	19～21時	龍田公民館 ホール	14名
8月19日（水）	10～12時	託麻公民館 ホール	14名
8月19日（水）	19～21時	飽田公民館 ホール	4名
8月20日（木）	19～21時	アスパル富合 研修室 1-3	2名
8月21日（金）	10～12時	熊本市役所 14F 大ホール	29名
8月25日（火）	14～16時	城南総合出張所 3F 会議室	5名
8月26日（水）	14～16時	幸田公民館 ホール	9名
8月27日（木）	19～21時	西部公民館 ホール	9名
8月28日（金）	10～12時	天明公民館 ホール	1名
〃	19～21時	花園公民館 ホール	7名
合計			134名

○参加者の性別

男性：約 89%、女性：約 11%

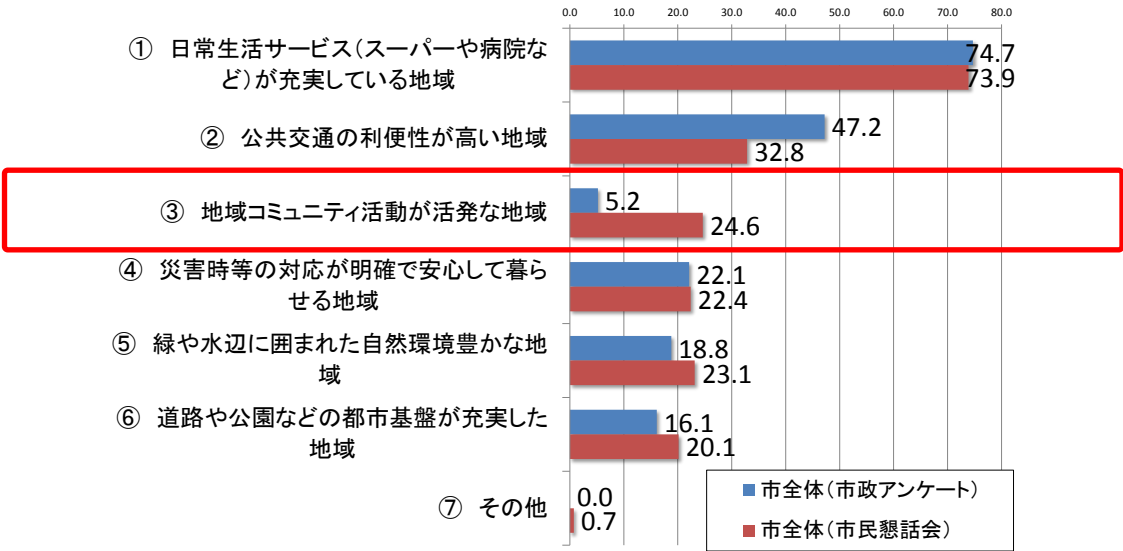
○参加者の年代

10代：0.8%、20代：6.1%、30代：0%、40代：2.3%、50代：2.3%、60代：41.2%、70代：42.0%、
80代以上：5.3%

※主に自治会長に参加いただいたため、60代以上で約 89%を占める状況。

問1 あなたは、どのような地域に住みたいですか。（2つまで○）

- 市民の多くは、施設が充実した地域や公共交通の利便性が高い地域に住みたいと回答しており、本市が目指す多核連携都市の方向性と合致している。
- なお、市政アンケート結果と比較した場合、「地域コミュニティ活動が活発な地域」が高く、市民懇話会への参加者が自治会長などが多かった影響である。

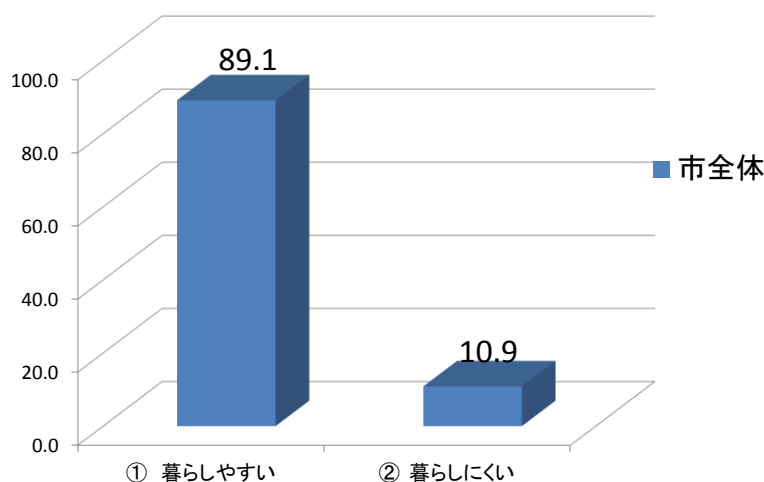


	市全体(市政アンケート)	市全体(市民懇話会)	市全体(市政アンケート)	市全体(市民懇話会)
① 日常生活サービス(スーパーや病院など)が充実している地域	1,544	99	74.7	73.9
② 公共交通の利便性が高い地域	977	44	47.2	32.8
③ 地域コミュニティ活動が活発な地域	108	33	5.2	24.6
④ 災害時等の対応が明確で安心して暮らせる地域	458	30	22.1	22.4
⑤ 緑や水辺に囲まれた自然環境豊かな地域	388	31	18.8	23.1
⑥ 道路や公園などの都市基盤が充実した地域	332	27	16.1	20.1
⑦ その他	17	1	0.0	0.7
合計	2,068	134		

問2 現在住んでいる地域は暮らしやすいですか。

→ 問3・4 暮らしやすい・暮らしにくい理由。

- 現在住んでいる地域に対して「暮らしやすい」と回答した人が約9割を占めており、本市が暮らしやすい都市であることが伺える。
- 暮らしやすい主な理由は、「日常生活サービスが充実している」や「公共交通等の利便性が高い」などが多く、今後もこれらを維持していくことが重要である。
- 一方、暮らしにくい理由としては、地域コミュニティや道路渋滞などに対する意見が多く、今後はこれらの解消も求められる。



【「暮らしやすい」主な理由】

- ・スーパーや病院など日常生活サービスが充実している
- ・公共交通等の利便性が高い
- ・緑や水辺に囲まれて自然環境が豊か など

【「暮らしにくい」主な理由】

- ・地域のコミュニケーションがとりにくい
- ・住宅地内の道路が狭いととも、通過交通の自動車が多い
- ・空港や中心部までのアクセスに時間がかかる など

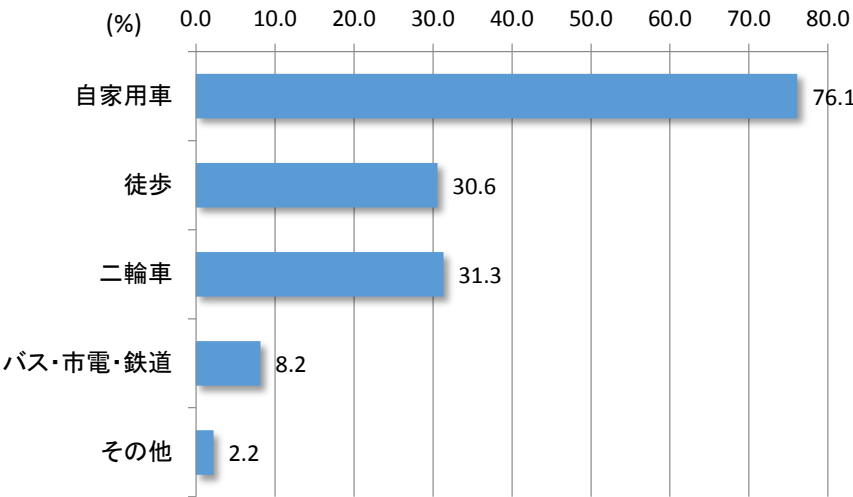
問5 日常生活においてどこに行っていますか。

- (1) 食料品の買い物（2～3施設）
- (2) 風邪等でかかる病院（2～3施設）
- (3) 銀行・郵便局（2～3施設）
- (4) その他（介護施設など）（2～3施設）

⇒ 巻末1－3（巻18）に結果を示す。地域生活圏の設定に活用。

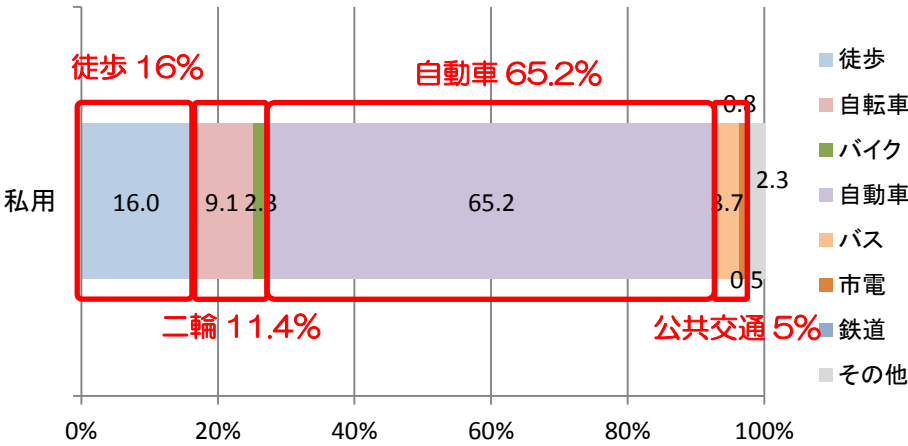
問6 問5の施設を利用する際の主な交通手段は何ですか。

- 日常生活施設等への交通手段では、「自家用車」が約76%を占めており自動車への依存度が非常に高いことが伺える。
- 一方、バス・市電・鉄道の公共交通は約8%と少ない状況である。



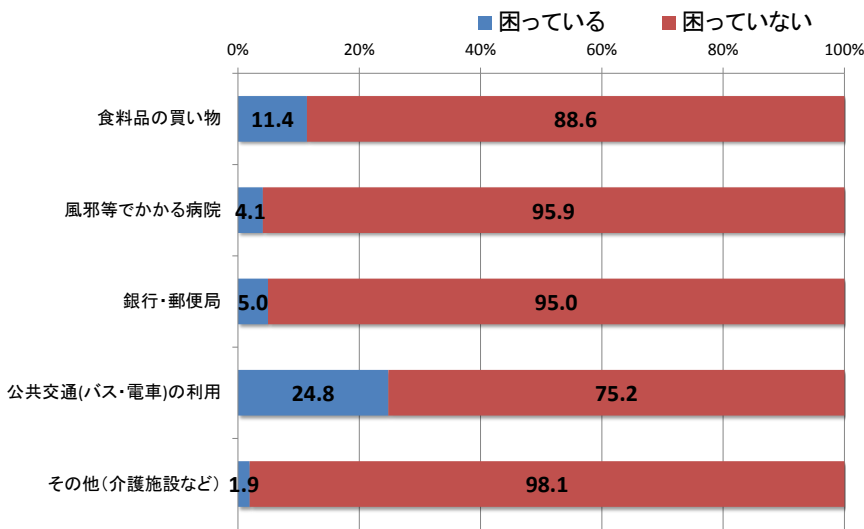
回答者数		自家用車	徒歩	二輪車	バス・市電・鉄道	その他
134	人	102	41	42	11	3
	%	76.1	30.6	31.3	8.2	2.2

- ・第4回熊本都市圏PT調査（H24年）における「私用」目的の代表交通手段トリップ構成比では、自動車が約65%を占めており、バス・市電・鉄道の公共交通は5%と少ない状況である。



問7 日常生活で困っている事がありますか。

- 日常生活においては、「公共交通（バス・電車）の利用」に対して困っている人が約 25%と高く、その理由としてはサービス水準に対する意見が多かった。
- その他、「食料品の買い物」に対しては近くにスーパー等がなく困っているとの意見があった。
- なお、現在は困っていないが将来的に自動車免許等を返納した場合や小中学生などの移動を考えた場合には困るとの意見も伺えた。



	困っている(人)	困っていない(人)	困っている(%)	困っていない(%)
食料品の買い物	14	109	11.4	88.6
風邪等でかかる病院	5	117	4.1	95.9
銀行・郵便局	6	115	5.0	95.0
公共交通(バス・電車)の利用	31	94	24.8	75.2
その他(介護施設など)	2	101	1.9	98.1

【困っている点の主な意見】

○食料品の買い物

- ・お店まで遠く、たくさん買いたいときに買えない。(大きいものを持って帰るのが大変)
- ・直ぐ近くにはコンビニや八百屋しかなく、スーパーまで時間がかかる。 など

○公共交通（バス・電車）の利用

- ・バス路線が分かりにくい。
- ・サービス水準が低い（昼間は1時間に1本、バスの定時性が悪いなど）

問 9 あなたが住んでいる地域を暮らしやすくするためには、こういった取り組みが必要ですか。

- 地域コミュニティ活動などの充実に対する意見が多く、多核連携都市の実現とあわせて、地域力の向上は必須であり、国が進める地方創生にも繋がると考えられる。
- その他、歩道整備や交通渋滞の解消など、都市基幹整備に対する意見も多く伺えた。

【主な意見】

- ・ 若い人達など、住民の地域行事等への参加意欲の高揚及び地域のまとまり。（地域コミュニティの充実）
- ・ 歩道の整備やバリアフリー化の推進。
- ・ 都市高速及び地下鉄等の交通システムの導入による交通渋滞の解消。 など

問 10 多核連携都市づくりに対する意見。

- 本市が進める多核連携都市づくりに対しては、将来的な少子高齢化・人口減少時代を考えた場合、持続可能な都市経営や健康増進などの観点から、市民も総じて賛成の方向性であった。
- ただし、多核連携都市づくりを進めるに際しては、公共交通の充実や交通渋滞の解消、さらには歩きやすい環境づくりが必要と言う意見が多くあった。

【多核連携都市づくりに対する主な意見（賛成意見）】

- ・ コスト面において全体の整備を考えると良いと思う。
- ・ 歩いて暮らすライフスタイルは健康づくりにもつながるし、健康都市として内外に PR が必要。
- ・ これからの時代に対応するための 1 つの手段としては、より進めて行く必要がある。 など

【多核連携都市づくりを進めるに際しての主な意見】

- ・ 高齢化が進む中で公共交通機関の果たす役割は大きいので、利用しやすい仕組みが大切である。
- ・ 環状道路の充実が必要である。
- ・ 歩く人に対して安心して歩ける歩道の整備が必要である。
- ・ 歩くだけでなく、自転車や高齢者が利用する自動三輪車へ対応した道路整備も必要。 など

問 11 郊外部の維持活性化に向けた意見。

- 多核連携都市づくりを進める一方、郊外部の維持活性化に対する意見も多く、人材面や若者が暮らしやすい地域づくりへの意見、さらには地域コミュニティの充実に対する意見が多くあった。

【郊外部の維持活性化に向けた主な意見】

- ・ 過疎的な地域に住む人の取り扱いを十分検討してもらいたい。
- ・ 人材の教育、子供が多くなる様に若者が暮らしやすい地域にする。
- ・ 今まで住んでいた人と新しく転入した人との交流。 など

巻末 1-3 市民懇話会の地域生活圏ごとの整理

(1) 地域生活圏の設定

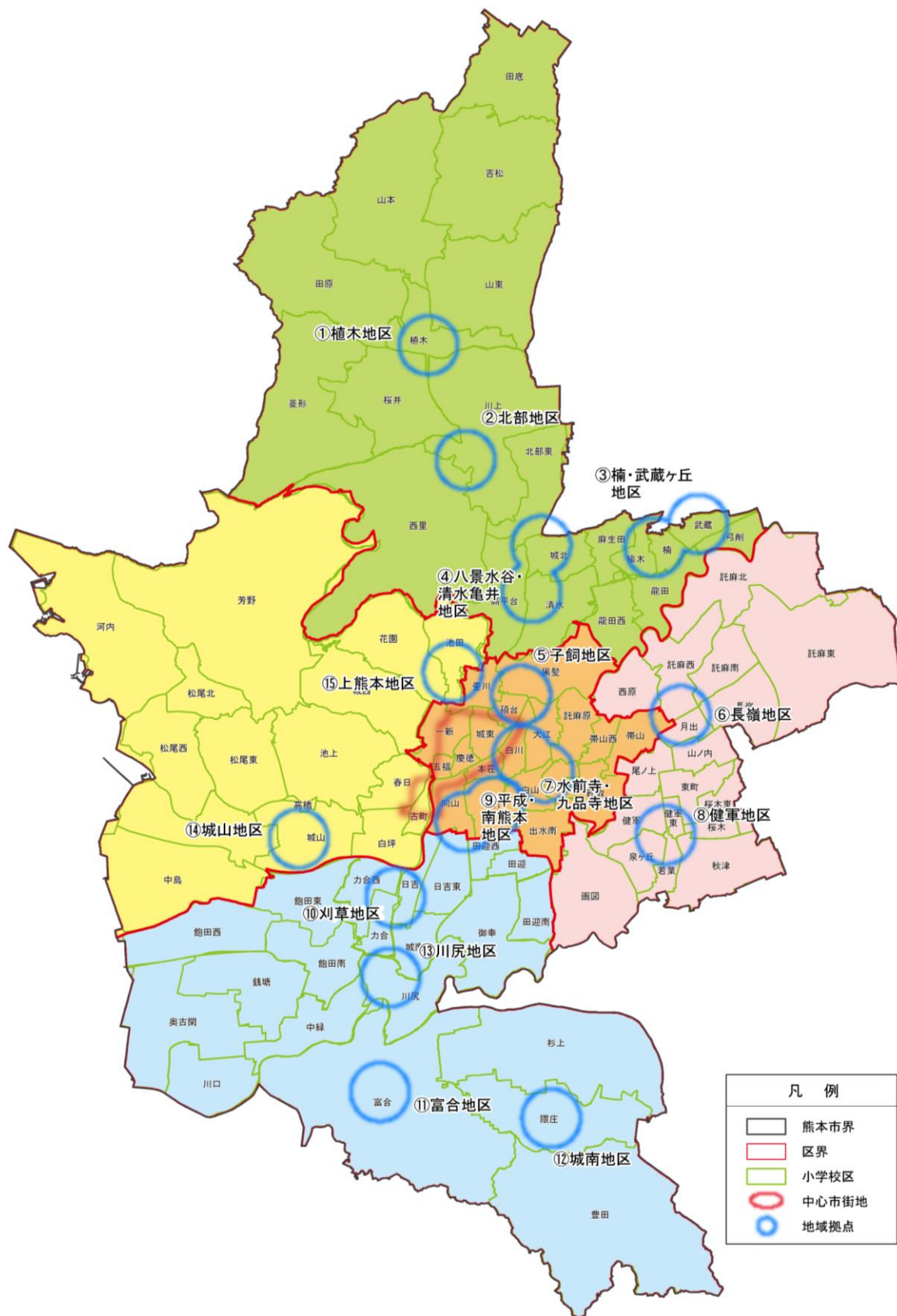
市民懇話会における問5「日常生活においてどこに行っていますか？」の小学校区別の主な行先や第4回熊本都市圏パーソントリップ調査結果を基に、15の地域拠点並びに中心市街地に対する地域生活圏（対象小学校区）の設定を行った。

なお、小学校区によっては複数の地域拠点に対する地域生活圏となっている。

【地域拠点別の小学校区一覧】

地域拠点	小学校区	地域拠点	小学校区	地域拠点	小学校区
1 植木 (8校区)	田底	8 健軍 (11校区)	山ノ内	13 川尻 (9校区)	川尻
	吉松		尾ノ上		城南
	山東		東町		飽田東
	山本		健軍東		飽田西
	田原		桜木		飽田南
	植木		秋津		銭塘
	桜井		泉ヶ丘		中緑
	菱形		健軍		奥古閑
2 北部 (3校区)	川上		桜木東		川口
	西里		若葉	14 城山 (20校区)	城山
	北部東		画図		高橋
3 楠・武蔵ヶ丘 (7校区)	龍田	9 平成・南熊本 (9校区)	田迎		池上
	龍田西		田迎西		小島
	弓削		田迎南		中島
	武蔵		御幸		松尾北
	楠		春竹		松尾西
	楡木		本荘		松尾東
	麻生田		向山		河内
4 八景水谷・清水亀井 (5校区)	高平台		日吉		春日
	清水	10 刈草 (13校区)	日吉東		古町
	城北		日吉		白坪
	麻生田		日吉東		芳野
5 子飼 (5校区)	北部東		力合		飽田東
	黒髪		力合西		飽田西
	碩台		城南		飽田南
	壺川		御幸		銭塘
	白川		飽田東		中緑
6 長嶺 (10校区)	大江		飽田西		奥古閑
	託麻北		飽田南	15 上熊本 (5校区)	川口
	託麻東	11 富合 (1校区)	銭塘		花園
	託麻南		中緑		池田
	託麻西		奥古閑		城西
	長嶺		川口		河内
	月出	12 城南 (3校区)	富合	16 中心市街地 (7校区)	芳野
	西原		杉上		城東
	帯山		隈庄		慶徳
	帯山西		豊田		五福
	山ノ内				一新
7 水前寺・九品寺 (9校区)	砂取				碩台
	出水				古町
	出水南				春日
	白山				
	白川				
	大江				
	託麻原				
	帯山				
	帯山西				

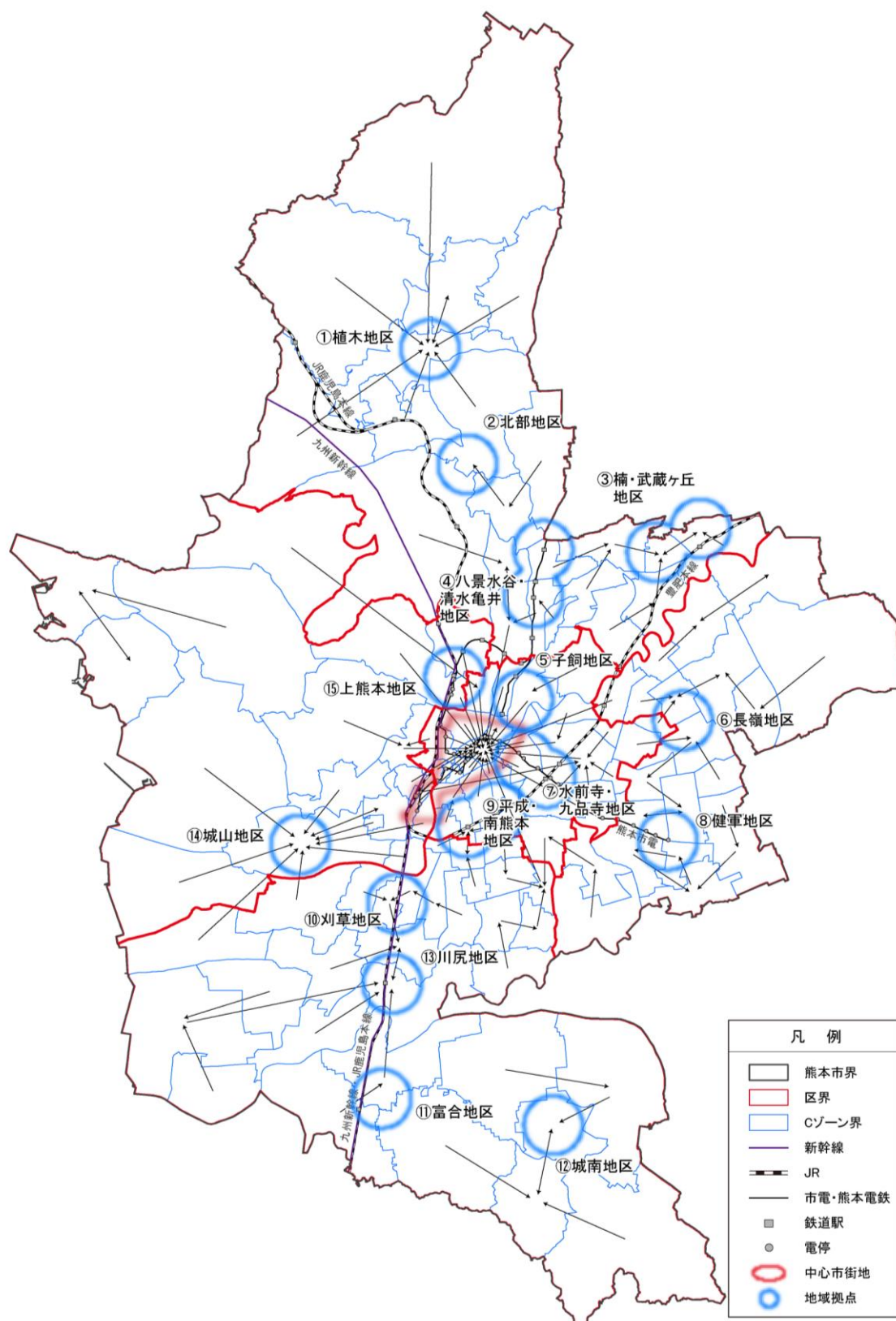
【参考：熊本市の小学校区（※今後分校予定の龍田西を含む）】



【第4回熊本都市圏パーソントリップ調査結果による私用目的の人の動き】

※私用目的：買い物、食事・社交・娯楽、観光・行楽・レジャー、散歩・ジョギング、通院、送迎など

※パーソントリップ調査におけるCゾーンを基本に、出発地ゾーンから最大のトリップ数である目的地ゾーンを抽出し、図化したもの。



【市民懇話会結果による小学校区の地域生活圏設定資料】

	主な食料品の買い物先	方面	病院の行先	銀行・郵便局の行先	方面
1	植木(8校区): 田底、吉松、山東、山本、田原、植木、桜井、菱形 植木中心部、鮮度市場、ウエッキーなど	植木	植木病院、桑原内科、寺尾病院など	肥後銀行、熊本銀行、植木郵便局など	植木
2	北部(3校区): 川上、西里、北部東 マルエイ、ヒロセ、鮮度市場など	植木、八景水谷・清水亀井	熊本機能病院、四方斎クリニックなど	肥後銀行北部町支店、北部郵便局など	北部
3	楠・武蔵ヶ丘(6校区): 龍田、弓削、武蔵、楠、楡木、麻生田 フーディーワン、ムサシブラザ、ゆめタウン光の森など	楠・武蔵ヶ丘、菊陽	三の宮内科、小堀胃腸科外科、武蔵ヶ丘病院など	肥後銀行、熊本銀行など	楠・武蔵ヶ丘
4	八景水谷・清水亀井(5校区): 高平台、清水、城北、麻生田、北部東 ダイレックス、ゆめマート、鮮度市場など	八景水谷、清水亀井	熊本機能病院、斎藤病院、河本クリニックなど	肥後銀行、高平郵便局、清水郵便局など	八景水谷・清水亀井
5	子飼(5校区): 黒髪、碩台、壺川、白川、大江 近所のスーパー、エース上熊本店、マックスバリュートなど	子飼、上熊本	柴田内科、石神クリニックなど	肥後銀行京町支店、京町郵便局など	子飼、上熊本
6	長嶺(10校区): 託麻北、託麻東、託麻南、託麻西、長嶺、月出、西原、帯山、帝山西、山ノ内 ゆめタウンサンピアン、マックスバリュート、マルショクなど	長嶺、水前寺・九品寺	西日本病院、日赤、東熊本第二病院など	肥後銀行、熊本銀行、各郵便局など	長嶺、水前寺・九品寺
7	水前寺・九品寺(9校区): 砂取、出水、出水南、白山、白川、大江、託麻原、帯山、帝山西 ゆめマート、ロッキー水前寺店、サニー水前寺店など	水前寺・九品寺	帝山中央病院、小島医院など	肥後銀行水前寺支店・県庁支店など	水前寺・九品寺
8	健軍(11校区): 山ノ内、尾ノ上、東町、健軍東、桜木、秋津、泉ヶ丘、健軍、桜木東、若葉、画図 健軍商店街、サンリブ、鮮度市場など	健軍	日赤、福島医院、北野クリニックなど	肥後銀行、各郵便局など	健軍、長嶺
9	平成・南熊本(10校区): 田迎、田迎西、田迎南、御幸、春竹、本荘、向山、日吉、日吉東、御幸 サンリブくまなん、フーディーワン、ダイノブなど	平成・南熊本	東病院、熊本中央病院、熊本内科病院など	肥後銀行、各郵便局など	平成・南熊本
10	刈草(13校区): 日吉、日吉東、カ合、カ合西、城南、御幸、飽田東、飽田西、飽田南、銭塘、中緑、奥古閑、川口 サンリブくまなん、マックスバリュート、パディママーケットなど	平成・南熊本、刈草	済生会病院、御幸病院、前野病院など	肥後銀行、各郵便局など	平成・南熊本、刈草
11	富合(1校区): 富合				
12	サンリブくまなん、川尻鮮度市場、宇土シティなど 城南(3校区): 杉上、隈庄、豊田	平成・南熊本、川尻	成松病院、川尻方面など	肥後銀行川尻支店、守富郵便局など	富合、川尻
13	スーパードイノブ、シーズ、ニシダなど 川尻(9校区): 川尻、城南、飽田東、飽田西、飽田南、銭塘、中緑、奥古閑、川口	城南	西村脳神経外科、大隈整形外科、吉村内科など	肥後銀行、熊本銀行、JA、各郵便局など	城南
14	パディママーケット、エース、ゆめマートなど 城山(20校区): 城山、高橋、池上、小島、中島、松尾北、松尾西、松尾東、河内、春日、古町、白坪、芳野、飽田東、飽田西、飽田南、銭塘、中緑、奥古閑、川口	刈草、城山	南部中央病院、深水医院、木村医院など	肥後銀行、JA、各郵便局など	刈草、城山、川尻
15	パディママーケット、ヒロセ、ゆめマートなど 上熊本(5校区): 花園、池田、城西、河内、芳野	城山	西部脳神経外科、池田内科、杉野クリニックなど	肥後銀行、各郵便局など	城山
	上熊本のエース、コスモス、ゆめマートなど	上熊本	花園クリニック、青磁野病院、慈恵病院など	肥後銀行、熊本銀行、各郵便局など	上熊本
16	中心市街地(7校区): 城東、慶徳、五福、一新、碩台、古町、春日 ゆめマート・新町店、イオン崎店など	中心市街地	熊本内科病院、服部胃腸科、桜町クリニックなど	肥後銀行、各郵便局など	中心市街地

(2) 地域生活圏の暮らしやすさ

	暮らしやすさ	暮らしやすいと感じる理由（プラス面）
植木地区	●暮らしやすい：5名 ●暮らしにくい：3名	・自然豊かで、住民同士も協力的で助け合える。 ・日常生活の利便性が高い。 など
北部地区	●暮らしやすい：4名 ●暮らしにくい：2名	・中心部や光の森などへアクセスが良い。 ・コミュニティ活動が活発である。 ・自然がいっぱい など
楠・武蔵ヶ丘地区	●暮らしやすい：13名 ●暮らしにくい：1名	・日常生活の利便性が高い。静かである。 ・道路などの都市基盤が充実している。 ・公共交通などの交通の便が良い。 など
八景水谷・清水亀井地区	●暮らしやすい：11名 ●暮らしにくい：1名	・日常生活や公共交通の利便性が高い。 ・中心部へすぐに行ける。 ・遊水地公園があるなど散歩等の環境も良い。 など
子飼地区	●暮らしやすい：2名 ●暮らしにくい：1名	・商店等が近くにあり便利。 ・中心部に近いのに静かで、交通の便が良い など
長嶺地区	●暮らしやすい：17名 ●暮らしにくい：0名	・日常生活や公共交通の利便性が高い。 ・自然が身近で子どもが多く活気がある。 ・地形的に災害等の心配が少ない。 など
水前寺・九品寺地区	●暮らしやすい：15名 ●暮らしにくい：0名	・体育館や図書館や公園などの教育文化環境が良い。 ・日常生活が便利。 ・中心市街地に近くて静か。 など
健軍地区	●暮らしやすい：13名 ●暮らしにくい：0名	・日常生活や公共交通の利便性が高い。 ・自然環境が良く、災害が起きにくい。 ・とにかく住環境が良い など
平成・南熊本地区	●暮らしやすい：12名 ●暮らしにくい：2名	・中心市街地に近く、日常生活の利便性が高い。 ・総合病院が充実し、公園などもなる。 など
刈草地区	●暮らしやすい：12名 ●暮らしにくい：1名	・日常生活や公共交通の利便性が高い。 ・区画整理されており暮らしやすい など
富合地区	●暮らしやすい：2名 ●暮らしにくい：0名	・病院や学校、保育園等がある。 ・自然が多く環境が良い。 など
城南地区	●暮らしやすい：5名 ●暮らしにくい：0名	・日常生活に必要なものは揃っている。 ・人と人とのコミュニケーションが良い。 ・自然が豊か。 など
川尻地区	●暮らしやすい：5名 ●暮らしにくい：1名	・日常生活の利便性が高い。 ・出張所や病院等が近くに立地している。 など
城山地区	●暮らしやすい：13名 ●暮らしにくい：1名	・日常生活の利便性が高い。 ・自然環境が良く、住民との繋がりが強い。 など
上熊本地区	●暮らしやすい：8名 ●暮らしにくい：0名	・日常生活や公共交通の利便性が高い。 ・自然や緑が多く、静かである。 ・歴史、文化的な遺産が多い など
中心市街地	●暮らしやすい：4名 ●暮らしにくい：0名	・日常生活や公共交通が充実している。 ・人と人とのコミュニケーションが良い。 など

暮らしにくいと感じる理由（マイナス面）	その他
・道路が狭くて離合できない。国道3号が渋滞している。 ・国道3号まで出ないとバスに乗れない。 など	・高齢者が多く、その方々の今後の生活が心配 ・農業集落の維持活性化が必要 ・植木駅の整備が必要 など
・バスの運行本数が少ない。 ・スーパー等が近くになく不便。 など	・西環状道路完成による3号の渋滞を懸念。 ・3号線の二車線化を希望 ・西里駅の整備が必要 など
・交通渋滞がひどい ・高齢者が歩ける環境ではない。 など	・北区役所へのアクセスが不便 ・空き家の対策が必要 ・古くに開発されたニュータウンへの対策必要
・坂が多く道路が狭いため交通事故等危険が多い。 ・3号が渋滞している など	・高齢化が進んでおり歩ける環境が必要 ・北区役所へのアクセスが不便。 ・駅や空港へのアクセス性の向上が必要 など
・マンション等の住民が多くなり地域間のつながりがよくない。 ・道路が狭い。 など	・バスを待つ環境の向上が必要。 ・歩くことは健康にも良い。 ・子飼への市電の復活 など
・中心部以外に公共交通で行きにくい。 ・地域のコミュニケーションが不足している。 など	・タクシー券などの活用が必要。 ・IC や空港などから都市高速道路を整備 など
・渋滞が激しい。 ・町内で集まれるような集会所が無い。 ・地域コミュニティが不足している。 など	・自転車利用環境の向上が必要 ・自治会への加入が必要。地域のリーダーの育成が必要 など
・健軍商店街の活性化が必要。 ・渋滞がひどい。道路が狭い。 など	・高齢者への対策が必要 ・地域のコミュニケーションの充実が必要 ・市電の延伸やモノレール化はどうか。 など
・交通渋滞等がひどい。周りがどんどん駐車場になっている。 ・住民の協調性が悪い。 など	・市電やバスの環状線化はどうか。 ・ごみだしのマナーが悪い。 ・お年寄りを地域で支える取り組みが必要。
・公民館などの地域で集まる場が少ない。 - など	・新しいJR 駅に駐車場が必要。 ・農業試験場跡地の開発に期待する。 など
・生鮮食品が買えず、川尻や宇土へ行かなくてはならない。 ・公共交通が不便。 など	・乗合タクシーの整備が必要 ・県営野球場の誘致 など
・めどまち橋の渋滞が激しい。新しい橋を架ける必要がある。 ・公共交通は不便。しかし車前提なので意識してはいない。 - など	・農業や観光自然などの地域の魅力活用を。 ・小学校が手狭になっており新設分離校を。 - など
・3号線で地域が東西に二分化されている。 ・地域で集まれる場がない。 など	・天明方面の農産物、海産物の利活用を。 ・農家が減っている。 など
・公共交通が不便(自動車での移動が前提)。西部車庫の活用を。 ・買い物が不便。 ・子どもが安心して遊べる場が少ない。 など	・食料品の買い物ができる店が増えてほしい。 ・道の駅の整備などで地域の特産物アピール ・企業誘致をしてはどうか など
・道路が狭い。 ・芳野などは公共交通の便が悪い。 - など	・西区役所に公共交通でいきにくい。 ・熊本駅、上熊本駅の整備に期待している。 - など
・戸建て住人とマンション住人の交流が不足している - など	・高齢者になり免許返納しても暮らしやすい - など

巻末 1－4 民間団体ヒアリング結果

■ヒアリング概要

平成 26 年 11 月～平成 27 年 1 月にかけて、以下の 28 団体に多核連携都市づくりの方向性や各団体が抱える課題等に関してヒアリングを行ったもの。主な意見は以下のとおり。

【医療関係】

民間団体等	主な意見
熊本市医師会	・国が在宅医療を推進しており、27 の地域包括支援センターの圏域と 15 の地域拠点がどのように合致してくるのか ・高齢者を拠点内の市営団地などに安く住まわせてはどうか ・病院開設者にこういった計画を情報提供することは可能
鹿本医師会	・人口分布や施設立地状況など、行政からの十分な情報提供を望む ・地域コミュニティの活性化とかかりつけ医を持って生活することが重要
下益城郡医師会	・医療サイドが目指す地域包括ケアや在宅医療はまちづくりとリンクすべき ・今回の地域拠点は、地域包括ケアや在宅医療を含めた拠点であるべき ・空き家等を活用したデイサービスやグループホームを支援してほしい
熊本市歯科医師会	・地域の特性にあった拠点形成を模索すべき。合併町は性質が異なる。 ・熊本市は道路交通網が不便である ・会員に情報を提供することは可能
熊本市薬剤師会	・在宅医療が推進されており、27 センターをベースに圏域を考えることになる ・市内の薬局は県外資本の業者に押されており、支援すべきは地場薬局である ・在宅医療と多核連携都市づくりがどのように合致してくるかが課題

【高齢者・障害者関係】

民間団体等	主な意見
熊本市社会福祉協議会	・高齢者支援、子育て支援、障害者支援などの福祉の総合窓口があると良い ・当協議会は地域コミュニティの活性化に取り組んでおり、地域のつながりが重要
熊本市社会福祉事業団	・入所型施設は郊外部の環境豊かな所で良いが、通所型は利便性が良く、分かりやすい場所にあったほうが良い ・地域包括ケアシステムと多核連携都市のリンクの仕方が難しい。 ・人口分布など、行政からの情報提供を望む
熊本市老人クラブ連合会	・現在の地域社会は老人が大半を占めており、コミュニティ形成の大きな担い手であるため、活用すべき。
熊本市老人福祉施設協議会	・建設ニーズは中心部に多いが土地が無い。行政に手伝って欲しい。 ・高齢者になってからの引越は困難。子育てが一段落した 50 代ぐらいをターゲットに住み替えを促進すべき。 ・地域包括ケアや在宅医療は実はお金がかかる。非効率的であり拠点に多数の病床を持つ大きめの施設を立地すべき。また、介護に携わる人材の確保が課題である
熊本県身体障害者福祉団体協議会	・障がい者をどこの保育所、小中学校でも受け入れられるようにすべき ・拠点ごとぐらいで福祉のための総合案内所があると良い

【子育て関係】

民間団体等	主な意見
熊本市保育園連盟	・ 保育園の土地は寄付が多いため、拠点への集積に保育園はなじまない。 ・ 今は施設の建替え、改修をしたい施設がたくさんある状況 ・ 保育所は地域の資源であり、もっと地域に活用してほしい ・ 出生率の向上には親が家にいる時間を長くすべき。
熊本市 私立幼稚園協会	・ 防犯の面で学校や公園が閉鎖され、子どもが集まる場が無くなった。地域で育つ環境を作ってあげることが重要。 ・ 花火大会やどんどやなど、昔からの年中行事を復活すべき ・ 出生率向上には3世代同居を推進するべき。定住促進、少子化対策に繋がる
熊本県 私立幼稚園連合会	・ 施設のキャパは十分。待機児童解消には人材(保育士)の確保が課題である ・ 共働きの推進も一つの手だが、親が子どもと過ごす時間を増やすのも重要

【教育関係】

民間団体等	主な意見
熊本市 PTA協議会	・ 地域交流の場として学校の役割は重要。子育て支援ネットワークができたのでこれを活用すべき。 ・ 校区ごとのまちづくりを担う「地域コーディネータ」を行政でリードして作って欲しい
熊本市社会教育 振興事業団	・ 事業団の活動であるスポーツ振興が地域コミュニティの活性化に繋がる ・ 行政はもっと情報を発信してほしい
熊本県 私学協会	・ 介護の専門学校が減ってしまった ・ 学校が地域に果たす役割は大きく、学校でのイベントをもっとすべき

【経済関係】

民間団体等	主な意見
熊本青年会議所	・ 空きテナントの地主が金に困っておらず、バブル期のような高額賃料じゃないと貸さないケースがある。そのまま空き床となっている ・ 在宅医療は介護する側の負担が大きい。実態は施設整備を推進すべき ・ 時間や余裕を持った高齢者と地域コーディネーター役のマッチングが必要 ・ 行政の情報は自分でプル(ひっぱる)しないと出てこない。情報提供を流して。
熊本商工会議所	・ 商店街などでは住宅と閉鎖した店舗が一体としてあり、この活用が課題 ・ 昔ながらの商店街は地域コミュニティの活性化に寄与する。高齢者に出てきてもらう工夫が必要
熊本経済同友会	・ 商工会議所と一緒に作成した都市圏ビジョンの推進を図っていく
熊本県商店街 振興組合連合会	・ 病院や学校などの都市機能や居住は中心部に集めることが重要である ・ エリアについては小さく決めてよい ・ 地域をリードする人材の育成が必要。最終的にまちづくりはひとづくりである。自治会などと連携して、その地域を良くしようとする体系を作るべき。

【住宅関係】

民間団体等	主な意見
熊本県建築協会	・居住誘導区域から外れる人達への配慮が必要。住み慣れた地域から離れたくない人は多いはず。 ・公共交通については交通センターへの一極集中。もっと分かりやすくすべき。
熊本県建築士事務所協会	・拠点周辺や公共交通軸周辺に空き家があり、その対策として空き家の除却費やリフォームに対する補助が必要 ・空き家対策と同時に狭隘道路の解消などインフラ整備も必要 ・住宅を誘導するためには医療や商業、子育て支援施設が必要
熊本県建築士会	・行政が定住促進のためにお金を交付する制度は効果が少ないと考える ・中心市街地内の小さなエリアでも核を結ぶという観点が必要 ・この考えは非常に重要であるが、スパンの長い計画なので時間をかけてイメージを市民に植え付ける必要がある
日本賃貸住宅管理協会熊本県支部	・郊外は地価が安いので税金を上げるなどして誘導してはどうか ・賃貸業の利回りが成り立つのはまちなかや公共交通軸周辺である ・空き家の大半は賃貸用でなく、単に後継者がいない家や老朽家屋である ・バスも駅のように、明確に核となるバス停があると分かりやすい ・持ち家から賃貸へ移ることはほぼ考えられない
熊本県宅地建物取引業協会	・中心部の良い土地やビルは、東京等から投資目的による買占めがっており、市民レベルでは流通していない ・実態はまちなかは虫食い状態で空き家がある。 空き地空き家は公園などにすべき ・甲佐町のように補助金を出して人を呼び込むことの効果はいまいちである ・行政に情報提供することは可能であり、行政と業界のネットワーク構築が重要
全日本不動産協会	・更地にすると税が上がるが、逆に老朽化した家屋の税額を上げるべきである。 法律や税制度と個人財産との関係が整理されていないことが問題 ・行政は土地に対する個人の財産にもっと踏み込んで良い ・知らない土地に移り住むにはその地域のコミュニティに入れるかが課題
熊本県住宅メーカー協議会	・近くに多世代で暮らす人に対する補助を行うべき。 安心して子どもを産める環境 ・県外から見ても熊本は住宅マーケットとして魅力的であるが、それを活かされてはいない。新幹線定期の補助などで呼び込んではいかがか。 ・周辺市町は子育て世代に手厚い支援があり、そっちに人が流れている ・住んでくれる人に直接お金を支援することに関しては効果が少ないと考える
熊本県優良住宅協会	・まちを再生するためには、地域会合の場を増やす必要がある。行政はそういった場を地域に対して作ってあげる努力をすべき ・J Rの高架が完了したら西部に向かってまちが繋がるため、効果を西部に波及させてほしい ・新しい核は民間が手を入れるので、行政は昔ながらの核を復活させるべき

2 地域拠点の現状について

誘導施設（商業施設・医療施設・金融施設）について、地域生活圏ごとに分析を行いました。

地域生活圏は、平成 27 年 8 月に実施した市民懇話会におけるアンケート調査（日常生活で利用する買い物先、病院、銀行・郵便局等）や第 4 回熊本都市圏パーソントリップ調査結果による私用目的の人の動きなどを基に設定しました。（巻末 1－3）

【総括表】

	人 口（単位：人）				面 積（単位：ha）			
	市全域	市街化区域	都市機能誘導区域	居住誘導区域	市全域	市街化区域	都市機能誘導区域	居住誘導区域
熊本市	734,474	644,441	192,974 (29.9%)	358,767 (55.7%)	39,032	10,795	3,146 (29.1%)	5,904 (54.7%)

※H22 国勢調査 500m メッシュを基に、メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計。

() 内は市街化区域に対する割合。

	人 口（単位：人）			面 積（単位：ha）		
	地域生活圏	都市機能誘導区域	居住誘導区域	地域生活圏	都市機能誘導区域	居住誘導区域
植木地区	30,877	3,998 (12.9%)	4,851 (15.7%)	6,609	135 (2.0%)	153 (2.3%)
北部地区	27,992	2,473 (8.8%)	5,594 (20.0%)	2,983	70 (2.3%)	236 (7.9%)
楠・武蔵ヶ丘地区	61,433	19,577 (31.9%)	31,113 (50.6%)	1,051	296 (28.2%)	499 (47.5%)
八景水谷・清水亀井地区	64,969	16,497 (25.4%)	33,304 (51.3%)	1,410	326 (23.1%)	650 (46.1%)
子飼地区	50,619	15,476 (30.6%)	40,859 (80.7%)	816	172 (21.0%)	572 (70.1%)
長嶺地区	123,035	17,290 (14.1%)	64,403 (52.3%)	3,277	201 (6.1%)	757 (23.1%)
水前寺・九品寺地区	95,938	26,481 (27.6%)	69,946 (72.9%)	1,236	303 (24.5%)	822 (66.5%)
健軍地区	106,075	21,606 (20.4%)	49,469 (46.6%)	2,099	201 (9.6%)	609 (29.0%)
平成・南熊本地区	72,213	19,509 (27.0%)	38,802 (53.7%)	1,677	308 (18.4%)	586 (34.9%)
刈草地区	64,412	7,733 (12.0%)	12,027 (18.7%)	4,510	154 (3.4%)	263 (5.8%)
富合地区	9,956	431 (4.3%)	431 (4.3%)	1,973	53 (2.7%)	53 (2.7%)
城南地区	20,188	3,036 (15.0%)	3,036 (15.0%)	3,697	120 (3.2%)	120 (3.2%)
川尻地区	37,988	5,146 (13.5%)	7,759 (20.4%)	3,666	139 (3.8%)	140 (3.8%)
城山地区	76,648	1,475 (1.9%)	17,410 (22.7%)	10,541	54 (0.5%)	453 (4.3%)
上熊本地区	41,848	9,455 (22.6%)	13,369 (31.9%)	4,687	201 (4.3%)	297 (6.3%)
中心市街地	35,450	22,791 (64.3%)	29,617 (83.5%)	656	415 (63.3%)	539 (82.2%)

※H22 国勢調査 500m メッシュを基に、メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計。

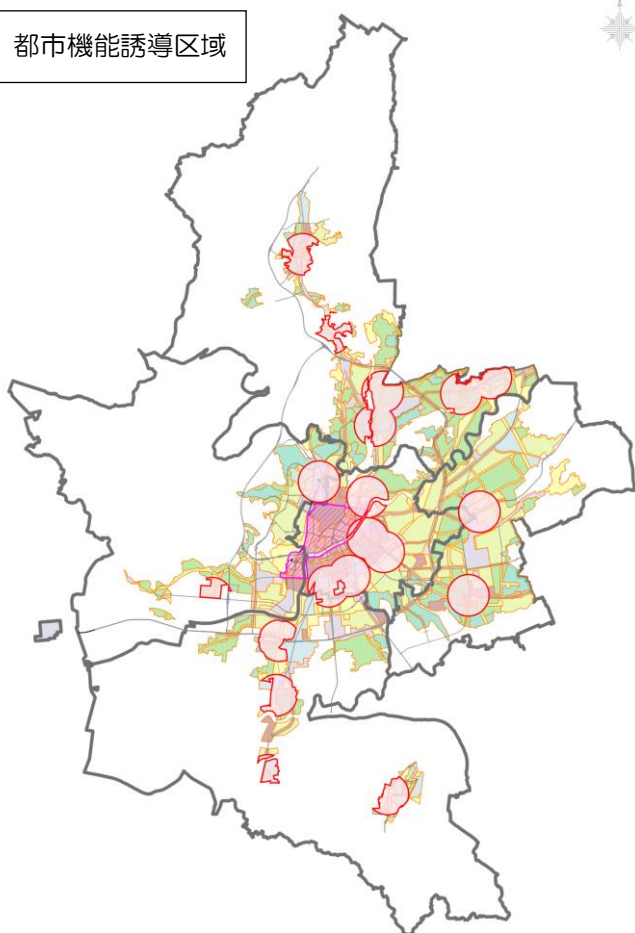
() 内は地域生活圏に対する割合。都市機能別の人口カバー率は地域生活圏を対象に算出した値。

※地域生活圏の設定において小学校区で重複があるため、上記値の合計は熊本市全域の値と一致しない。

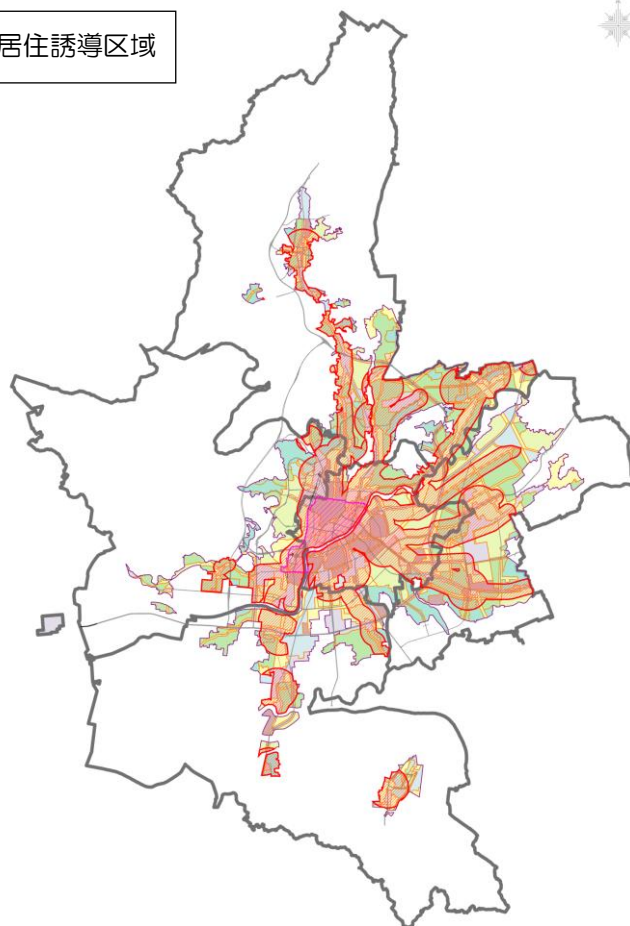
人口密度（単位：人/ha）				都市機能別の人口カバー率		
市全域	市街化区域	都市機能誘導区域	居住誘導区域	商業機能	医療機能	金融機能
18.8	59.7	61.3	60.8	75.8%	92.3%	91.4%

人口密度（単位：人/ha）			都市機能別の人口カバー率		
地域生活圏	都市機能誘導区域	居住誘導区域	商業機能	医療機能	金融機能
4.7	29.7	31.8	42.8%	68.8%	66.9%
9.4	35.4	23.7	35.3%	81.7%	59.2%
58.5	66.1	62.4	77.1%	92.5%	95.6%
46.1	50.7	51.2	73.0%	96.3%	88.4%
62.0	90.2	71.4	91.4%	100%	100%
37.5	86.0	85.1	84.4%	97.5%	97.4%
77.6	87.5	85.1	97.6%	100%	100%
50.5	107.5	81.2	85.0%	99.5%	96.8%
43.1	63.3	66.2	96.3%	100%	97.3%
14.3	50.2	45.7	64.8%	90.4%	87.5%
5.0	8.2	8.2	12.0%	68.1%	61.8%
5.5	25.3	25.3	23.4%	58.9%	56.6%
10.4	36.9	55.3	47.4%	83.7%	84.0%
7.3	27.4	38.5	46.1%	73.4%	79.4%
8.9	47.1	45.0	50.2%	87.1%	84.7%
54.0	54.9	54.9	99.5%	99.5%	99.5%

都市機能誘導区域

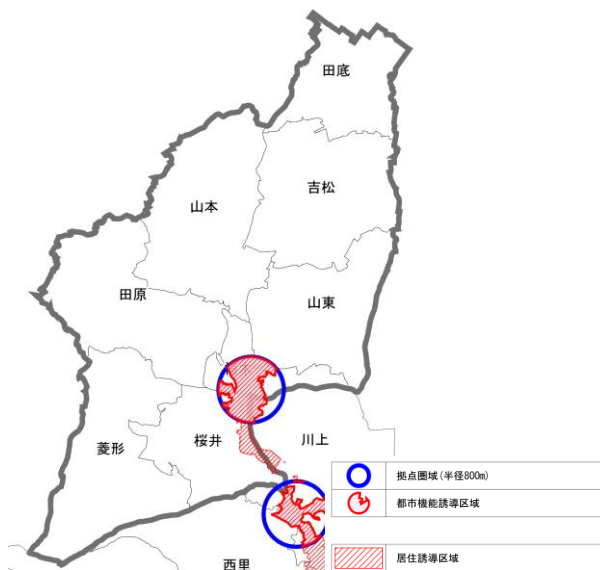


居住誘導区域



【①植木地区】

(地域生活圏の状況)

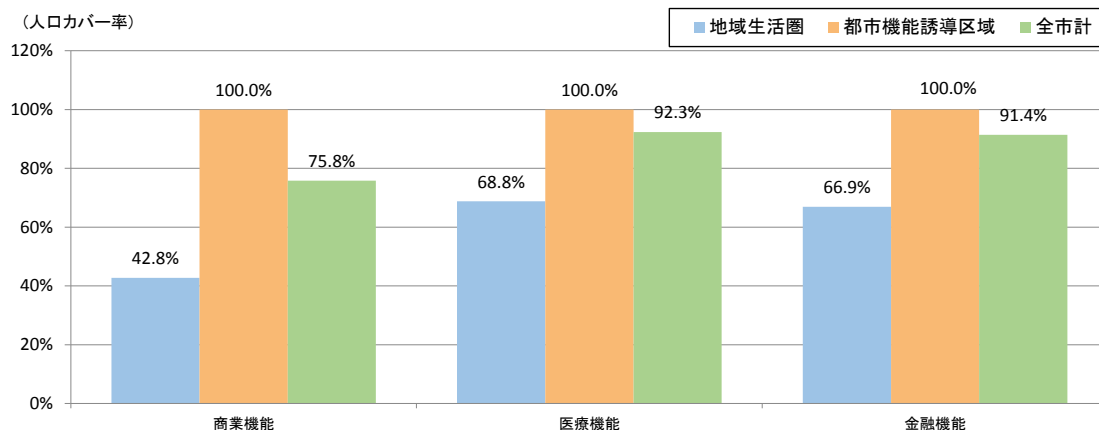


	人 口	面 積
地域生活圏	30,877 人	6,609ha
都市機能誘導区域	3,998 人 (12.9%)	135ha (2.0%)
居住誘導区域	4,851 人 (15.7%)	153ha (2.3%)

※H22 国勢調査 500m メッシュを基に、メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※ () 内は地域生活圏に対する割合

(都市機能別の人口カバー率)

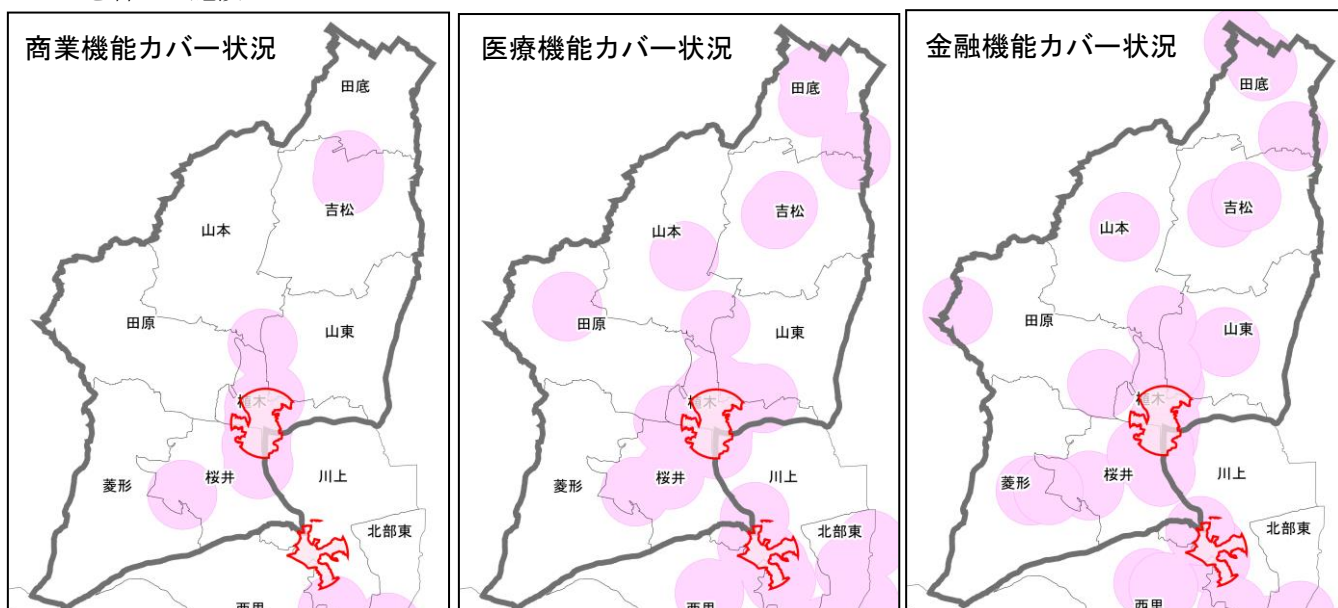


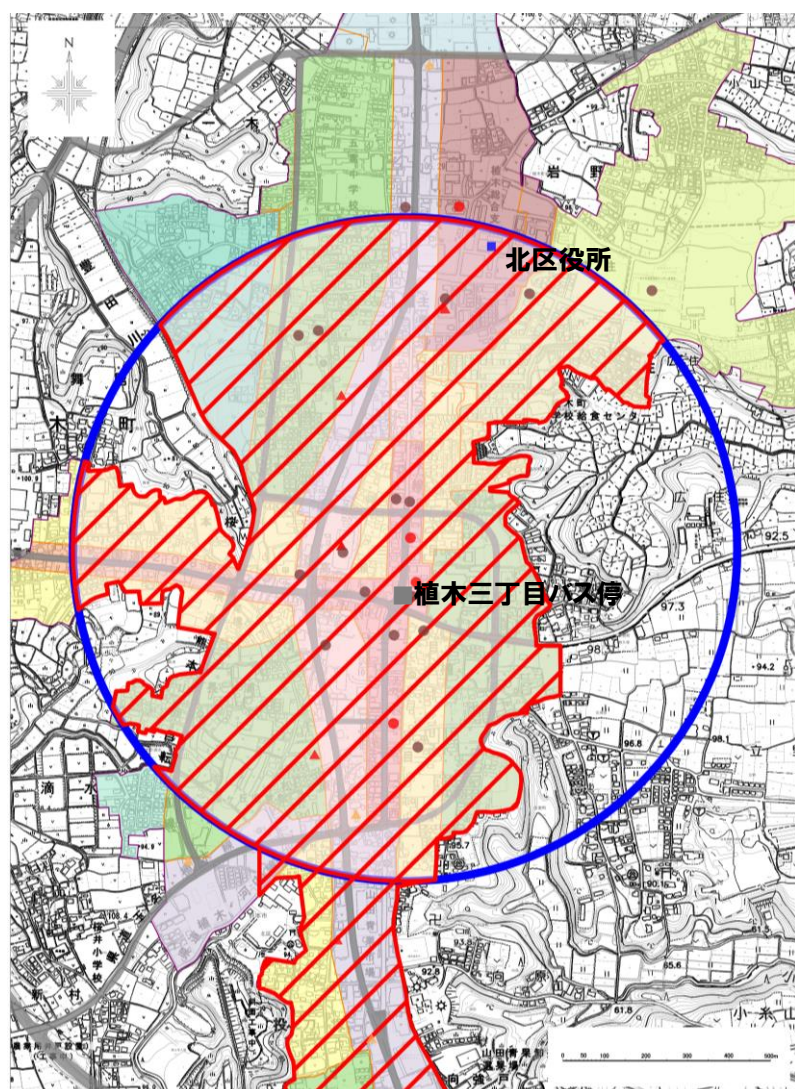
※人口カバー率は、各都市機能施設を対象に施設から 800m 圏内において H22 国勢調査 500m メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 m²以上の施設

※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設+コンビニエンスストア

※医療機能は、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する「病院・診療所」を合せた施設





▲	商業施設
●	金融施設
●	医療施設
▲	コンビニエンスストア

—	市域界
—	市街化区域界
—	都市計画道路
■	中心市街地

○	拠点圏域 (半径800m)
Ⓜ	都市機能誘導区域

■	居住誘導区域
---	--------

用途地域	
■	第1種低層住居専用地域
■	第2種低層住居専用地域
■	第1種中高層住居専用地域
■	第2種中高層住居専用地域
■	第1種住居地域
■	第2種住居地域
■	準住居地域
■	近隣商業地域
■	商業地域
■	準工業地域
■	工業地域
■	工業専用地域

都市機能	施設数	代表施設	対応方針
商業機能	5 施設 (0 施設)	植木ショッピングプラザウエッキー、鮮ど市場植木店、マルキョウ植木店、他 2 施設	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
金融機能	3 施設 (1 施設)	熊本銀行(株)植木支店、熊本第一信用金庫植木支店、植木郵便局（セブンイレブン植木松原）	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
医療機能	14 施設 【4/4】 (0 施設)	医療法人寺尾病院、橋本整形外科内科、その他 12 施設	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。

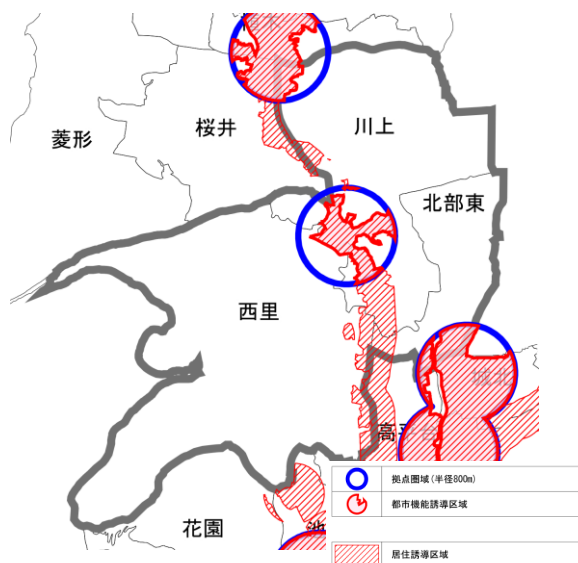
※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 m²以上の商業施設の施設数。

※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設数。

※医療機能は、「病院・診療所」を合せた施設数となっており、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する施設数。【○/4】は4診療科目のうち○科目が集積していることを示す。

※ () 内の施設は補完施設：都市機能誘導区域外の 800m 圏内に立地する施設及び金融機能に関してはコンビニエンスストアも含む。

【②北部地区】



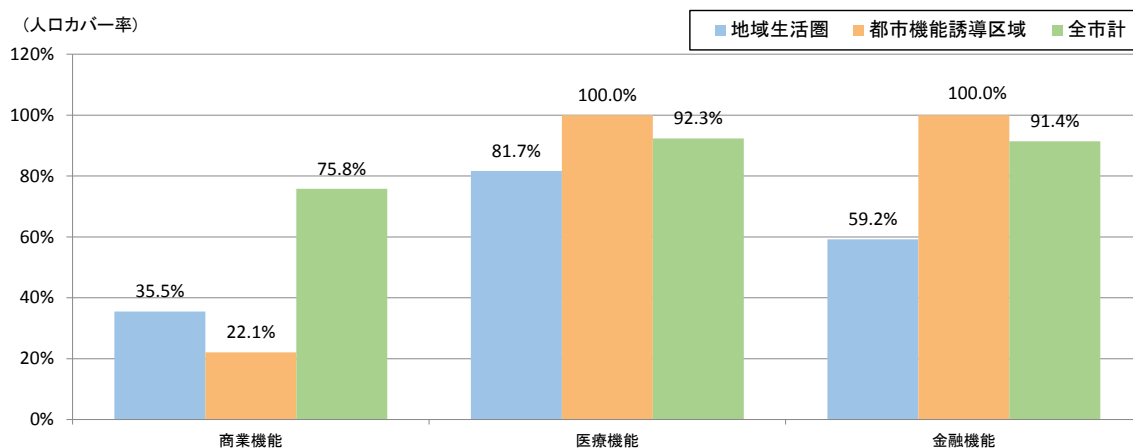
(地域生活圏の状況)

	人 口	面 積
地域生活圏	27,992 人	2,983ha
都市機能誘導区域	2,473 人 (8.8%)	70ha (2.3%)
居住誘導区域	5,594 人 (20.0%)	236ha (7.9%)

※H22 国勢調査 500m メッシュを基に、メッシュの重心が
各エリアに含まれるものを対象として集計

※ () 内は地域生活圏に対する割合

(都市機能別の人口カバー率)



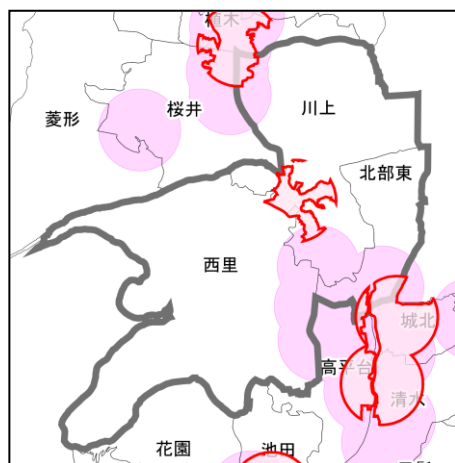
※人口カバー率は、各都市機能施設を対象に施設から 800m 圏内において H22 国勢調査 500m メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 m²以上の施設

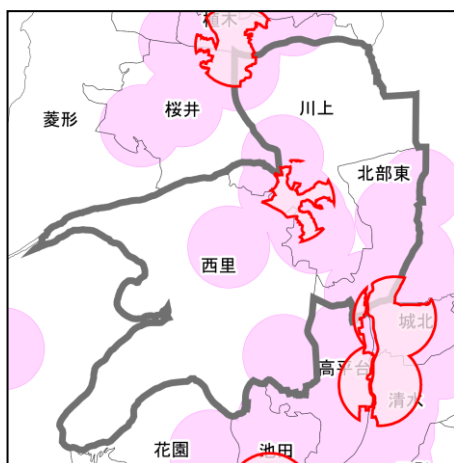
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設+コンビニエンスストア

※医療機能は、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する「病院・診療所」を合せた施設

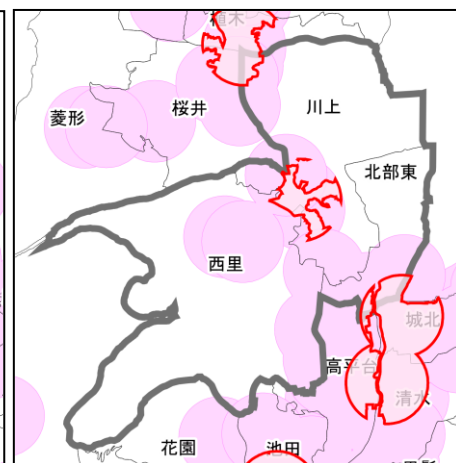
商業機能カバー状況

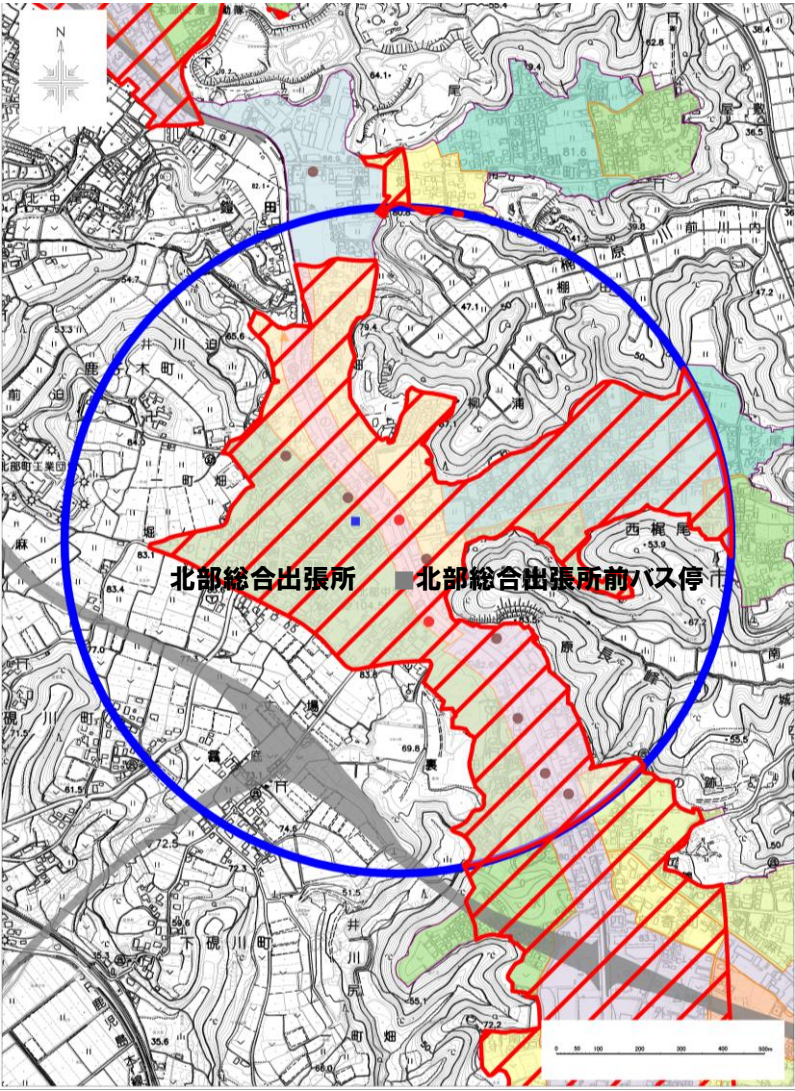


医療機能カバー状況



金融機能カバー状況





▲	商業施設
●	金融施設
●	医療施設
▲	コンビニエンスストア

—	市域界
—	市街化区域界
—	都市計画道路
■	中心市街地

○	拠点圏域(半径800m)
Ⓜ	都市機能誘導区域

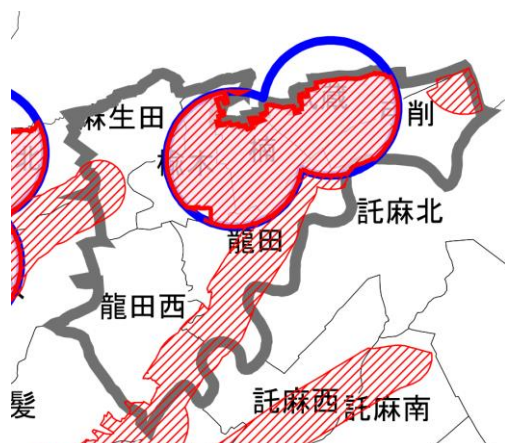
■	居住誘導区域
---	--------

用途地域	
第1種低層住居専用地域	準住居地域
第2種低層住居専用地域	近隣商業地域
第1種中高層住居専用地域	商業地域
第2種中高層住居専用地域	準工業地域
第1種住居地域	工業地域
第2種住居地域	工業専用地域

都市機能	施設数	代表施設	対応方針
商業機能	0 施設 (0 施設)	—	誘導施設（確保）として位置付けて、施設が立地するよう促していく。
金融機能	2 施設 (1 施設)	肥後銀行(株)北部町支店、北部郵便局（セブンイレブン熊本鹿子木町）	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
医療機能	7 施設 【4/4】 (0 施設)	北部病院、よもぎクリニック、熊本リウマチ内科、その他 4 施設	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設の施設数。
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設数。
※医療機能は、「病院・診療所」を合せた施設数となっており、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する施設数。【○/4】は 4 診療科目のうち○科目が集積していることを示す。
※（）内の施設は補完施設：都市機能誘導区域外の 800m 圏内に立地する施設及び金融機能に関してはコンビニエンスストアも含む。

【③楠・武蔵ヶ丘地区】



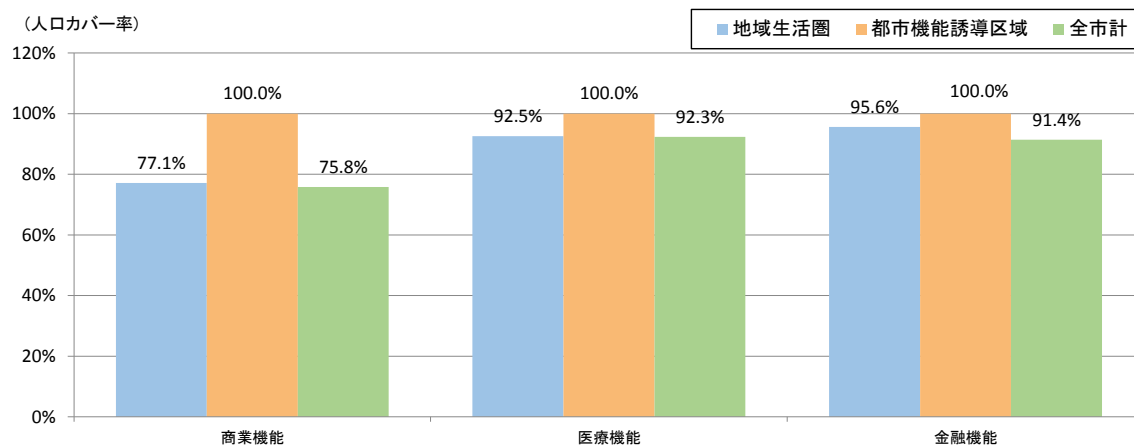
(地域生活圏の状況)

	人 口	面 積
地域生活圏	61,433 人	1,051ha
都市機能誘導区域	19,577 人 (31.9%)	296ha (28.2%)
居住誘導区域	31,113 人 (50.6%)	499ha (47.5%)

※H22 国勢調査 500m メッシュを基に、メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※ () 内は地域生活圏に対する割合

(都市機能別の人口カバー率)



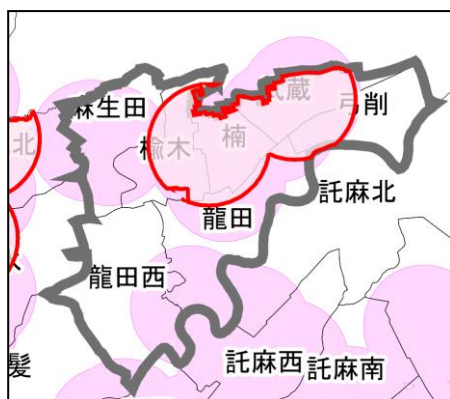
※人口カバー率は、各都市機能施設を対象に施設から 800m 圏内において H22 国勢調査 500m メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 m²以上の施設

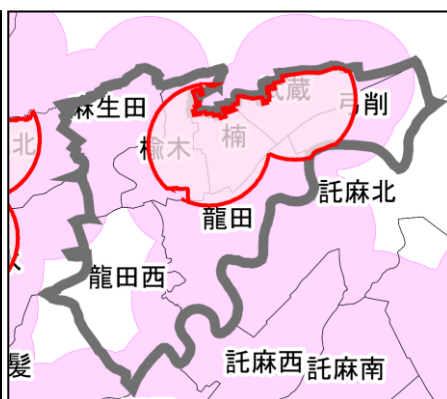
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設+コンビニエンスストア

※医療機能は、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する「病院・診療所」を合せた施設

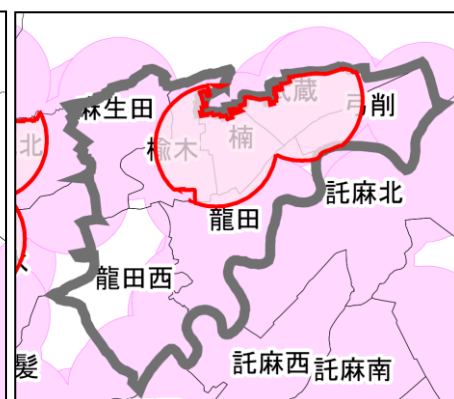
商業機能カバー状況

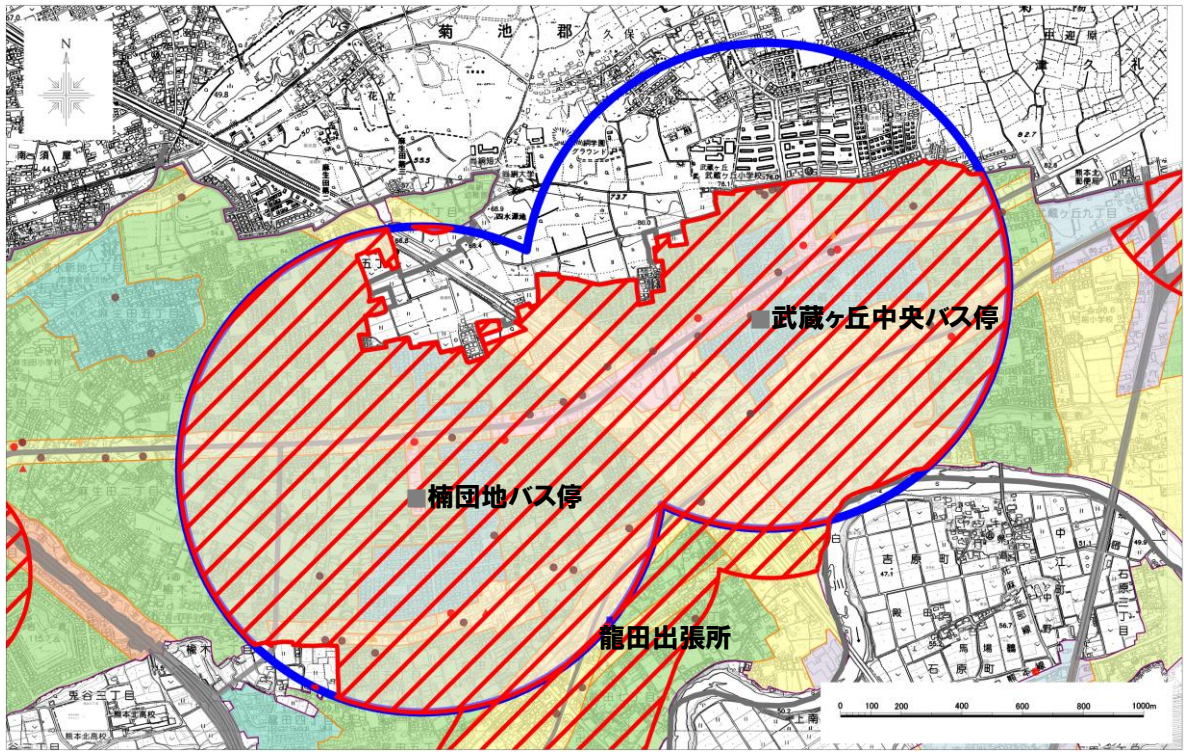


医療機能カバー状況



金融機能カバー状況





	市域界
	市街化区域界
	都市計画道路
	中心市街地
	拠点圏域(半径800m)
	都市機能誘導区域
	居住誘導区域

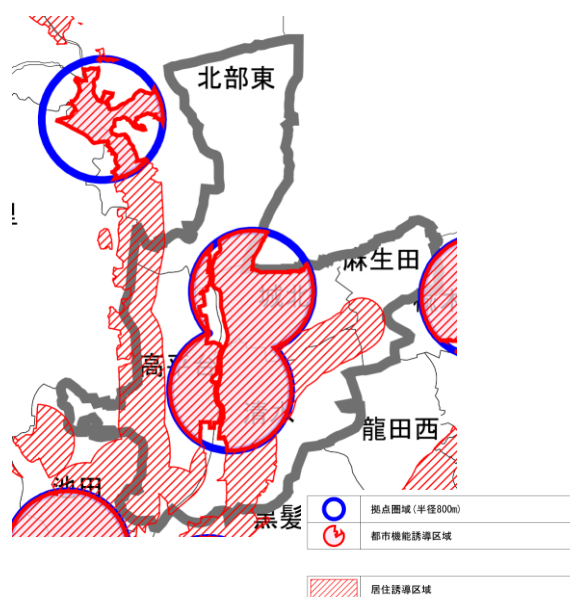
	商業施設
	金融施設
	医療施設
	コンビニエンスストア

用途地域	
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

都市機能	施設数	代表施設	対応方針
商業機能	4 施設 (0 施設)	マルショク武蔵ヶ店、鶴屋フーディーワン楠店、その他 2 施設	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
金融機能	7 施設 (4 施設)	熊本銀行(株)楠支店、熊本銀行(株)武蔵ヶ丘支店、肥後銀行(株)楠支店、その他 4 施設 (セブンイレブン熊本楠6丁目等)	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
医療機能	28 施設 【4/4】 (0 施設)	熊本博愛病院、武蔵ヶ丘病院、えがみ小児科、その他 25 施設	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設の施設数。
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設数。
※医療機能は、「病院・診療所」を合せた施設数となっており、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する施設数。【○/4】は 4 診療科目のうち○科目が集積していることを示す。
※ () 内の施設は補完施設：都市機能誘導区域外の 800m 圏内に立地する施設及び金融機能に関してはコンビニエンスストアも含む。

【④八景水谷・清水亀井地区】



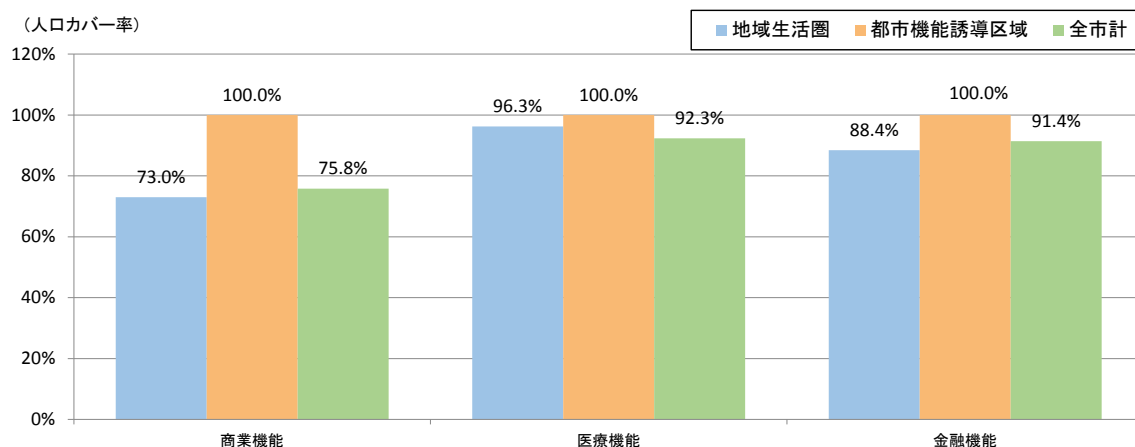
(地域生活圏の状況)

	人 口	面 積
地域生活圏	64,969 人	1,410ha
都市機能誘導区域	16,497 人 (25.4%)	326ha (23.1%)
居住誘導区域	33,304 人 (51.3%)	650ha (46.1%)

※H22 国勢調査 500m メッシュを基に、メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※ () 内は地域生活圏に対する割合

(都市機能別の人口カバー率)



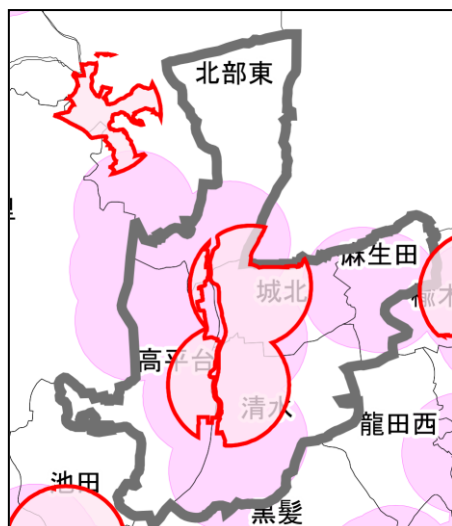
※人口カバー率は、各都市機能施設を対象に施設から 800m 圏内において H22 国勢調査 500m メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 m²以上の施設

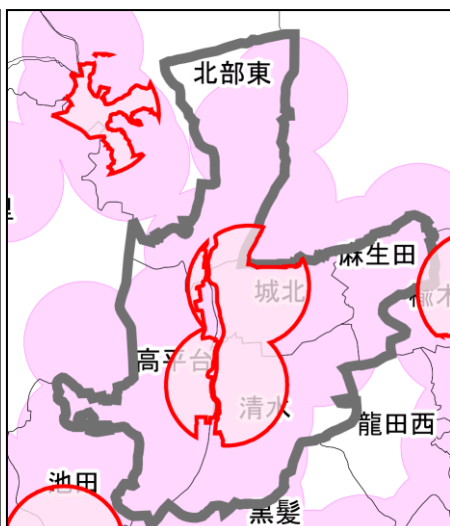
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設+コンビニエンスストア

※医療機能は、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する「病院・診療所」を合せた施設

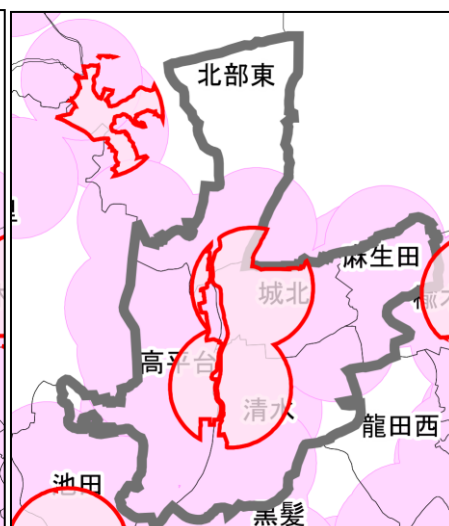
商業機能カバー状況

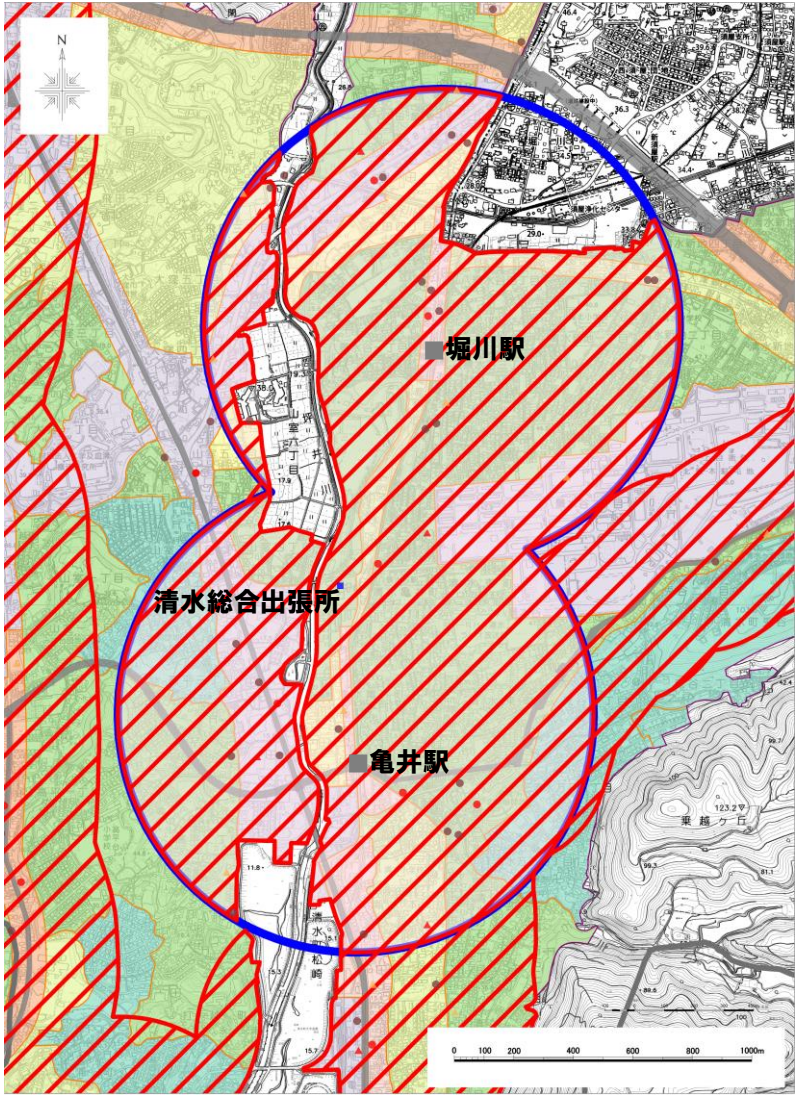


医療機能カバー状況



金融機能カバー状況





▲	商業施設
●	金融施設
●	医療施設
▲	コンビニエンスストア

—	市域界
—	市街化区域界
—	都市計画道路
■	中心市街地

○	拠点圏域 (半径800m)
○	都市機能誘導区域

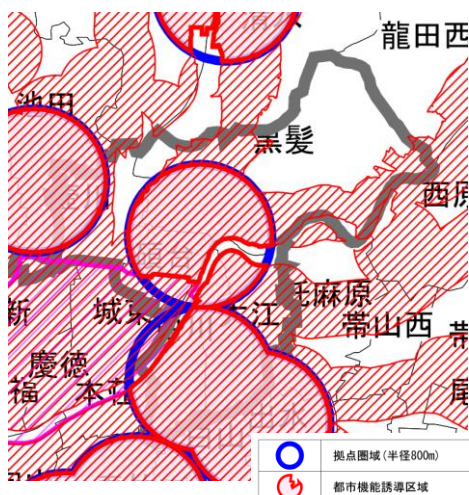
■	居住誘導区域
---	--------

用 途 地 域	
■	第1種低層住居専用地域
■	第2種低層住居専用地域
■	第1種中高層住居専用地域
■	第2種中高層住居専用地域
■	第1種住居地域
■	第2種住居地域
■	準住居地域
■	近隣商業地域
■	商業地域
■	準工業地域
■	工業地域
■	工業専用地域

都市機能	施設数	代表施設	対応方針
商業機能	5 施設 (0 施設)	鮮ど市場飛田店、熊本生鮮市場清水店、その他 3 施設	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
金融機能	6 施設 (6 施設)	肥後銀行(株)堀川支店、熊本信用金庫飛田支店、その他 4 施設（セブンイレブン熊本鶴羽田等）	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
医療機能	21 施設 【4/4】 (2 施設)	斉藤寿外科医院、城北胃腸科内科クリニック、その他 19 施設（熊本機能病院、むらた歯科医院）	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設の施設数。
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設数。
※医療機能は、「病院・診療所」を合せた施設数となっており、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する施設数。【○/4】は 4 診療科目のうち○科目が集積していることを示す。
※ () 内の施設は補完施設：都市機能誘導区域外の 800m 圏内に立地する施設及び金融機能に関してはコンビニエンスストアも含む。

【⑤子飼地区】



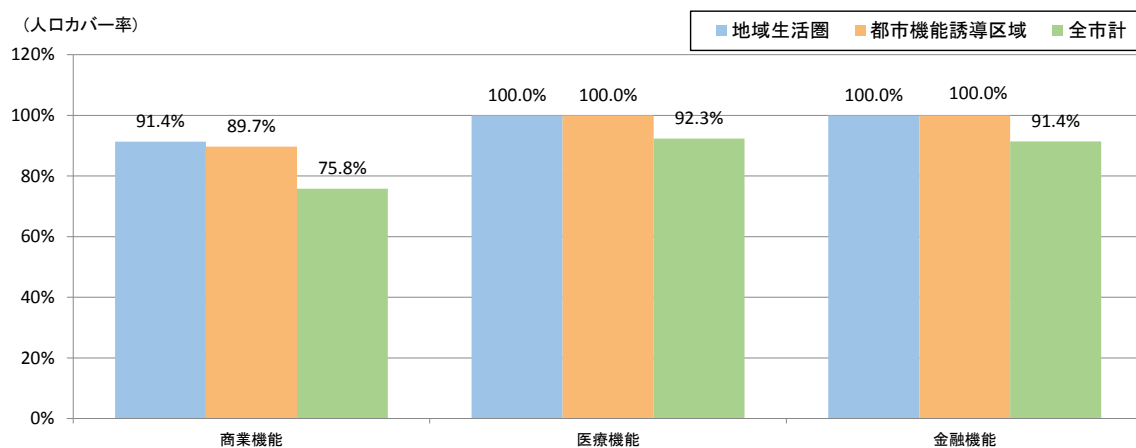
(地域生活圏の状況)

	人 口	面 積
地域生活圏	50,619 人	816ha
都市機能誘導区域	15,476 人 (30.6%)	172ha (21.0%)
居住誘導区域	40,859 人 (80.7%)	572ha (70.1%)

※H22 国勢調査 500m メッシュを基に、メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※ () 内は地域生活圏に対する割合

(都市機能別の人口カバー率)



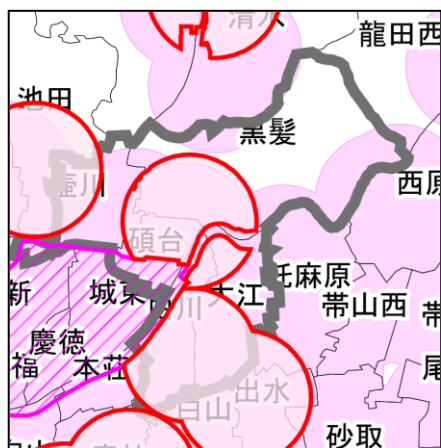
※人口カバー率は、各都市機能施設を対象に施設から 800m 圏内において H22 国勢調査 500m メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 m²以上の施設

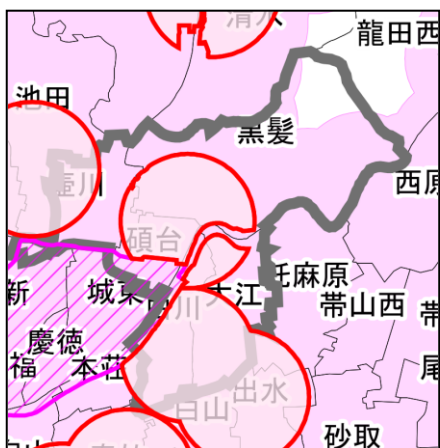
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設+コンビニエンスストア

※医療機能は、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する「病院・診療所」を合せた施設

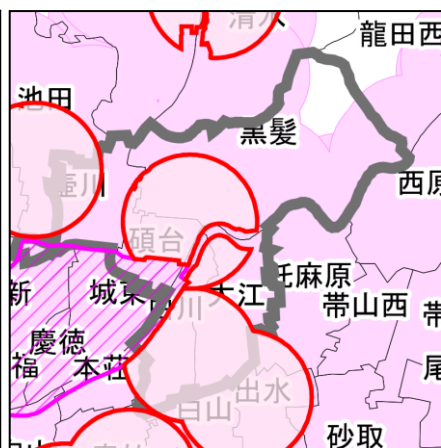
商業機能カバー状況

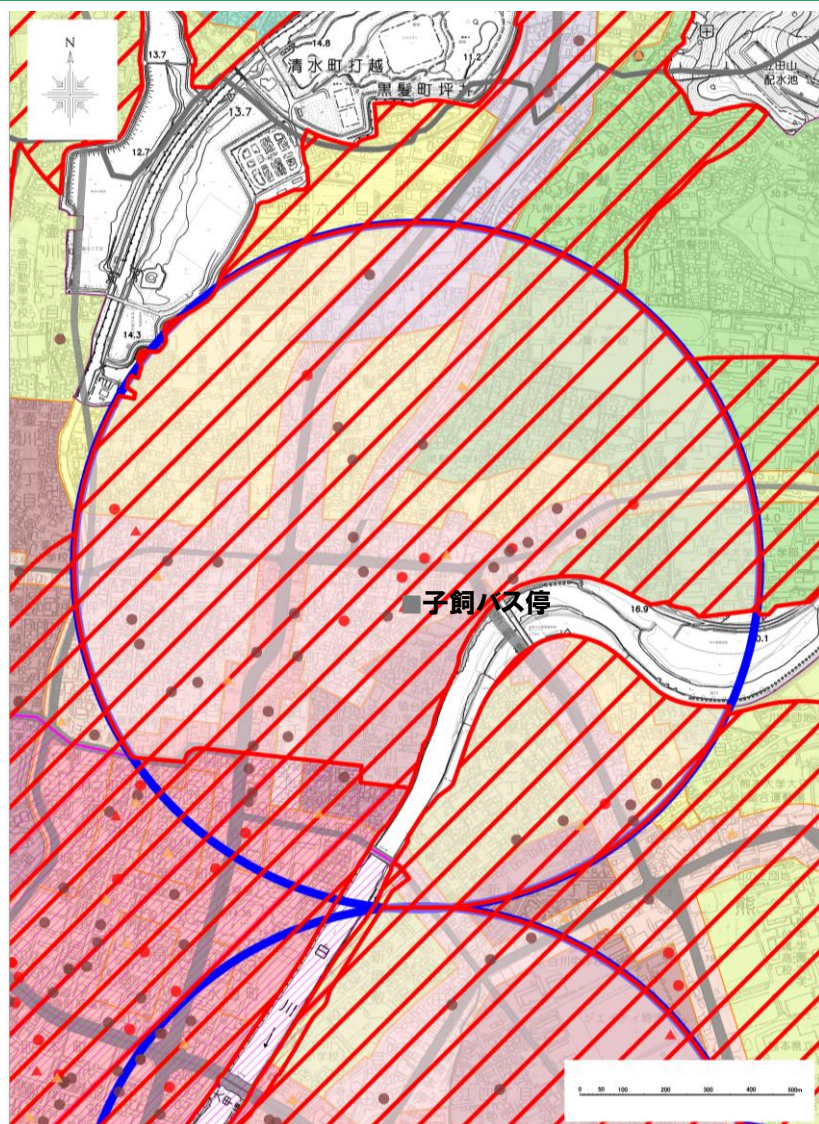


医療機能カバー状況



金融機能カバー状況





▲	商業施設
●	金融施設
●	医療施設
▲	コンビニエンスストア

—	市域界
—	市街化区域界
—	都市計画道路
■	中心市街地

○	拠点圏域 (半径800m)
Ⓜ	都市機能誘導区域

■	居住誘導区域
---	--------

用途地域	
第1種低層住居専用地域	準住居地域
第2種低層住居専用地域	近隣商業地域
第1種中高層住居専用地域	商業地域
第2種中高層住居専用地域	準工業地域
第1種住居地域	工業地域
第2種住居地域	工業専用地域

都市機能	施設数	代表施設	対応方針
商業機能	2 施設 (0 施設)	ゆめマート坪井、サンリブ子飼	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
金融機能	8 施設 (5 施設)	熊本銀行(株)子飼橋支店、肥後銀行(株)子飼橋支店、その他 7 施設 (ローソン熊本子飼橋等)	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
医療機能	30 施設 【4/4】 (0 施設)	伊東歯科口腔病院、表参道吉田病院、その他 28 施設	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。

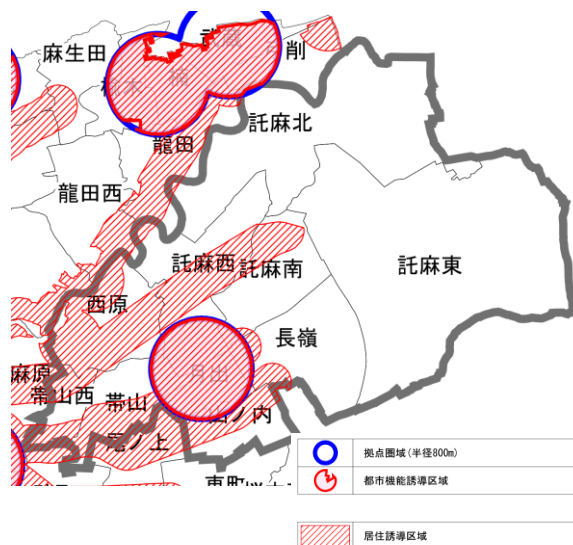
※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 m²以上の商業施設の施設数。

※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設数。

※医療機能は、「病院・診療所」を合せた施設数となっており、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する施設数。【○/4】は4診療科目のうち○科目が集積していることを示す。

※ () 内の施設は補完施設：都市機能誘導区域外の 800m 圏内に立地する施設及び金融機能に関してはコンビニエンスストアも含む。

【⑥長嶺地区】



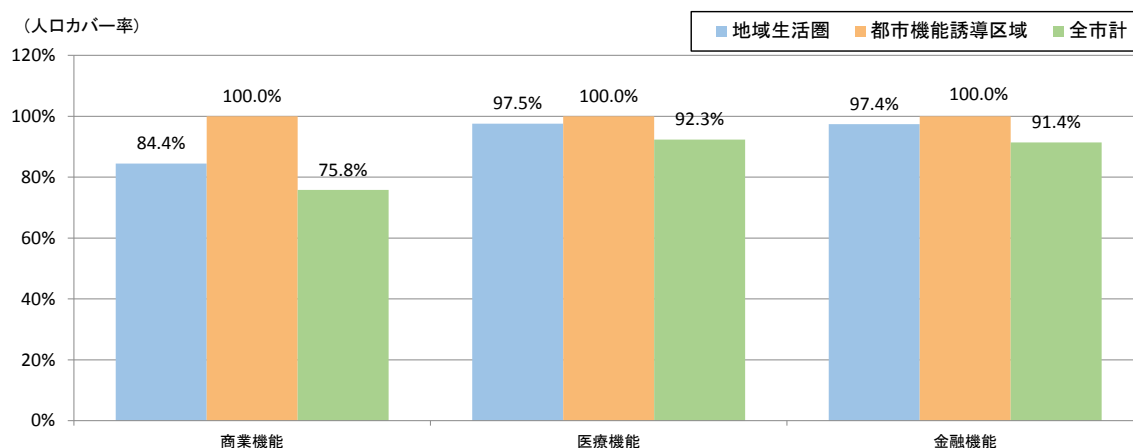
(地域生活圏の状況)

	人 口	面 積
地域生活圏	123,035 人	3,277ha
都市機能誘導区域	17,290 人 (14.1%)	201ha (6.1%)
居住誘導区域	64,403 人 (52.3%)	757ha (23.1%)

※H22 国勢調査 500m メッシュを基に、メッシュの重心が
各エリアに含まれるものを対象として集計

※ () 内は地域生活圏に対する割合

(都市機能別の人口カバー率)



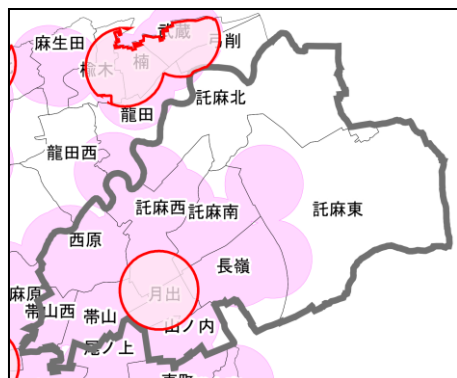
※人口カバー率は、各都市機能施設を対象に施設から 800m 圏内において H22 国勢調査 500m メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 m²以上の施設

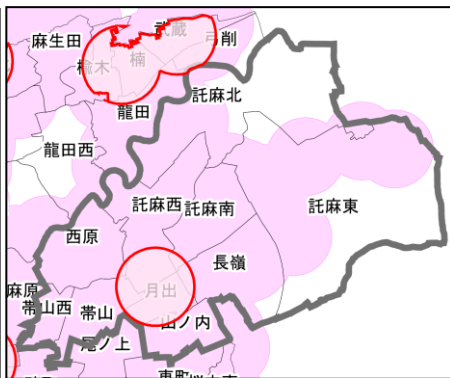
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設+コンビニエンスストア

※医療機能は、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する「病院・診療所」を合せた施設

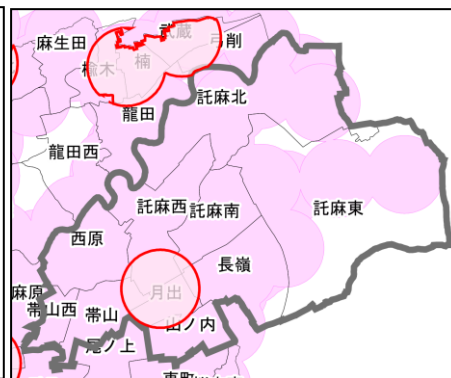
商業機能カバー状況

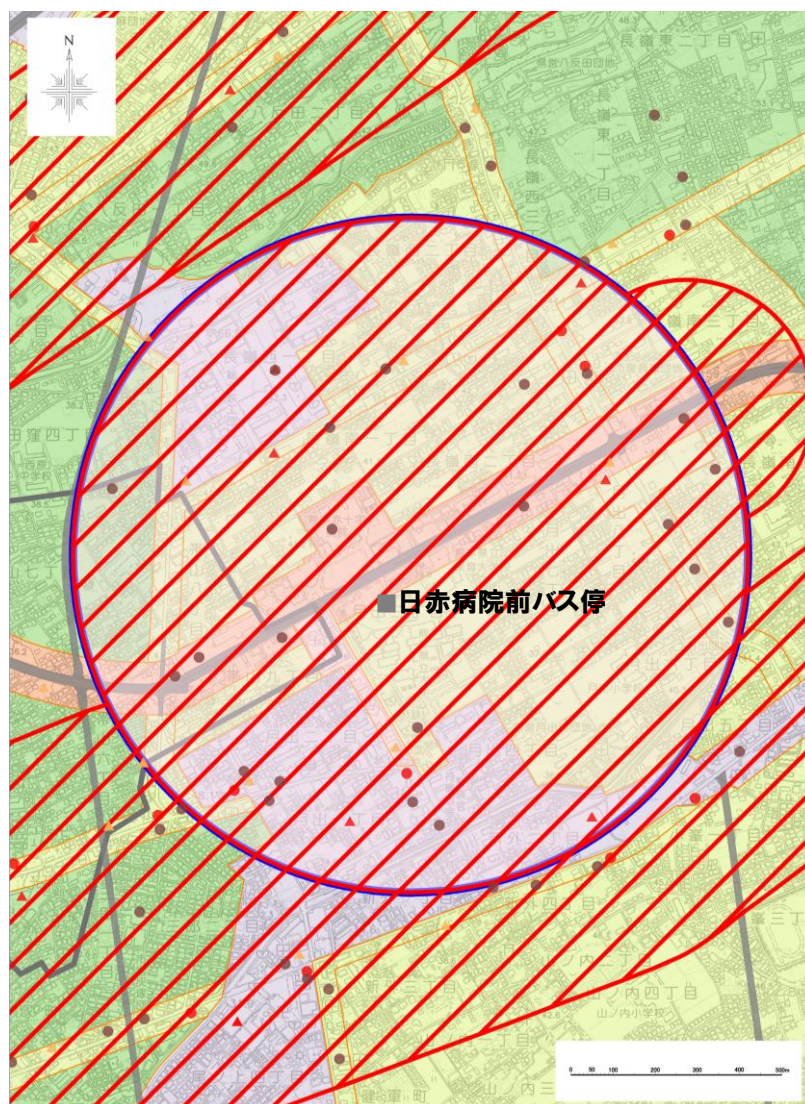


医療機能カバー状況



金融機能カバー状況





▲	商業施設
●	金融施設
●	医療施設
▲	コンビニエンスストア

—	市域界
—	市街化区域界
—	都市計画道路
■	中心市街地

○	拠点圏域(半径800m)
Ⓜ	都市機能誘導区域

■	居住誘導区域
---	--------

用途地域	
第1種低層住居専用地域	準住居地域
第2種低層住居専用地域	近隣商業地域
第1種中高層住居専用地域	商業地域
第2種中高層住居専用地域	準工業地域
第1種住居地域	工業地域
第2種住居地域	工業専用地域

都市機能	施設数	代表施設	対応方針
商業機能	6 施設 (0 施設)	ゆめマート新外店、マックスバリュ長嶺店、ゆめマート長嶺店、その他 3 施設	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
金融機能	4 施設 (5 施設)	熊本銀行(株)日赤通支店、熊本信用金庫長嶺支店、その他 2 施設（ローソン熊本日赤通り等）	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
医療機能	22 施設 【4/4】 (0 施設)	熊本赤十字病院、熊本託麻台リハビリテーション病院、その他 20 施設	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。

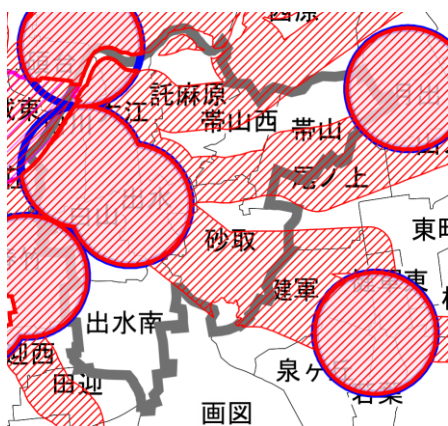
※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設の施設数。

※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設数。

※医療機能は、「病院・診療所」を合せた施設数となっており、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する施設数。【○/4】は 4 診療科目のうち○科目が集積していることを示す。

※ () 内の施設は補完施設：都市機能誘導区域外の 800m 圏内に立地する施設及び金融機能に関してはコンビニエンスストアも含む。

【⑦水前寺・九品寺地区】



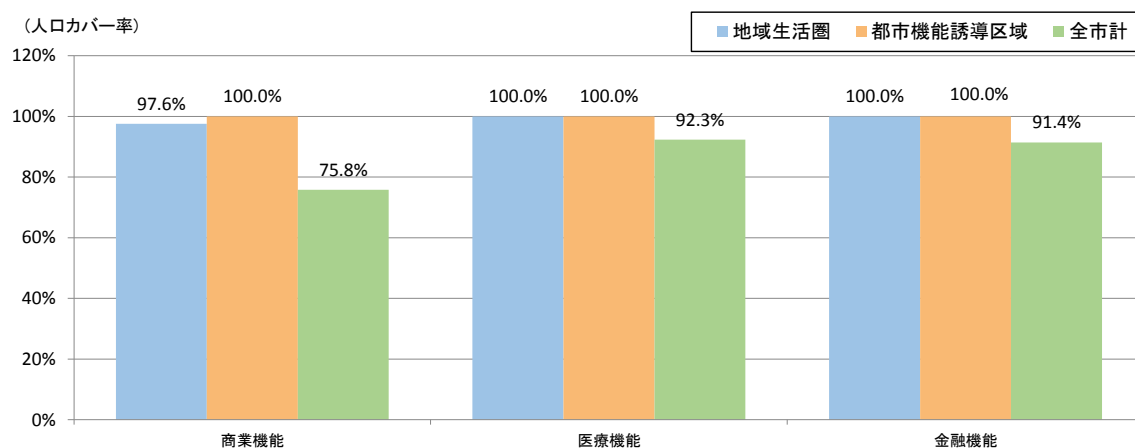
(地域生活圏の状況)

	人 口	面 積
地域生活圏	95,938 人	1,236ha
都市機能誘導区域	26,481 人 (27.6%)	303ha (24.5%)
居住誘導区域	69,946 人 (72.9%)	822ha (66.5%)

※H22 国勢調査 500m メッシュを基に、メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※ () 内は地域生活圏に対する割合

(都市機能別の人口カバー率)



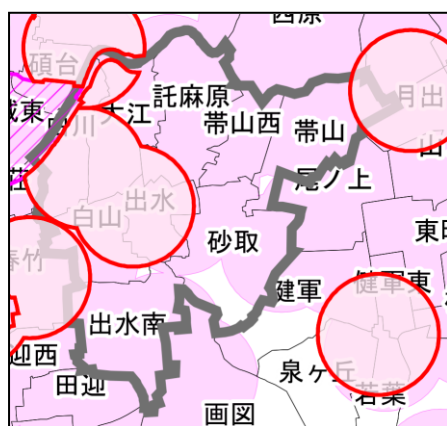
※人口カバー率は、各都市機能施設を対象に施設から 800m 圏内において H22 国勢調査 500m メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 m²以上の施設

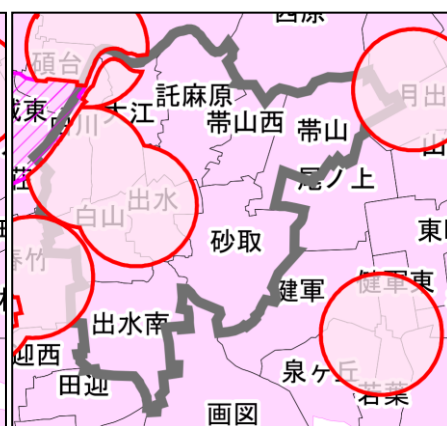
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設+コンビニエンスストア

※医療機能は、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する「病院・診療所」を合せた施設

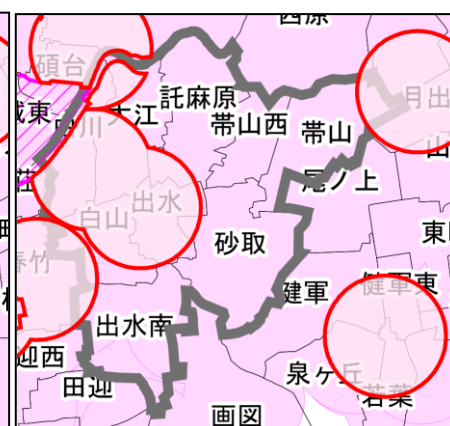
商業機能カバー状況

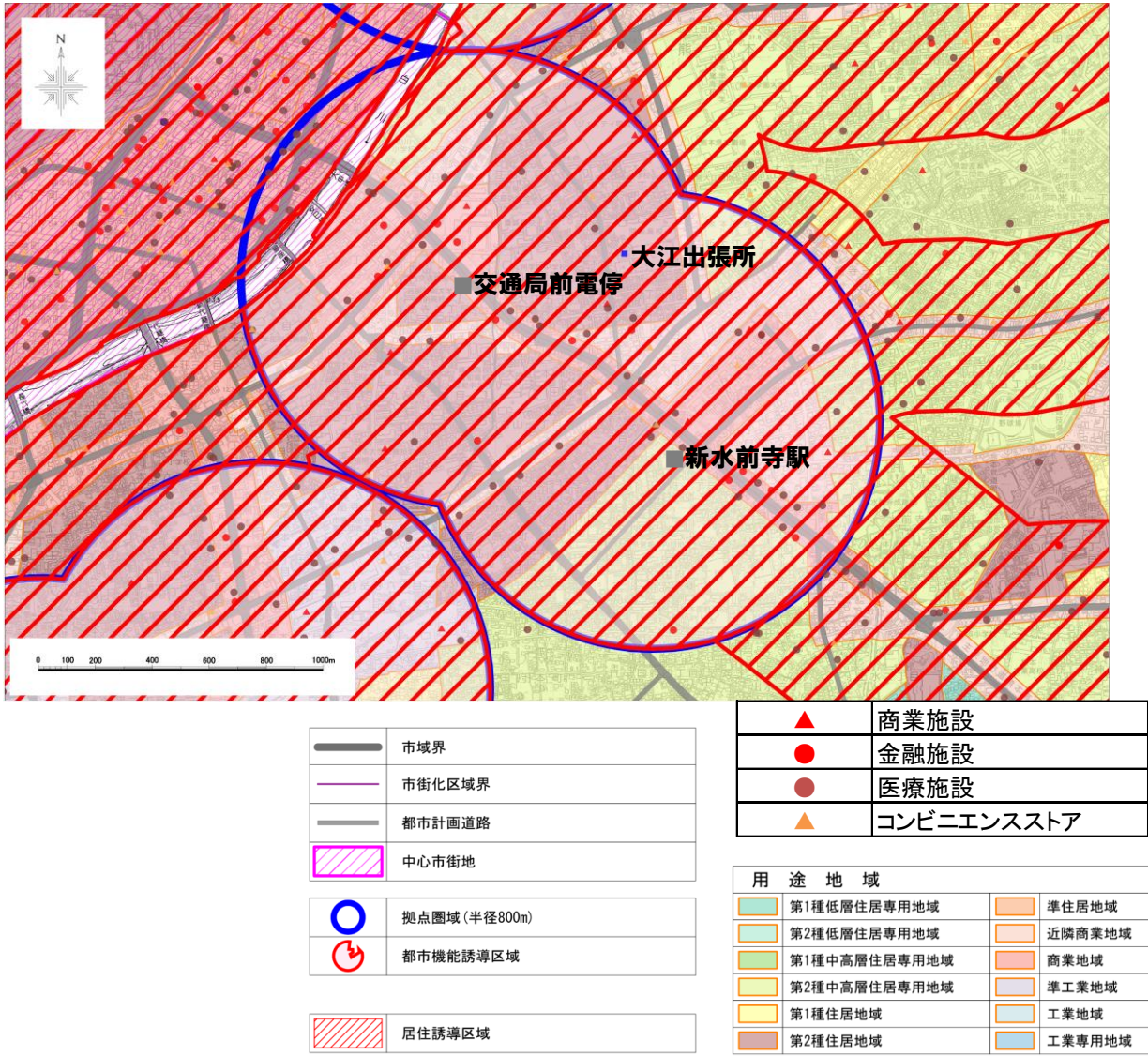


医療機能カバー状況



金融機能カバー状況

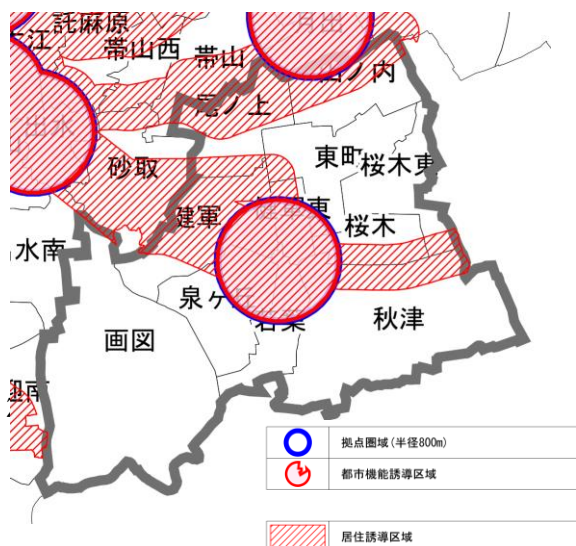




都市機能	施設数	代表施設	対応方針
商業機能	8 施設 (0 施設)	ゆめマート水前寺駅、サニー水前寺店、ダイエー熊本店、その他 6 施設	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
金融機能	15 施設 (12 施設)	熊本銀行(株)水前寺支店、肥後銀行(株)水前寺支店、肥後銀行(株)大江支店、その他 12 施設（セブンイレブン熊本新屋敷等）	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
医療機能	42 施設 【4/4】 (0 施設)	熊本大学医学部附属病院、成尾整形外科病院、くまもと森都総合病院、その他 39 施設	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設の施設数。
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設数。
※医療機能は、「病院・診療所」を合せた施設数となっており、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する施設数。【○/4】は 4 診療科目のうち○科目が集積していることを示す。
※ () 内の施設は補完施設：都市機能誘導区域外の 800m 圏内に立地する施設及び金融機能に関してはコンビニエンスストアも含む。

【⑧健軍地区】



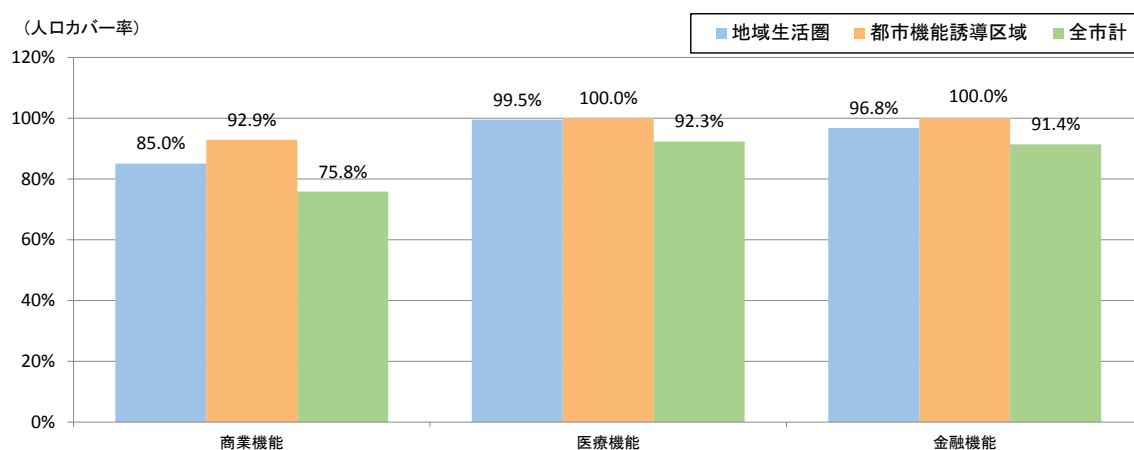
(地域生活圏の状況)

	人 口	面 積
地域生活圏	106,075 人	2,099ha
都市機能誘導区域	21,606 人 (20.4%)	201ha (9.6%)
居住誘導区域	49,469 人 (46.6%)	609ha (29.0%)

※H22 国勢調査 500m メッシュを基に、メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※ () 内は地域生活圏に対する割合

(都市機能別の人口カバー率)



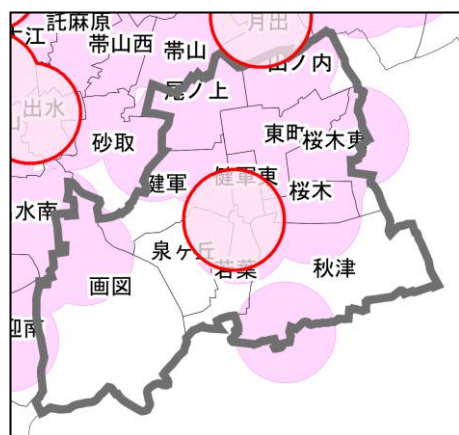
※人口カバー率は、各都市機能施設を対象に施設から 800m 圏内において H22 国勢調査 500m メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 m²以上の施設

※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設+コンビニエンスストア

※医療機能は、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する「病院・診療所」を合せた施設

商業機能カバー状況

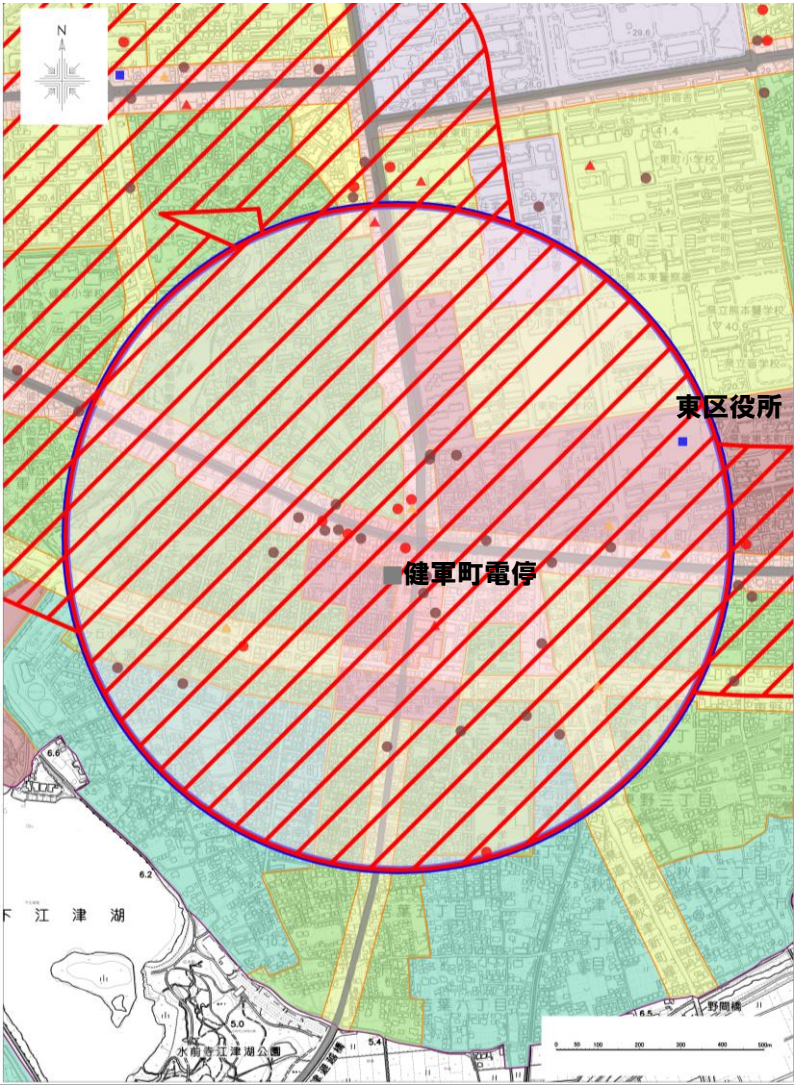


医療機能カバー状況



金融機能カバー状況





▲	商業施設
●	金融施設
●	医療施設
▲	コンビニエンスストア

—	市域界
—	市街区区域界
—	都市計画道路
■	中心市街地
○	拠点圏域(半径800m)
○	都市機能誘導区域

■	居住誘導区域
---	--------

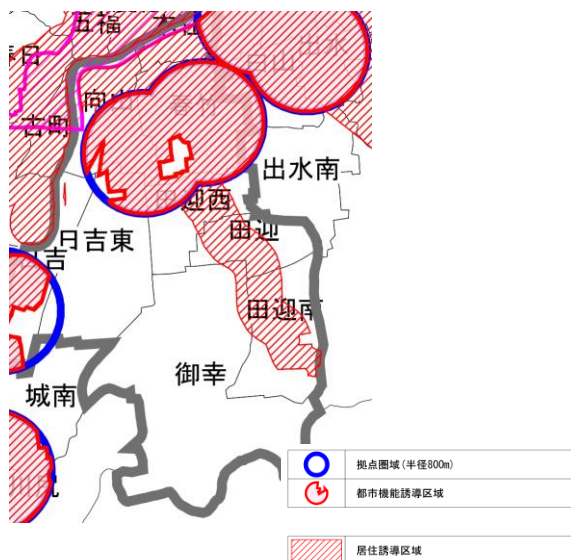
用 途 地 域			
■	第1種低層住居専用地域	■	準住居地域
■	第2種低層住居専用地域	■	近隣商業地域
■	第1種中高層住居専用地域	■	商業地域
■	第2種中高層住居専用地域	■	準工業地域
■	第1種住居地域	■	工業地域
■	第2種住居地域	■	工業専用地域

都市機能	施設数	代表施設	対応方針
商業機能	2 施設 (0 施設)	サンリブ健軍、丸勢健軍店	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
金融機能	7 施設 (6 施設)	熊本銀行(株)健軍支店、肥後銀行(株)健軍支店、熊本信用金庫健軍支店、その他 4 施設 (ローソン熊本健軍二丁目等)	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
医療機能	22 施設 【4/4】	芹川消化器内科クリニック、とくなが内科胃腸科外科クリニック、その他 20 施設	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設の施設数。
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設数。
※医療機能は、「病院・診療所」を合せた施設数となっており、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する施設数。【○/4】は 4 診療科目のうち○科目が集積していることを示す。
※ () 内の施設は補完施設：都市機能誘導区域外の 800m 圏内に立地する施設及び金融機能に関してはコンビニエンスストアも含む。

【⑨平成・南熊本地区（平成・南熊本駅周辺地区）】

(地域生活圏の状況)

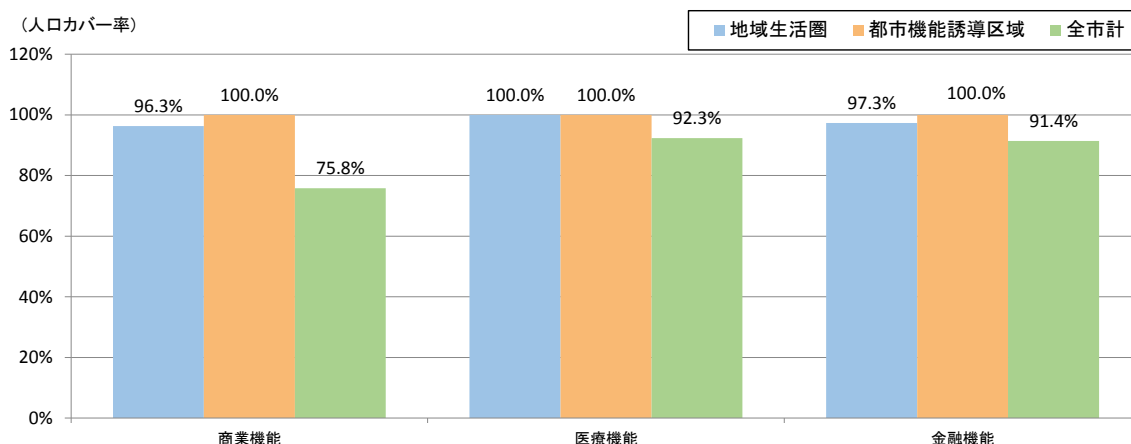


	人 口	面 積
地域生活圏	72,213 人	1,677ha
都市機能誘導区域	19,509 人 (27.0%)	308ha (18.4%)
居住誘導区域	38,802 人 (53.7%)	586ha (34.9%)

※H22 国勢調査 500m メッシュを基に、メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※ () 内は地域生活圏に対する割合

(都市機能別の人口カバー率)



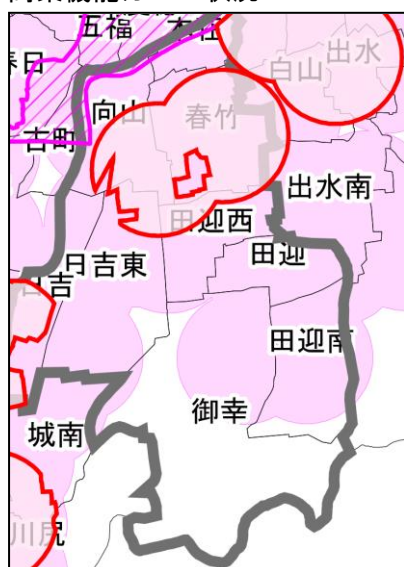
※人口カバー率は、各都市機能施設を対象に施設から 800m 圏内において H22 国勢調査 500m メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 m²以上の施設

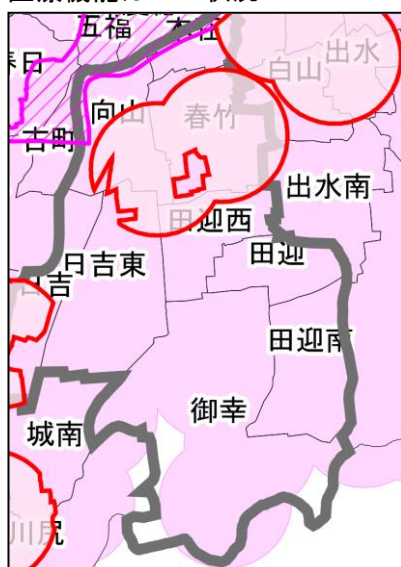
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設+コンビニエンスストア

※医療機能は、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する「病院・診療所」を合せた施設

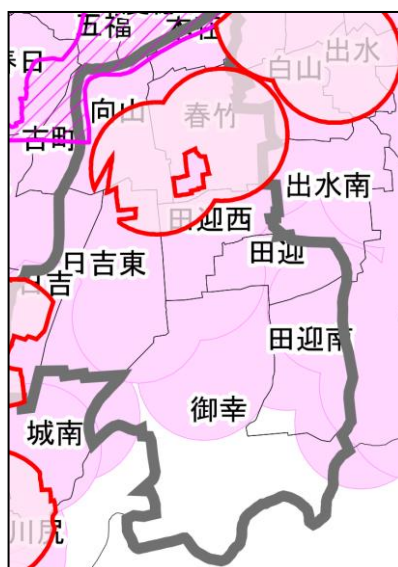
商業機能カバー状況

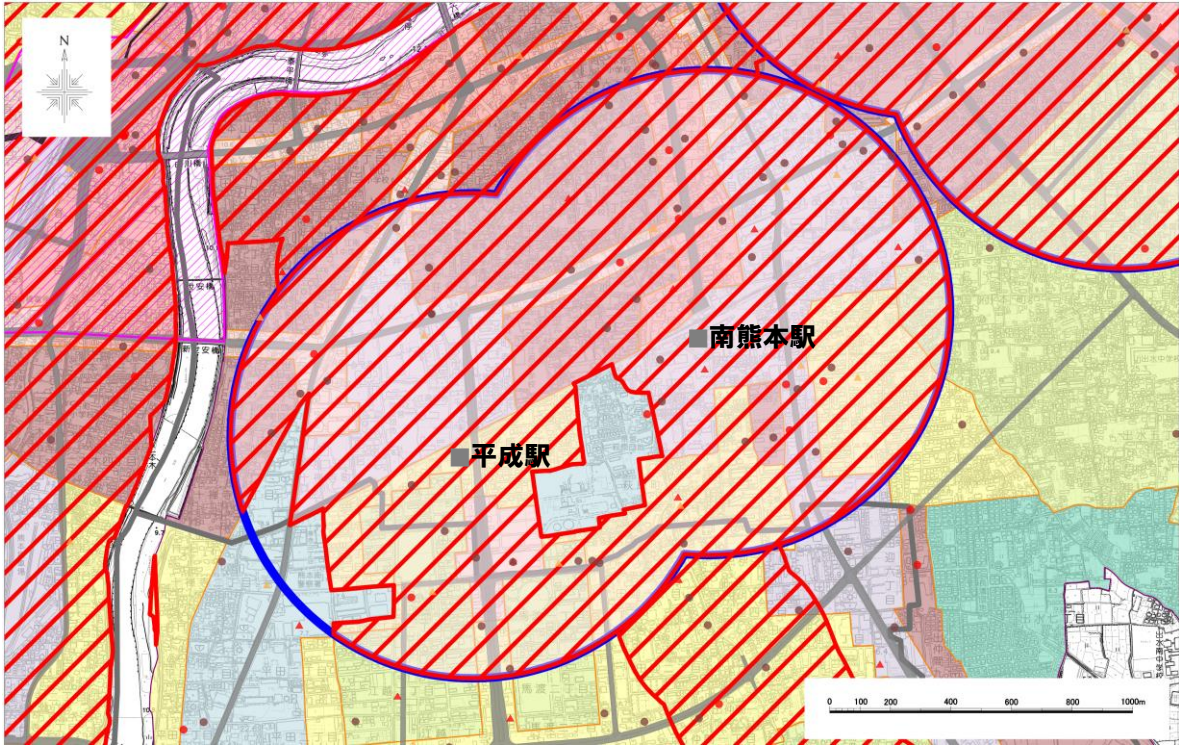


医療機能カバー状況



金融機能カバー状況





	市域界
	市街化区域界
	都市計画道路
	中心市街地
	拠点圏域(半径800m)
	都市機能誘導区域
	居住誘導区域

	商業施設
	金融施設
	医療施設
	コンビニエンスストア

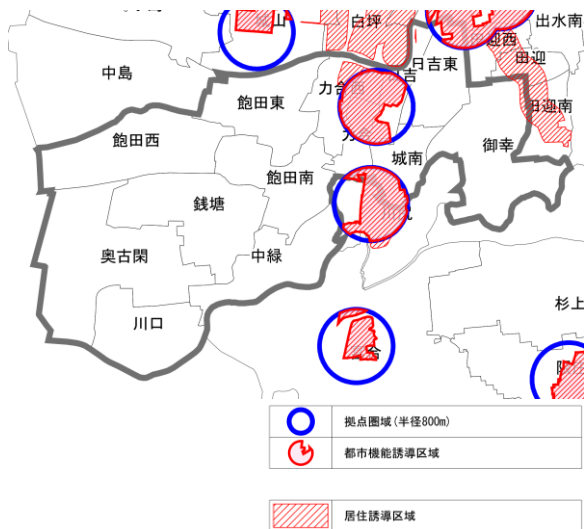
用途地域	
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

都市機能	施設数	代表施設	対応方針
商業機能	7 施設	サンリブシティくまなん、熊本ハローディ南熊本店、その他 5 施設	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
金融機能	9 施設 (10 施設)	熊本銀行(株)南熊本支店、肥後銀行(株)南熊本支店、熊本信用金庫南熊本支店、その他 6 施設 (熊本萩原郵便局等)	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
医療機能	42 施設 【4/4】	十善病院、南熊本病院、井病院、その他 39 施設	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設の施設数。
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設数。
※医療機能は、「病院・診療所」を合せた施設数となっており、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する施設数。【○/4】は 4 診療科目のうち○科目が集積していることを示す。
※ () 内の施設は補完施設：都市機能誘導区域外の 800m 圏内に立地する施設及び金融機能に関してはコンビニエンスストアも含む。

【⑩刈草地区】

(地域生活圏の状況)

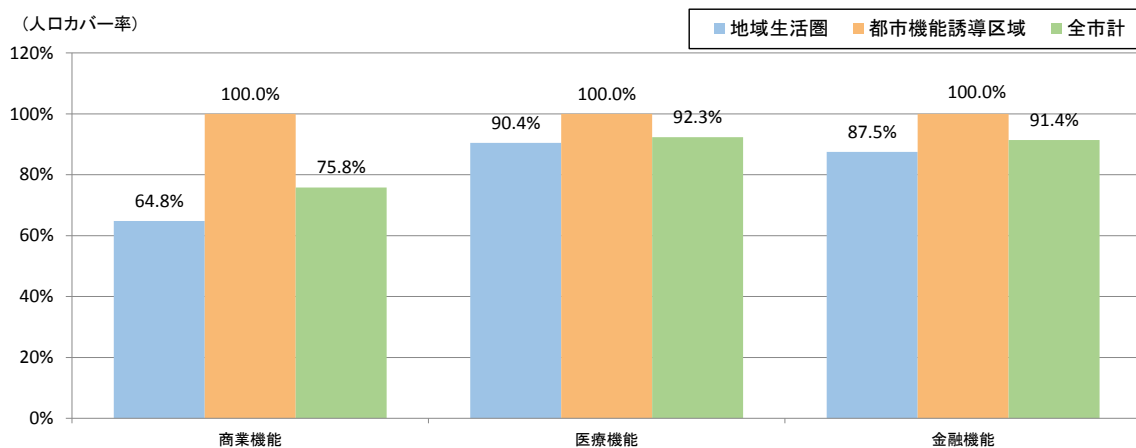


	人 口	面 積
地域生活圈	64,412 人	4,510ha
都市機能誘導区域	7,733 人 (12.0%)	154ha (3.4%)
居住誘導区域	12,027 人 (18.7%)	263ha (5.8%)

※H22 国勢調査 500m メッシュを基に、メッシュの重心が
各エリアに含まれるものを対象として集計

※ () 内は地域生活圏に対する割合

(都市機能別の人口カバー率)



※人口カバー率は、各都市機能施設を対象に施設から 800m 圏内において H22 国勢調査 500m メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積1,000 m²以上の施設

※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合わせた施設+コンビニエンスストア

※医療機能は、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する「病院・診療所」を合せた施設

商業機能力バー状況

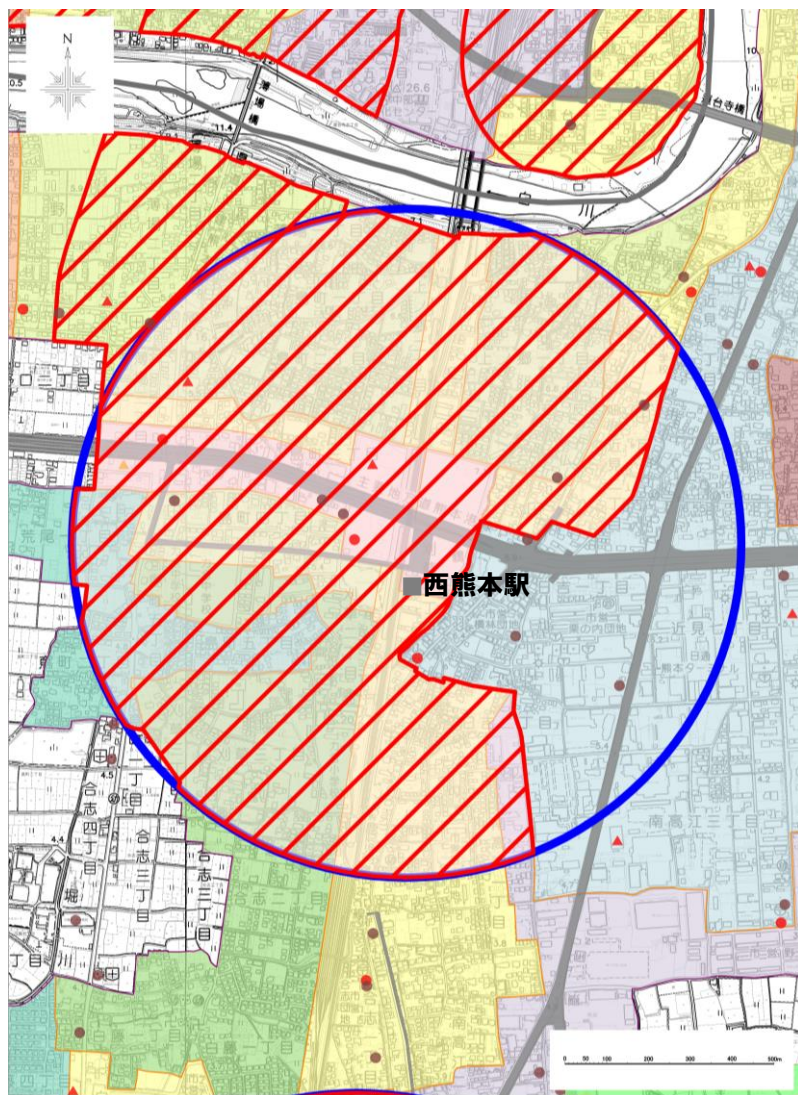


医療機能カバ－状況



金融機能バ－状況





▲	商業施設
●	金融施設
●	医療施設
▲	コンビニエンスストア

—	市域界
—	市街化区域界
—	都市計画道路
■	中心市街地
○	拠点圏域(半径800m)
⚡	都市機能誘導区域

■	居住誘導区域
---	--------

用途地域	
■	第1種低層住居専用地域
■	第2種低層住居専用地域
■	第1種中高層住居専用地域
■	第2種中高層住居専用地域
■	第1種住居地域
■	第2種住居地域
■	準住居地域
■	近隣商業地域
■	商業地域
■	準工業地域
■	工業地域
■	工業専用地域

都市機能	施設数	代表施設	対応方針
商業機能	2 施設	マックスバリュウ西熊本店、マルキョウ薄場店	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
金融機能	2 施設 (2 施設)	熊本銀行(株)薄場支店、肥後銀行(株)力合近見支店 (熊本第一信用金庫刈草支店等)	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
医療機能	5 施設 【3/4】 (3 施設)	北野小児科医院、六反田内科・循環器科、その他 3 施設 (檜原小児科内科医院等)	外科・整形外科については誘導施設（確保）として位置付けて施設の立地を促していく。 その他、誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。

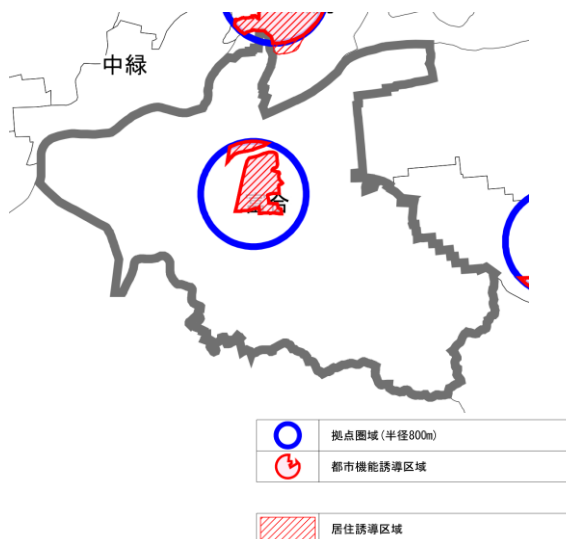
※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 m²以上の商業施設の施設数。

※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設数。

※医療機能は、「病院・診療所」を合せた施設数となっており、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する施設数。【○/4】は4診療科目のうち○科目が集積していることを示す。

※ () 内の施設は補完施設：都市機能誘導区域外の 800m 圏内に立地する施設及び金融機能に関してはコンビニエンスストアも含む。

【⑪富合地区】



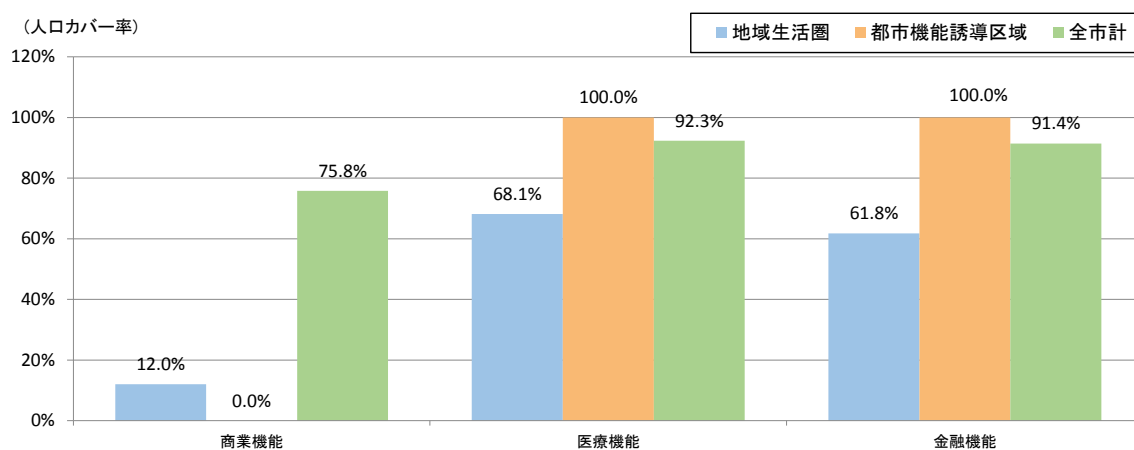
(地域生活圏の状況)

	人 口	面 積
地域生活圏	9,956 人	1,973ha
都市機能誘導区域	431 人 (4.3%)	53ha (2.7%)
居住誘導区域	431 人 (4.3%)	53ha (2.7%)

※H22 国勢調査 500m メッシュを基に、メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※ () 内は地域生活圏に対する割合

(都市機能別の人口カバー率)



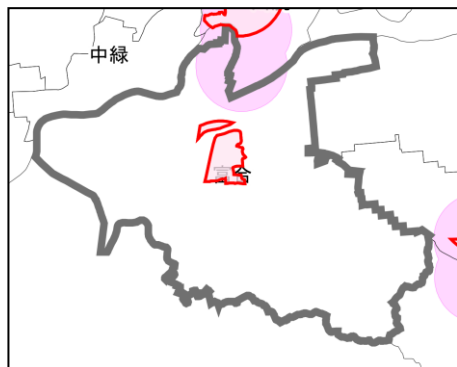
※人口カバー率は、各都市機能施設を対象に施設から 800m 圏内において H22 国勢調査 500m メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 ㎡以上の施設

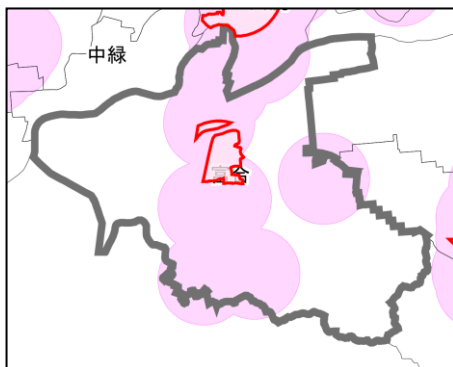
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設+コンビニエンスストア

※医療機能は、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する「病院・診療所」を合せた施設

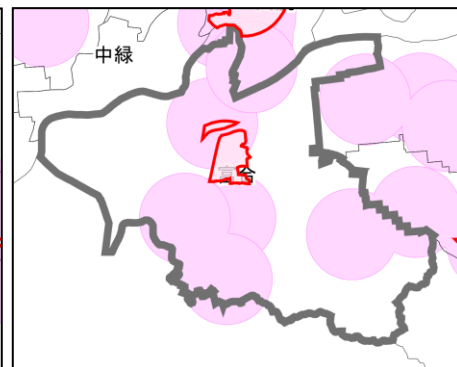
商業機能カバー状況

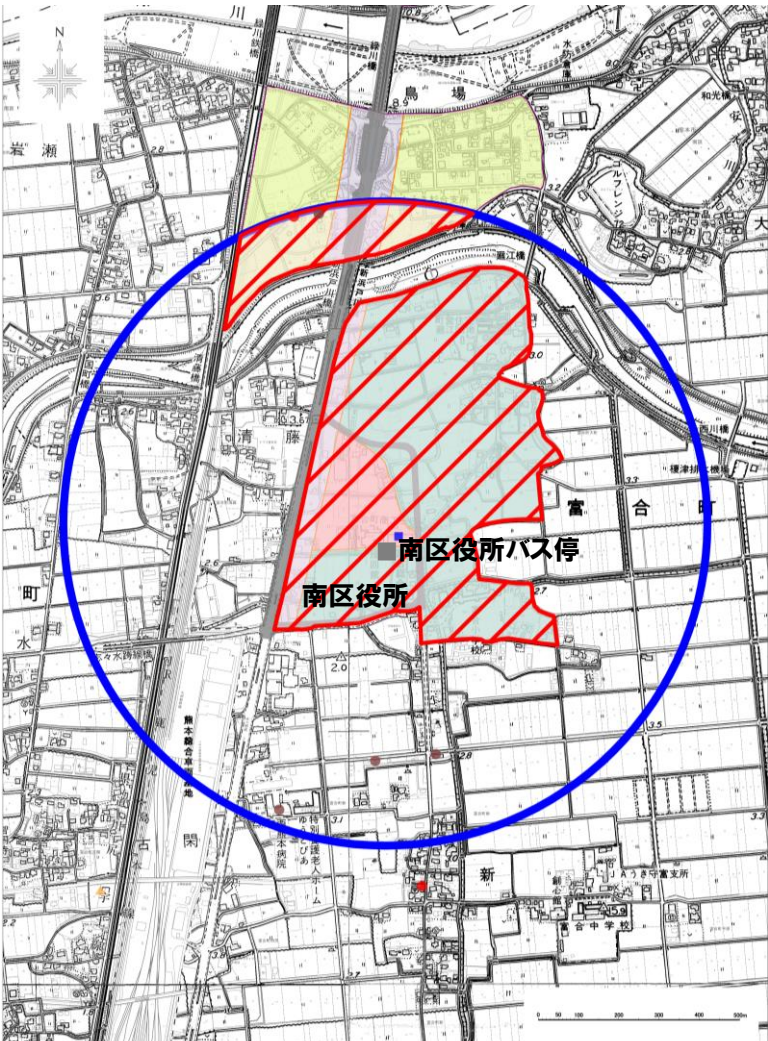


医療機能カバー状況



金融機能カバー状況





▲	商業施設
●	金融施設
●	医療施設
▲	コンビニエンスストア

—	市域界
—	市街化区域界
—	都市計画道路
■	中心市街地

○	拠点圏域(半径800m)
Ⓜ	都市機能誘導区域

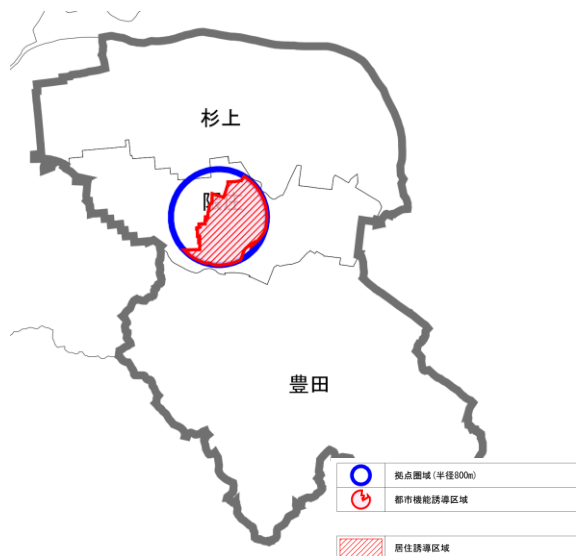
■	居住誘導区域
---	--------

用途地域	
第1種低層住居専用地域	準住居地域
第2種低層住居専用地域	近隣商業地域
第1種中高層住居専用地域	商業地域
第2種中高層住居専用地域	準工業地域
第1種住居地域	工業地域
第2種住居地域	工業専用地域

都市機能	施設数	代表施設	対応方針
商業機能	0 施設 (0 施設)	—	誘導施設（確保）として位置付けて、施設が立地するよう促していく。
金融機能	1 施設 (0 施設)	杉合郵便局	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
医療機能	1 施設 【3/4】 (3 施設)	深迫内科医院 (にしくまもと病院等)	内科は、誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく 小児科については誘導施設（確保）と位置付けて、施設の立地を促していく。 外科・整形外科、歯科は誘導施設は立地しないものの、補完施設は立地するため、新たな施設の立地促進は行わない。

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設の施設数。
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設数。
※医療機能は、「病院・診療所」を合せた施設数となっており、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する施設数。【○/4】は4診療科目のうち○科目が集積していることを示す。
※（）内の施設は補完施設：都市機能誘導区域外の 800m 圏内に立地する施設及び金融機能に関してはコンビニエンスストアも含む。

【⑫城南地区】



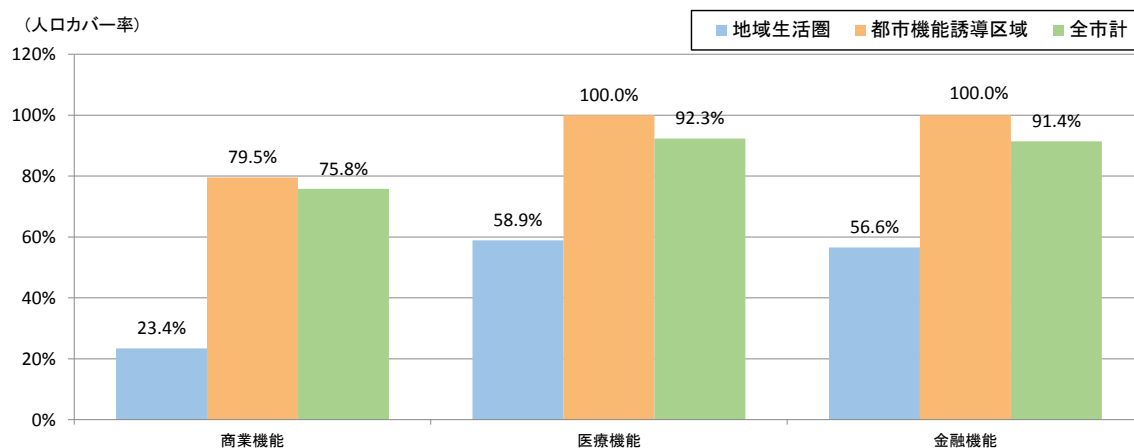
(地域生活圏の状況)

	人 口	面 積
地域生活圏	20,188 人	3,697ha
都市機能誘導区域	3,036 人 (15.0%)	120ha (3.2%)
居住誘導区域	3,036 人 (15.0%)	120ha (3.2%)

※H22 国勢調査 500m メッシュを基に、メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※ () 内は地域生活圏に対する割合

(都市機能別の人口カバー率)



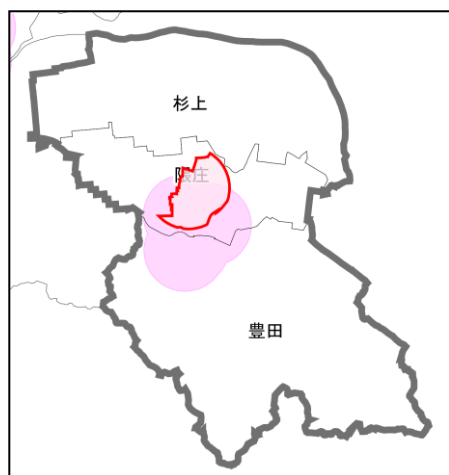
※人口カバー率は、各都市機能施設を対象に施設から 800m 圏内において H22 国勢調査 500m メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 m²以上の施設

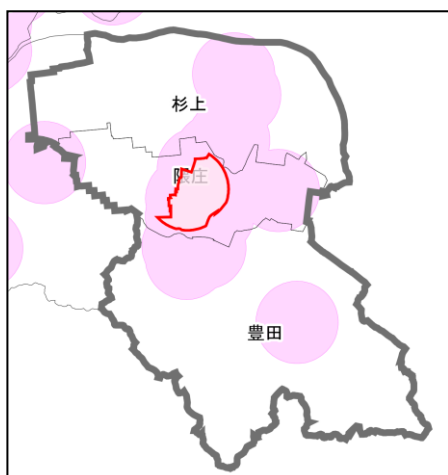
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設+コンビニエンスストア

※医療機能は、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する「病院・診療所」を合せた施設

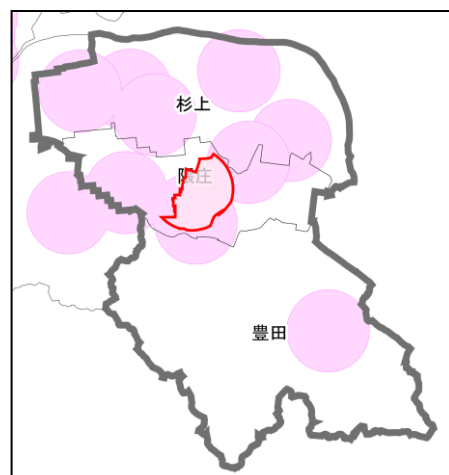
商業機能カバー状況

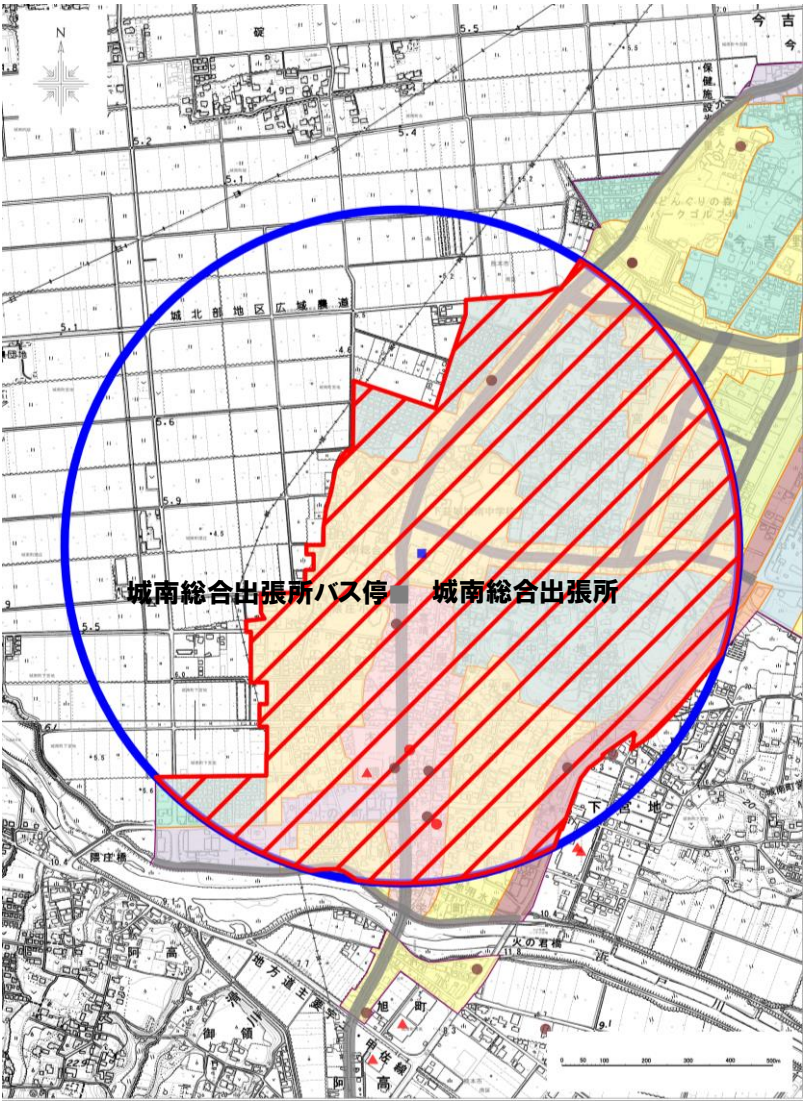


医療機能カバー状況



金融機能カバー状況





▲	商業施設
●	金融施設
●	医療施設
▲	コンビニエンスストア

—	市域界
—	市街化区域界
—	都市計画道路
■	中心市街地

○	拠点圏域(半径800m)
○	都市機能誘導区域

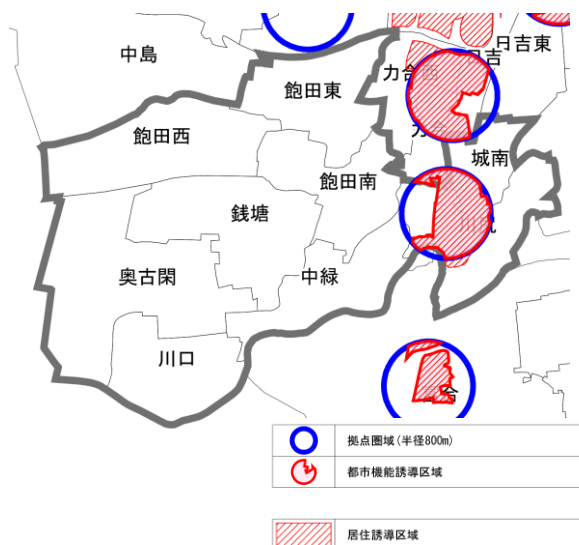
■	居住誘導区域
---	--------

用途地域	
第1種低層住居専用地域	準住居地域
第2種低層住居専用地域	近隣商業地域
第1種中高層住居専用地域	商業地域
第2種中高層住居専用地域	準工業地域
第1種住居地域	工業地域
第2種住居地域	工業専用地域

都市機能	施設数	代表施設	対応方針
商業機能	1 施設 (0 施設)	シーズ城南店	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
金融機能	2 施設 (0 施設)	肥後銀行(株)隈庄支店、城南郵便局	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
医療機能	6 施設 【4/4】 (1 施設)	小林病院、うしじま小児科クリニック、下田クリニック、その他 3 施設 (うえだ歯科医院)	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 m²以上の商業施設の施設数。
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設数。
※医療機能は、「病院・診療所」を合せた施設数となっており、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する施設数。【○/4】は4診療科目のうち○科目が集積していることを示す。
※()内の施設は補完施設：都市機能誘導区域外の800m圏内に立地する施設及び金融機能に関してはコンビニエンスストアも含む。

【⑬川尻地区】



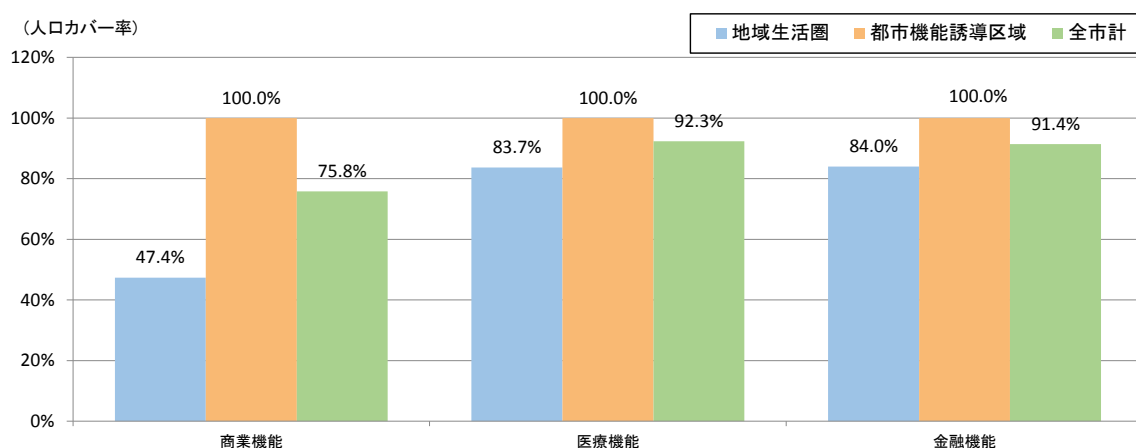
(地域生活圏の状況)

	人 口	面 積
地域生活圏	37,988 人	3,666ha
都市機能誘導区域	5,146 人 (13.5%)	139ha (3.8%)
居住誘導区域	7,759 人 (20.4%)	140ha (3.8%)

※H22 国勢調査 500m メッシュを基に、メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※ () 内は地域生活圏に対する割合

(都市機能別の人口カバー率)



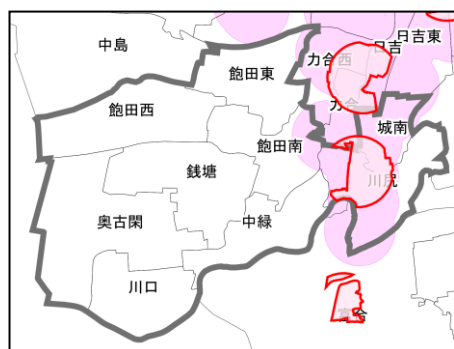
※人口カバー率は、各都市機能施設を対象に施設から 800m 圏内において H22 国勢調査 500m メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 m²以上の施設

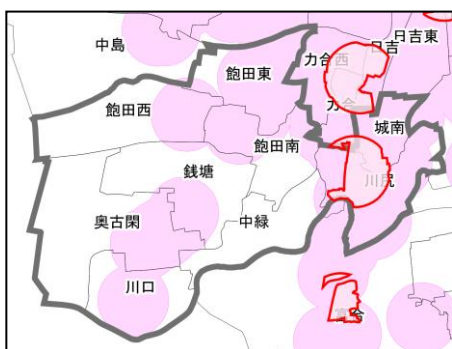
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設+コンビニエンスストア

※医療機能は、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する「病院・診療所」を合せた施設

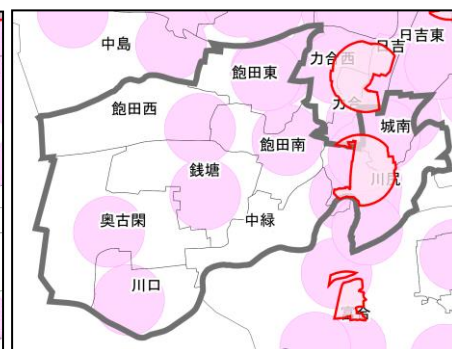
商業機能カバー状況

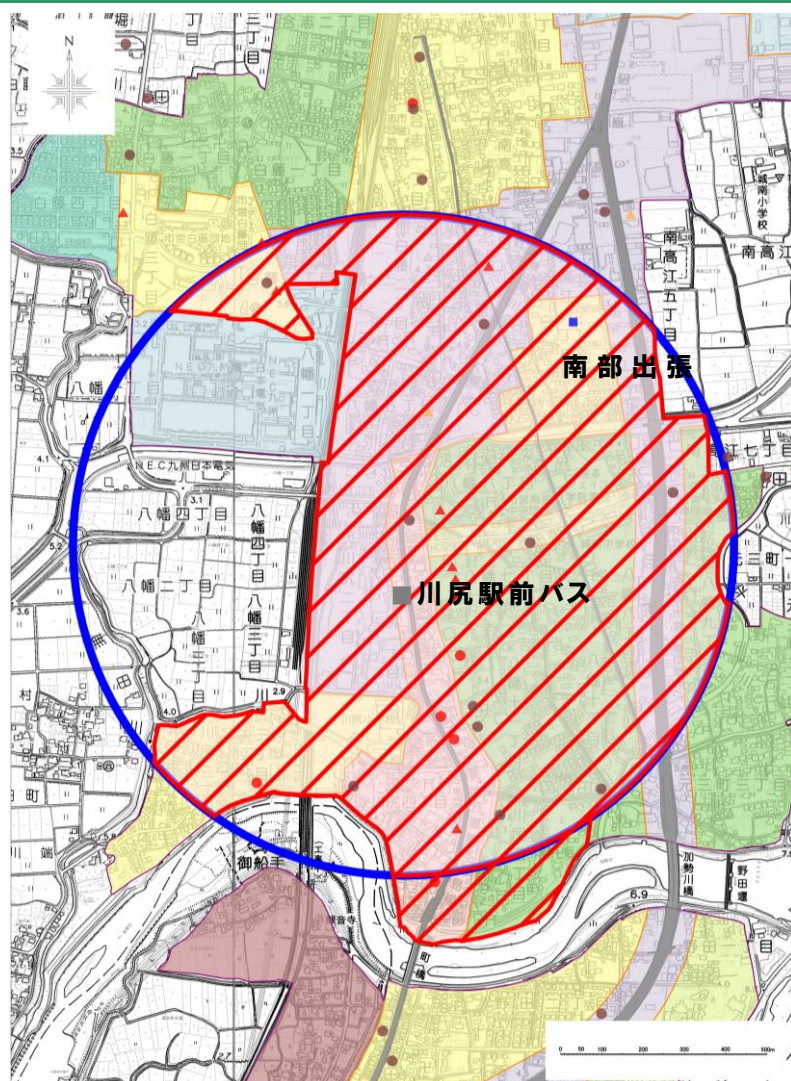


医療機能カバー状況



金融機能カバー状況





▲	商業施設
●	金融施設
●	医療施設
▲	コンビニエンスストア

—	市域界
—	市街化区域界
—	都市計画道路
■	中心市街地
○	拠点圏域 (半径800m)
○	都市機能誘導区域

■	居住誘導区域
---	--------

用途地域	
■	第1種低層住居専用地域
■	第2種低層住居専用地域
■	第1種中高層住居専用地域
■	第2種中高層住居専用地域
■	第1種住居地域
■	第2種住居地域
■	準住居地域
■	近隣商業地域
■	商業地域
■	準工業地域
■	工業地域
■	工業専用地域

都市機能	施設数	代表施設	対応方針
商業機能	6 施設 (0 施設)	西友川尻店、ロッキースーパー ストア川尻店、その他 4 施設	誘導施設（維持）として位置付けて、現在 立地する施設を維持していく。
金融機能	4 施設 (1 施設)	熊本銀行(株)川尻支店、肥後銀行 (株)川尻支店、川尻郵便局、外城 簡易郵便局 (ファミリーマート熊本八幡五 丁目)	誘導施設（維持）として位置付けて、現在 立地する施設を維持していく。
医療機能	10 施設 【4/4】 (0 施設)	牧内科循環器科医院、三隅医 院、川尻尾崎内科、その他 7 施 設	誘導施設（維持）として位置付けて、現在 立地する施設を維持していく。

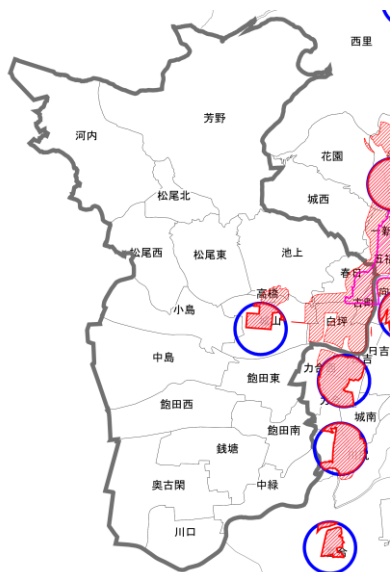
※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 m²以上の商業施設の施設数。

※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設数。

※医療機能は、「病院・診療所」を合せた施設数となっており、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する施設数。【○/4】は 4 診療科目のうち○科目が集積していることを示す。

※ () 内の施設は補完施設：都市機能誘導区域外の 800m 圏内に立地する施設及び金融機能に関してはコンビニエンスストアも含む。

【⑭城山地区】



(地域生活圏の状況)

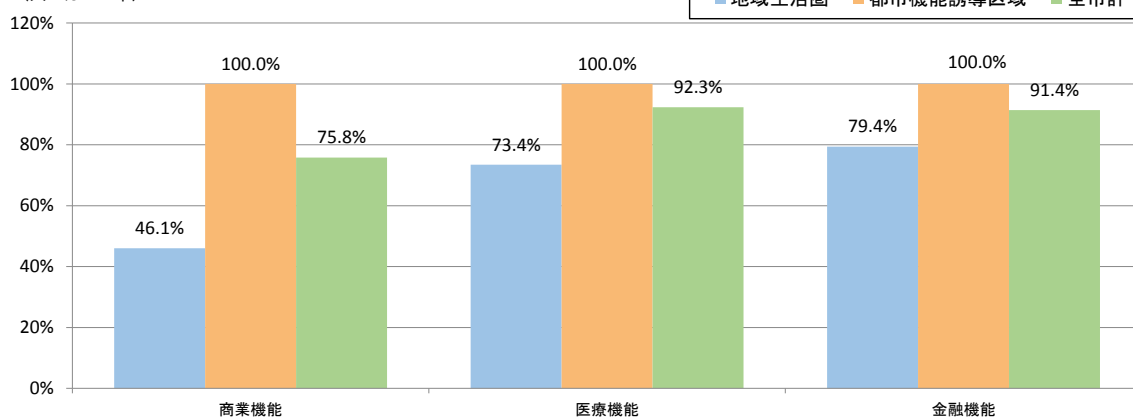
	人 口	面 積
地域生活圏	76,648 人	10,541ha
都市機能誘導区域	1,475 人 (1.9%)	54ha (0.5%)
居住誘導区域	17,410 人 (22.7%)	453ha (4.3%)

※H22 国勢調査 500m メッシュを基に、メッシュの重心が
各エリアに含まれるものを対象として集計

※ () 内は地域生活圏に対する割合

(都市機能別の人口カバー率)

(人口カバー率)



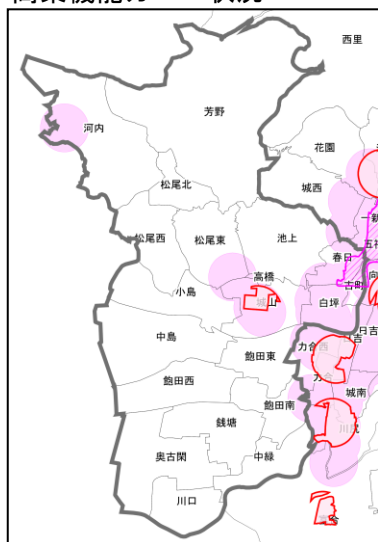
※人口カバー率は、各都市機能施設を対象に施設から 800m 圏内において H22 国勢調査 500m メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 m²以上の施設

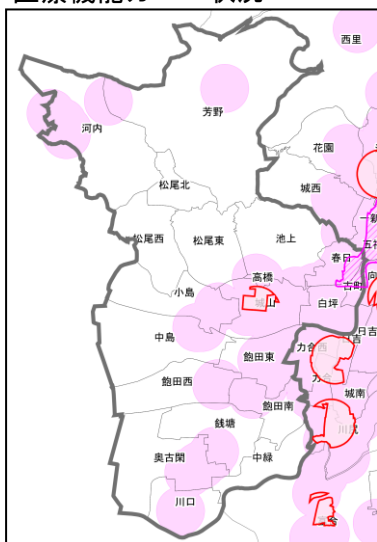
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設+コンビニエンスストア

※医療機能は、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する「病院・診療所」を合せた施設

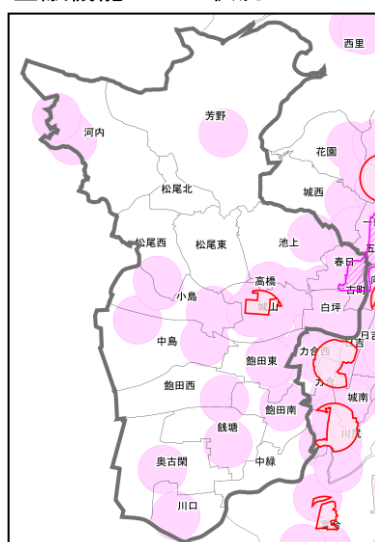
商業機能カバー状況

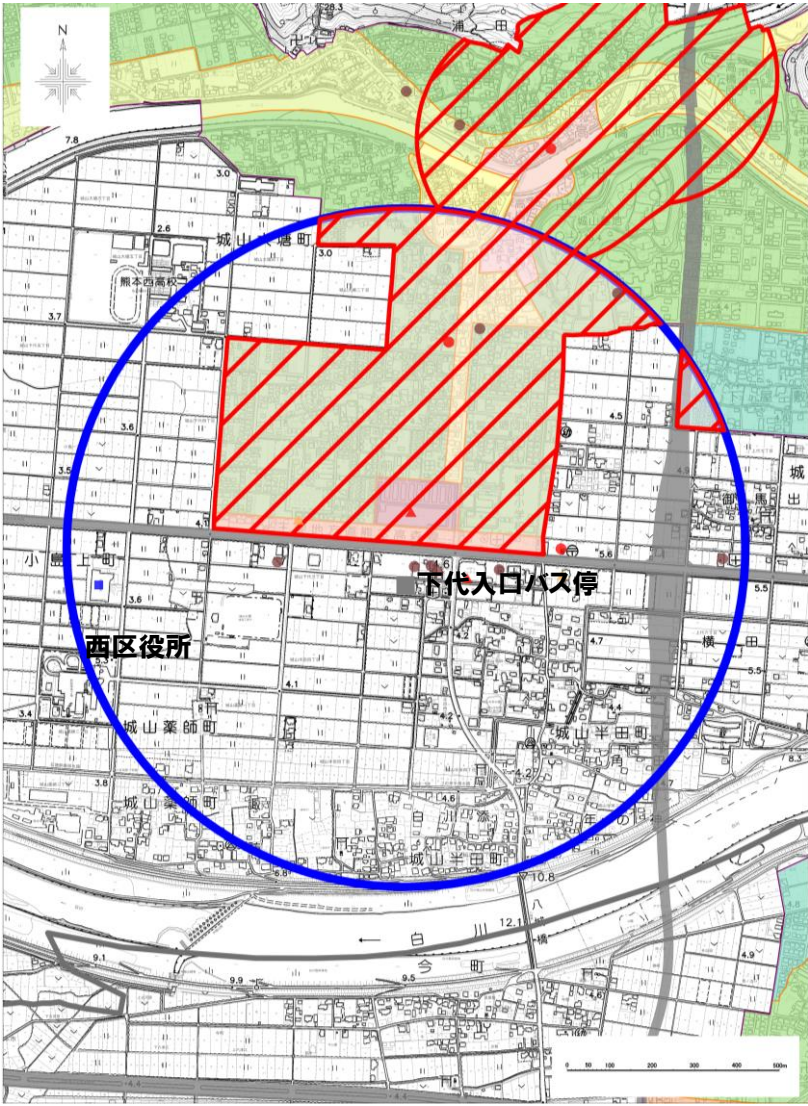


医療機能カバー状況



金融機能カバー状況





▲	商業施設
●	金融施設
●	医療施設
▲	コンビニエンスストア

—	市域界
—	市街化区域界
—	都市計画道路
■	中心市街地
○	拠点圏域(半径800m)
Ⓜ	都市機能誘導区域

■	居住誘導区域
---	--------

用途地域	
■	第1種低層住居専用地域
■	第2種低層住居専用地域
■	第1種中高層住居専用地域
■	第2種中高層住居専用地域
■	第1種住居地域
■	第2種住居地域
■	準住居地域
■	近隣商業地域
■	商業地域
■	準工業地域
■	工業地域
■	工業専用地域

都市機能	施設数	代表施設	対応方針
商業機能	1 施設 (1 施設)	ゆめマート城山 (パディマーケット)	誘導施設(維持)として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
金融機能	1 施設 (3 施設)	肥後銀行(株)稲荷前支店 (熊本城山簡易郵便局等)	誘導施設(維持)として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
医療機能	2 施設 【4/4】 (6 施設)	慶歯科医院、その他 1 施設 (西部脳神経外科内科、池田内科 医院等)	内科及び歯科は、誘導施設(維持)として位置付けて、現在立地する施設を維持していく 外科・整形外科及び小児科は誘導施設は立地しないものの、補完施設は立地するため、新 たな施設の立地促進は行わない。

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設の施設数。
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設数。
※医療機能は、「病院・診療所」を合せた施設数となっており、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する施設数。【○/4】は 4 診療科目のうち○科目が集積していることを示す。
※ () 内の施設は補完施設：都市機能誘導区域外の 800m 圏内に立地する施設及び金融機能に関してはコンビニエンスストアも含む。

【⑮上熊本地区】



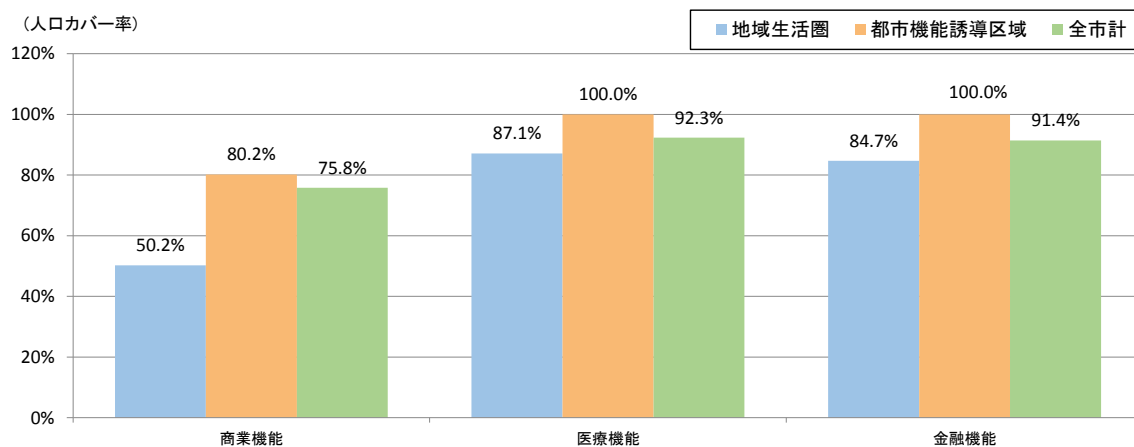
(地域生活圏の状況)

	人 口	面 積
地域生活圏	41,848 人	4,687ha
都市機能誘導区域	9,455 人 (22.6%)	201ha (4.3%)
居住誘導区域	13,369 人 (31.9%)	297ha (6.3%)

※H22 国勢調査 500m メッシュを基に、メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※ () 内は地域生活圏に対する割合

(都市機能別の人口カバー率)



※人口カバー率は、各都市機能施設を対象に施設から 800m 圏内において H22 国勢調査 500m メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 ㎡以上の施設

※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設+コンビニエンスストア

※医療機能は、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する「病院・診療所」を合せた施設

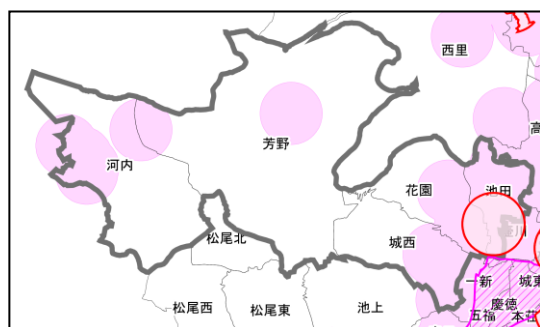
商業機能カバー状況

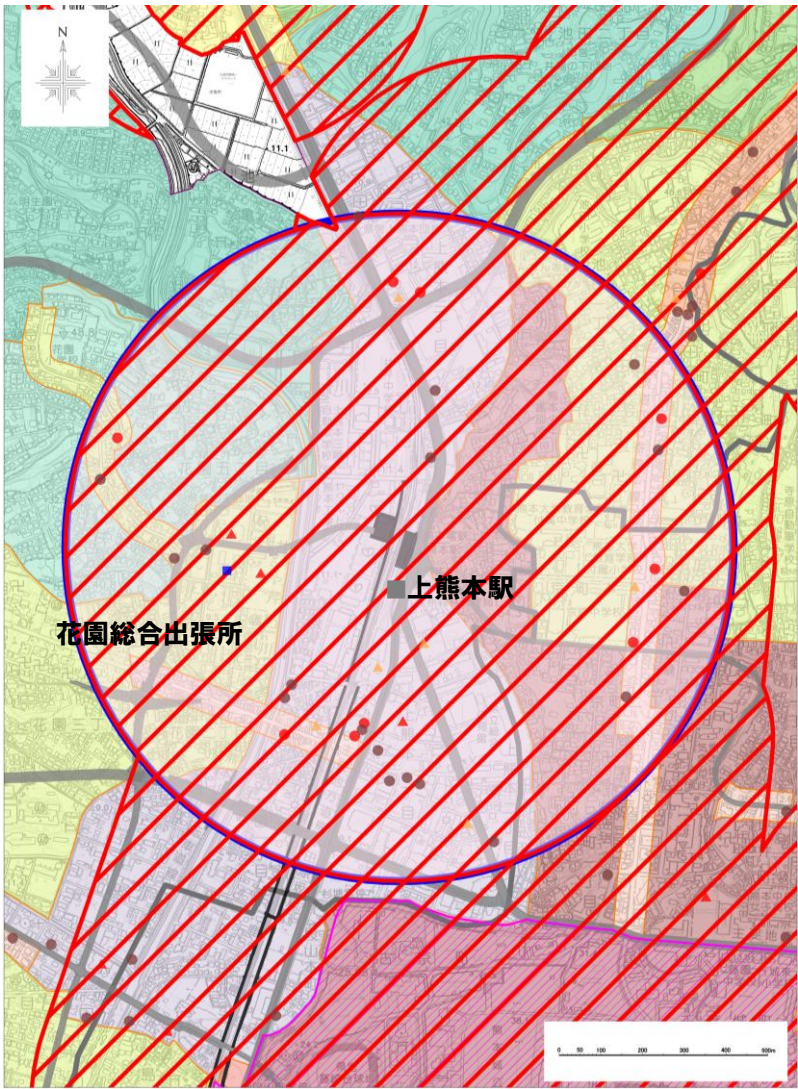


金融機能カバー状況



医療機能カバー状況





▲	商業施設
●	金融施設
●	医療施設
▲	コンビニエンスストア

—	市域界
—	市街化区域界
—	都市計画道路
■	中心市街地

○	拠点圏域(半径800m)
●	都市機能誘導区域

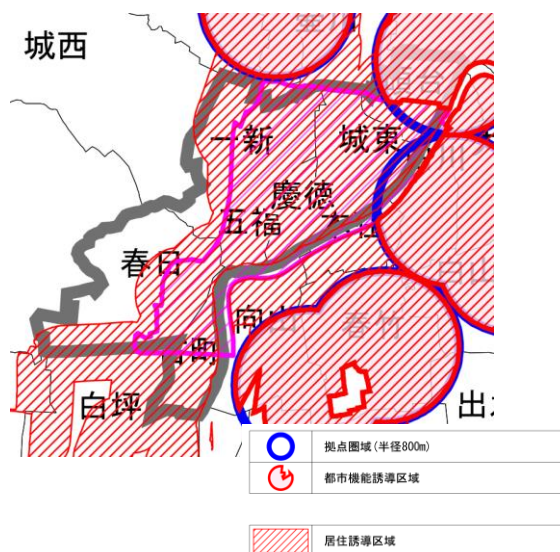
■	居住誘導区域
---	--------

用途地域	
第1種低層住居専用地域	準住居地域
第2種低層住居専用地域	近隣商業地域
第1種中高層住居専用地域	商業地域
第2種中高層住居専用地域	準工業地域
第1種住居地域	工業地域
第2種住居地域	工業専用地域

都市機能	施設数	代表施設	対応方針
商業機能	3 施設 (0 施設)	イワサキ・エース花園店、イワサキ・エース上熊本店、その他 1 施設	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
金融機能	9 施設 (6 施設)	熊本銀行(株)京町台支店、肥後銀行(株)京町支店、熊本信用金庫上熊本支店、その他 6 施設 (ファミリーマート上熊本2丁目等)	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
医療機能	18 施設 【4/4】	上熊本内科、たなか益田クリニック、おがた小児科、その他 15 施設	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 m²以上の商業施設の施設数。
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設数。
※医療機能は、「病院・診療所」を合せた施設数となっており、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する施設数。【○/4】は 4 診療科目のうち○科目が集積していることを示す。
※ () 内の施設は補完施設：都市機能誘導区域外の 800m 圏内に立地する施設及び金融機能に関してはコンビニエンスストアも含む。

【⑬中心市街地】



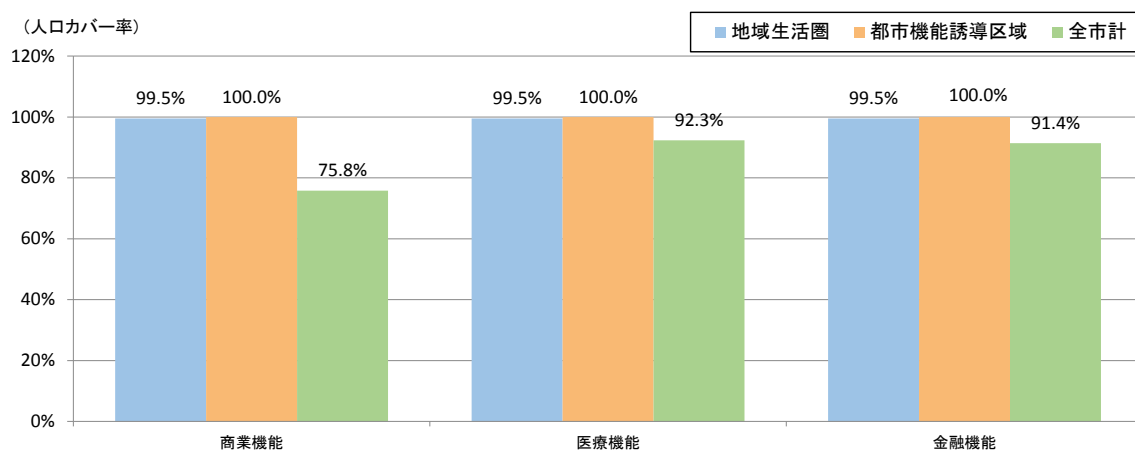
(地域生活圏の状況)

	人 口	面 積
地域生活圏	35,450 人	656ha
都市機能誘導区域	22,791 人 (64.3%)	415ha (63.3%)
居住誘導区域	29,617 人 (83.5%)	539ha (82.2%)

※H22 国勢調査 500m メッシュを基に、メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※ () 内は地域生活圏に対する割合

(都市機能別の人口カバー率)



※人口カバー率は、各都市機能施設を対象に施設から 800m 圏内において H22 国勢調査 500m メッシュの重心が各エリアに含まれるものを対象として集計

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 m²以上の施設

※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設+コンビニエンスストア

※医療機能は、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する「病院・診療所」を合せた施設

商業機能カバー状況

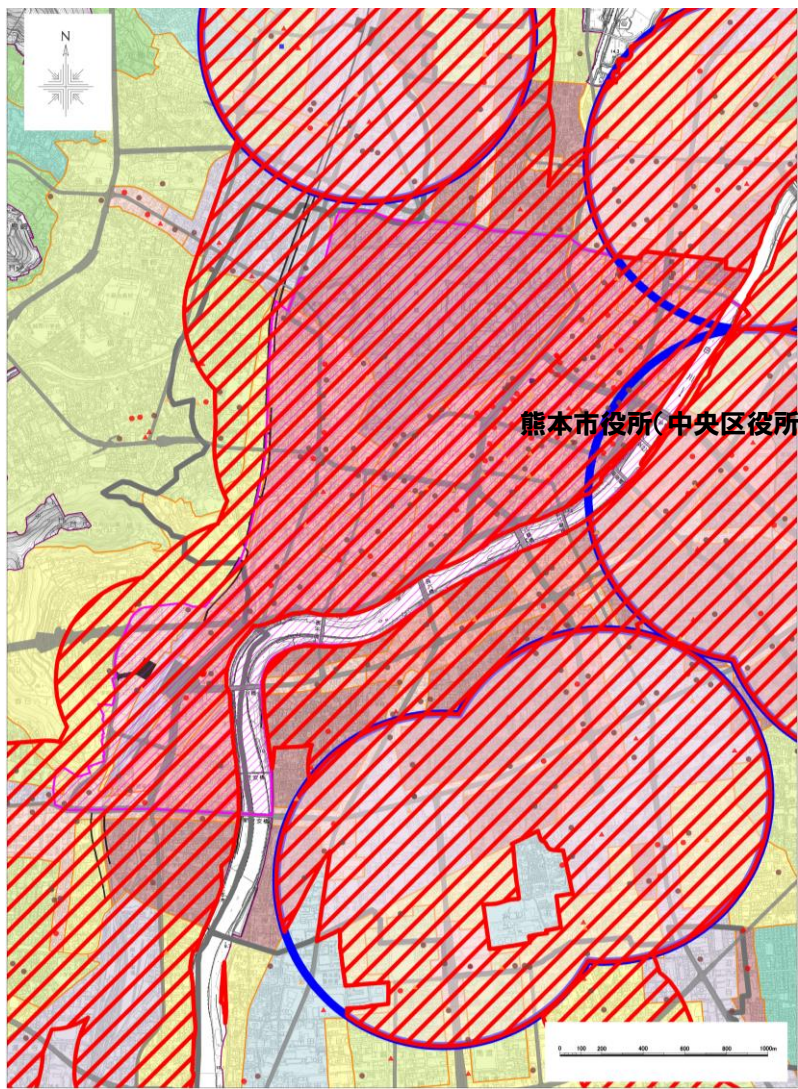


医療機能カバー状況



金融機能カバー状況





▲	商業施設
●	金融施設
●	医療施設
▲	コンビニエンスストア

—	市域界
—	市街化区域界
—	都市計画道路
▨	中心市街地

○	拠点圏域 (半径800m)
○	都市機能誘導区域

▨	居住誘導区域
---	--------

用 途 地 域	
第1種低層住居専用地域	準住居地域
第2種低層住居専用地域	近隣商業地域
第1種中高層住居専用地域	商業地域
第2種中高層住居専用地域	準工業地域
第1種住居地域	工業地域
第2種住居地域	工業専用地域

都市機能	施設数	代表施設	対応方針
商業機能	4 施設 (0 施設)	イワサキ・エース並木坂店、ゆめマート新町、カーリーノ、鶴屋フーディワン森都心店	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
金融機能	47 施設 (33 施設)	みずほ銀行(株)熊本支店、ゆうちょ銀行(株)熊本支店、りそな銀行(株)熊本支店、その他 44 施設（セブンイレブン熊本南千反畑町等）	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。
医療機能	94 施設 【4/4】	国立病院機構熊本医療センター、博愛会病院、福田病院、その他 91 施設	誘導施設（維持）として位置付けて、現在立地する施設を維持していく。

※商業機能は、生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設の施設数。
※金融機能は、「郵便局」と「地方銀行等」を合せた施設数。
※医療機能は、「病院・診療所」を合せた施設数となっており、内科、外科・整形外科、小児科、歯科のいずれかの診療科目を有する施設数。【○/4】は4診療科目のうち○科目が集積していることを示す。
※（）内の施設は補完施設：都市機能誘導区域外の 800m 圏内に立地する施設及び金融機能に関してはコンビニエンスストアも含む。

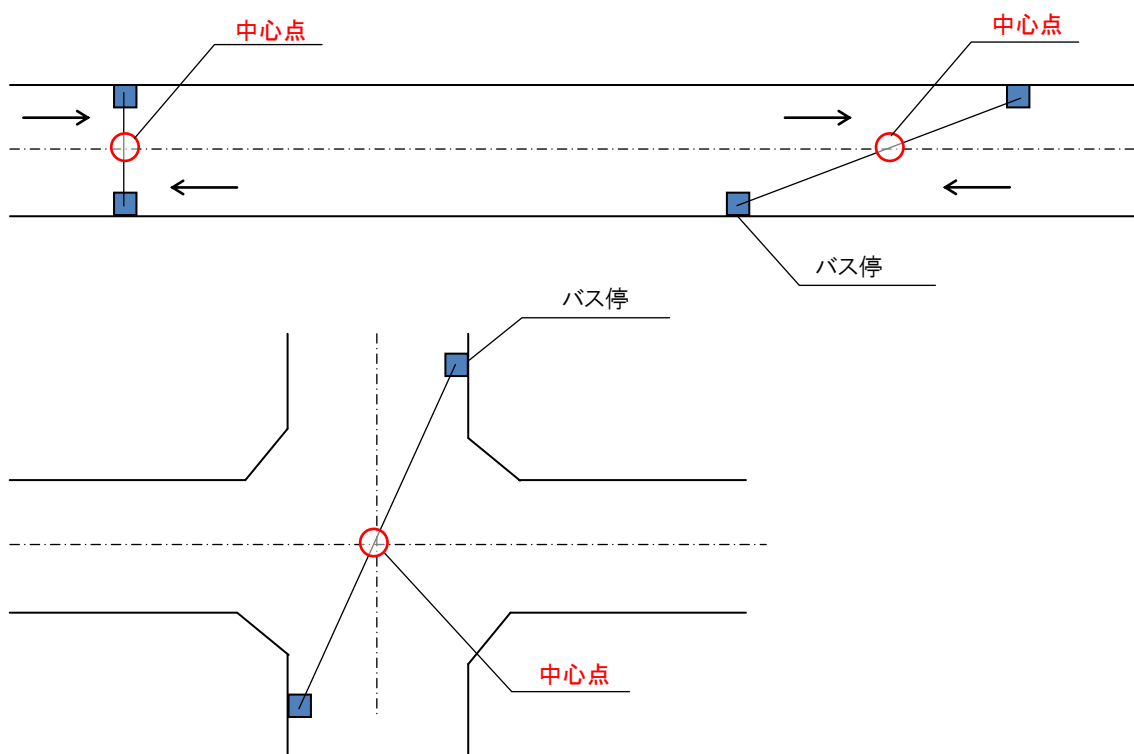
3 中心点の設定の考え方

○都市機能誘導区域の中心点の考え方

第2次熊本市都市マスタープラン地域別構想では地域拠点ごとに、日常生活において多くの人が集まる場所付近で、交通の要衝となるポイントである鉄軌道駅やバス停を設定しています。それらの鉄軌道駅やバス停をもとに、以下のとおり中心点を設定しました。

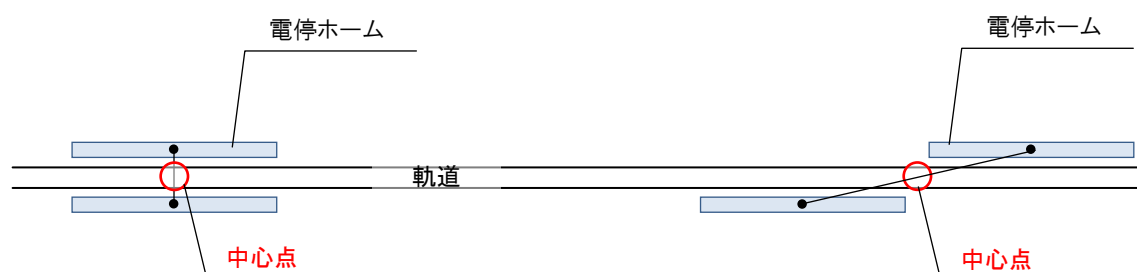
【バス停】

- ・上り、下りバス停間を結ぶ線分の中点としました。



【市電】

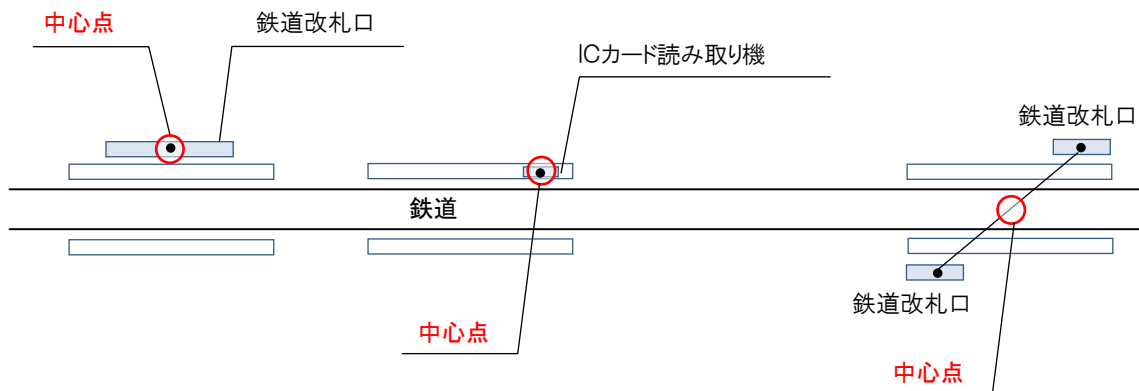
- ・上り、下り電停ホームの中心間を結ぶ線分の中点としました。



【鉄道（ＪＲ・熊本電鉄）】

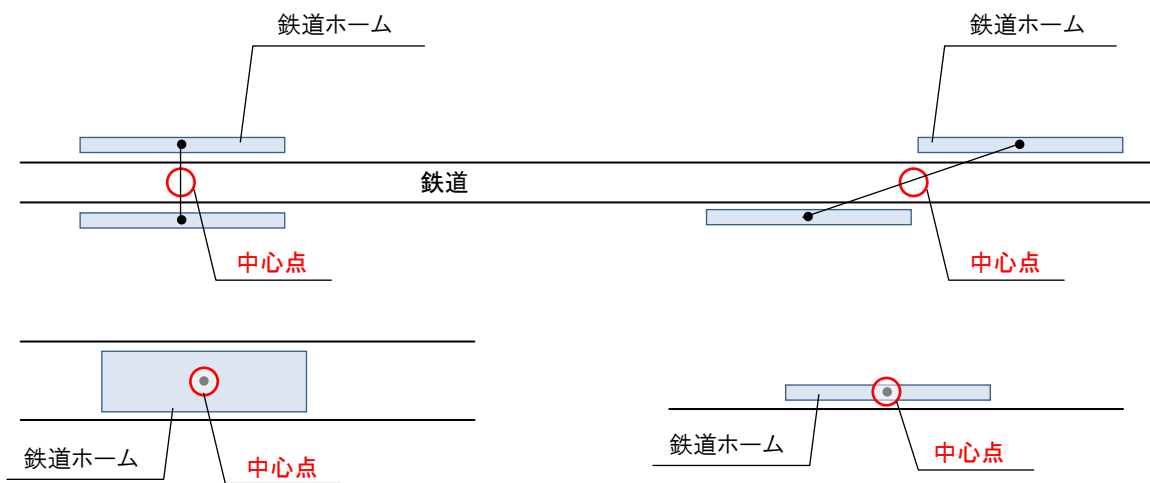
（ＪＲ）

- ・ 在来線の改札口（有人駅）又はＩＣカード読み取り機（無人駅）を中心としました。
※将来計画を含む。
- ・ 改札口が複数ある場合は改札口を結ぶ線分の中点としました。



（熊本電鉄）

- ・ 車内精算のため、上り、下り電停ホームの中心間を結ぶ線分の中点としました。

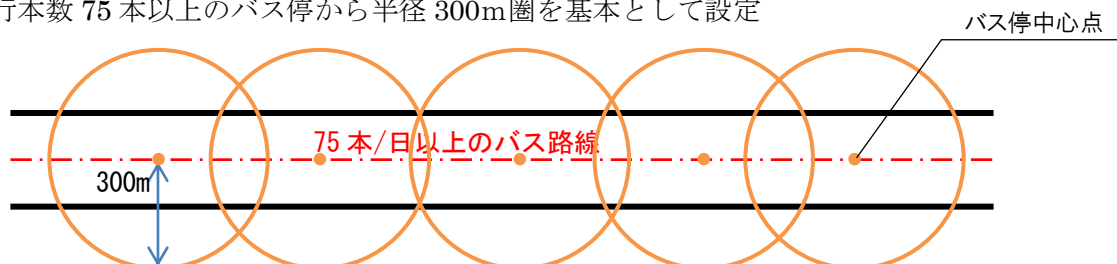


○居住誘導区域における中心点の考え方

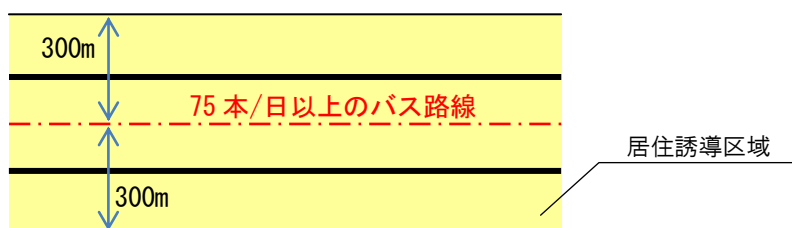
居住誘導区域は以下のとおり設定しました。

【バス】

- ・運行本数 75 本以上のバス停から半径 300m 圏を基本として設定

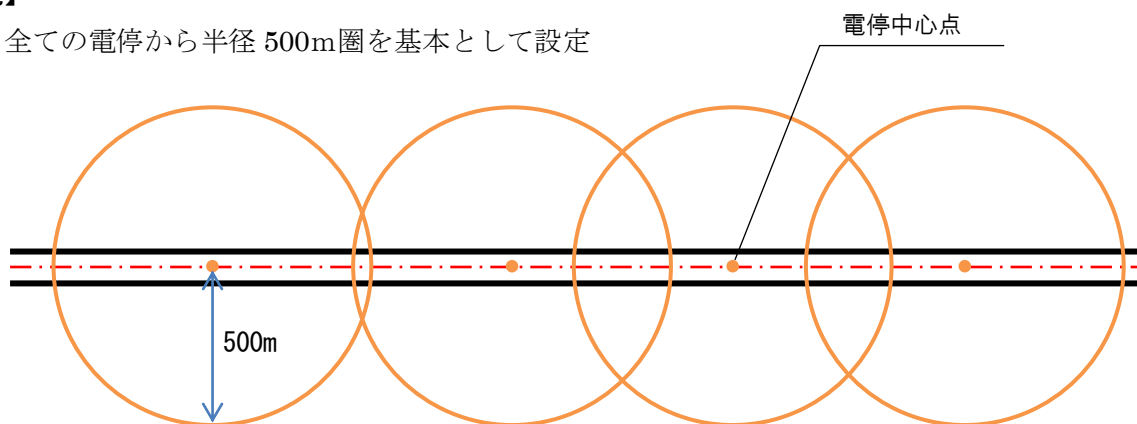


- ・バス停からの半径 300m 圏は連続することから、「運行本数 75 本以上のバス路線の道路中心から 300m 圏」として設定しました。

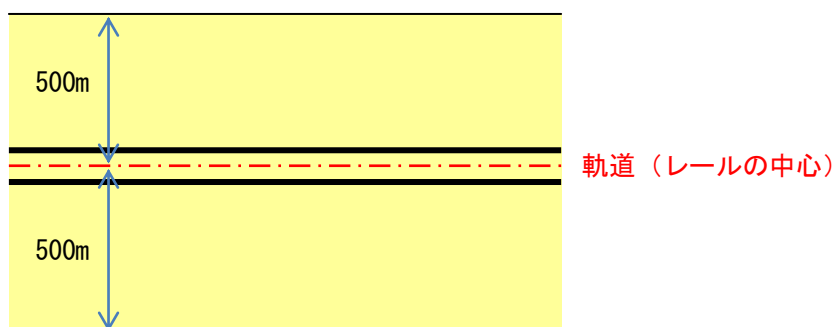


【市電】

- ・全ての電停から半径 500m 圏を基本として設定



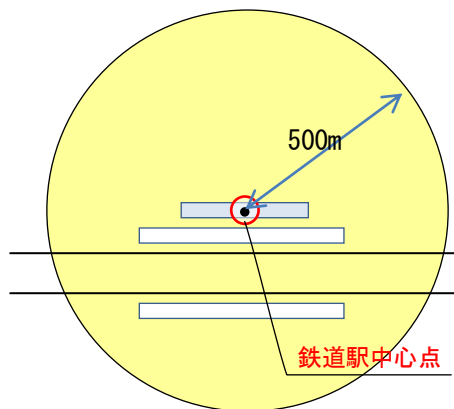
- ・電停からの半径 500m 圏は連続することから、「全ての市電軌道（レールの中心）から 500m 圏」として設定しました。



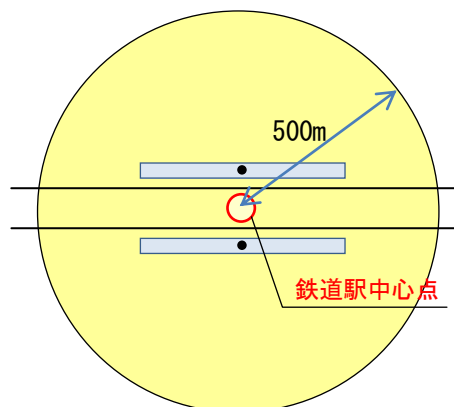
【鉄道（ＪＲ・熊本電鉄）】

- ・全ての鉄道駅から半径 500m圏を基本として設定
- ・中心点の設定は、都市機能誘導区域の設定と同じとしました。

(ＪＲ)



(熊本電鉄)



4 Q & A

立地適正化計画についての、Q & Aを作成しました。

【熊本市の都市づくりについて】

第2次熊本市都市マスタープランとは？

今後の熊本市の都市計画の長期的な方向性をわかりやすく示すことで、市民等と行政が将来に向けた都市のビジョンを共有し、それぞれの役割を認識して実効性のある施策や取り組みを積み重ね、市民や来訪者の豊かな生活や活発な経済・社会活動を実現することを目的とした計画です。

本市では、全市的な都市づくりの方向性を示す第2次熊本市都市マスタープラン全体構想を平成21年3月に策定しました。全体構想では、『豊かな水と緑、多様な都市サービスが支える活力ある多核連携都市』を将来像として掲げています。

また、第2次熊本市都市マスタープラン地域別構想を平成26年3月に策定しており、全体構想で示された都市構造の将来像である「多核連携都市」に向けた基本方針を示すとともに、政令指定都市移行により設置された区の範囲ごとに都市政策上の主な取り組みを体系的に明らかにしています。

多核連携都市とは？

多核連携都市とは、高次な都市機能が集積する中心市街地を市域及び都市圏全体の拠点とし、周辺では、郊外部も含めた広域的な地域生活圏の核となる地域拠点に、商業・医療等の日常生活サービス機能を維持・確保することで、地域拠点を核とした複数の地域生活圏の形成を図り、それら中心市街地と地域拠点を利便性の高い公共交通で結ばれるとともに、中心市街地や地域拠点及び利便性の高い公共交通沿線に一定の人口密度が維持された、持続可能で誰もが移動しやすく暮らしやすい都市です。

【立地適正化計画について】

立地適正化計画とは？

平成26年8月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、市町村は、閣議決定された都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、「立地適正化計画」（以下、本計画という）を策定することができることになりました。

本計画は、都市全体の観点から作成する、居住機能や商業・医療等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランです。市の建設に関する基本構想、都市計画区域マスタープランに即するとともに都市マスタープランとの調和が保たれたものでなければなりません。

また、本計画は、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、都市マスタープランの一部と見なされます。

立地適正化計画はなぜ必要なのか？

本市ではこれまで、人口増加やモータリゼーションの進展等を背景に市街地が拡大してきました。拡大した市街地のままで、人口が減少すれば、今まで身近に利用できた商業・医療・金融機能や公共交通等の日常生活に必要な機能が失われ、現在の暮らしやすさが損なわれてしまうことが懸念されます。

このことから、人口減少・超高齢社会に適応可能な都市づくりを進める必要があります。具体的には、都市の骨格を形成する、都市機能誘導区域(中心市街地、地域拠点)を地域生活圏の暮らしを守る最後の砦として維持するとともに、公共交通の充実を図ることで、市民全体の暮らしやすさを維持し、さらには市全体の交流促進により都市そのものの魅力の向上を図り、都市活力を維持するため本計画を策定します。

拡散した市街地で人口が減少し人口密度が低下すると、どのようなことが生じるのか？

居住地周辺から医療・商業等の日常生活サービス機能が失われてしまう恐れがあり、身近に利用できなくなることで日常生活に支障が生じる可能性があります。

また、公共交通の利用者が減少してサービス水準(路線数、運行本数等)が低下すると、今後増加が想定される自動車を自由に利用できない人(高齢者等)にとって、移動しにくく暮らしにくいまちになります。

さらに、空き地・空き家の増加等も懸念され、防犯面の問題が生じる可能性もあります。

都市機能誘導区域だけに日常生活サービス機能を集めるのか？

都市機能誘導区域だけに日常生活サービス機能を集めるものではありません。

人口減少下においても、郊外部を含む広域的な地域生活圏の暮らしを守る最後の砦として、都市機能誘導区域に日常生活サービス機能を維持・確保しておくことで、市民の暮らしやすさを維持するものです。

居住誘導区域だけにしか住んではいけないのか？

市民のライフスタイルや居住地選択の条件は様々であることから、居住誘導区域だけにしか住んではならないものではありません。

しかし、人口減少下においても日常生活サービス機能や公共交通を維持していくためには、これらの利用者を確保する必要があります。そのため、都市機能誘導区域や公共交通沿線を居住誘導区域として設定し、一定の人口密度を維持するものです。

熊本市の都市づくりの方針は？

本市では、人口減少・高齢化の進展が見込まれる中でも長期的に都市活力を維持するため、コンパクトで持続可能な都市づくりに向けて、誰もが移動しやすく暮らしやすい「多核連携都市」を都市構造の将来像として掲げています。

本市における都市づくりの基本方針は、この多核連携都市づくりであり、その基本的な方向性

については、第2次熊本市都市マスタープランで示されているところです。

本計画は、本市が目指す多核連携都市の実現のために策定するものであることから、都市づくりの基本方針は、多核連携都市を目指すこととします。

熊本市の公共交通ネットワークはどのように考えているか？

本市が描く公共交通ネットワークの将来像は、中心市街地と15の地域拠点を結ぶ8軸を基幹公共交通軸と位置づけ輸送力、定時性、速達性の強化を図るとともに、日常生活の移動を支えるバスの路線網再編やコミュニティ交通への対応を図り、持続可能で利便性の高い公共交通網の形成を目指しています。【熊本地域公共交通網形成計画等と連携を図る】

地域生活圏内から都市機能誘導区域までのアクセスはどのように考えているのか？

地域生活圏内には、郊外部における公共交通空白地域等がありますが、都市機能誘導区域までの交通手段は、複数の交通手段（自家用車、路線バスなど）を選択できる人は、いずれかの交通手段でアクセスすると考えています。

一方で、自動車を自由に利用できない人（高齢者等）の増加が見込まれるため、地域の特性や住民ニーズに合った交通手段の検討が必要と考えています。

将来の交通体系はどのように考えているのか？

市街地部では、公共交通の利用を促進するため、基幹公共交通軸を形成し、公共交通を主体とした交通体系へ転換することが必要です。また、自転車についても近距離移動手段として、その利用を促進するため、自転車走行空間の整備を行うことが必要です。

周辺部では、自動車交通の円滑化を図る一方で、運行効率化によるバス路線の維持や基幹公共交通軸の整備により、自動車交通と公共交通とが共存する効率的な交通体系を構築することが必要です。

郊外部では、自動車交通が主体となっており、地域間の円滑な移動を確保する一方で自動車を自由に利用できない人（高齢者等）の移動支援や基幹公共交通軸と連携されたコミュニティ交通の充実を図ることが必要です。

【熊本都市圏都市交通マスタープラン、熊本地域公共交通網形成計画等と連携を図る】

熊本市の立地適正化計画の目的は？

「熊本市の現在の暮らしやすさを、人口減少・超高齢社会においても維持する」「熊本都市圏の発展を牽引するため長期的に都市活力や魅力を維持する」としています。

多核連携都市の実現にて見込まれる効果は？

以下の効果を見込んでいます。

- ◇ 都市機能誘導区域に日常生活サービス機能を維持・確保するとともに、その周辺や公共交通沿線に居住を促進するといった、公共交通と一体となったまちづくりにより、生活サービスの持続性が向上し、日常生活の利便性が確保される。
- ◇ 日常生活サービス機能が住まいの身近に存在する、高齢者等が歩いて暮らせる都市構造が形成されることで、元気高齢者が増え、社会保障費の抑制、地域コミュニティの維持・活性化等に繋がる。
- ◇ 暮らしやすい都市環境が形成されることで、都市としての魅力が向上し、企業誘致が促進され、雇用の場が創出される。
- ◇ 中心市街地等における都市機能の維持・確保などにより、熊本ならではの都市の魅力が向上することで、交流人口の増加に繋がる。
- ◇ 都市経営の効率化（公共施設等の統廃合・長寿命化など）により、行政サービス水準が一定程度確保される。

熊本市における多核連携都市に向けた対応

- ◇ 多極型
 - ・ 都市機能誘導区域（中心市街地や地域拠点）に都市機能を維持・確保する
 - ・ 日常生活サービス機能を都市機能誘導区域に維持することで、その拠点を生活圏とする郊外部も含め、市民の生活利便性の確保を図る
- ◇ 全ての人口の集約を図るものではない
 - ・ 熊本市の魅力の一つである、自然環境や農業・漁業生産環境の保全に努めるとともに、周辺環境と共存する既存集落の地域コミュニティの維持・活性化を図る
- ◇ 誘導による強制的な集約ではない
 - ・ 都市機能誘導区域や利便性の高い公共交通沿線等の区域において、良好な居住環境を提供することにより、居住の促進を図る
- ◇ その他
 - ・ 関係団体等との連携を図り、女性が働きやすく安心して子育てできる環境づくりや、地域コミュニティ活動の促進等に取り組む

立地適正化計画の位置づけと他計画との関係は？

本計画は、熊本市総合計画、熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に即するとともに、第 2 次熊本市都市マスタープランとの調和が保たれたものでなければなりません。

また、本計画は、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部と見なされます。

さらに、国が推奨する多極ネットワーク型コンパクトシティを形成するためには、公共交通分野との連携が必須であるとともに、商業施策、住宅施策、医療・福祉施策、農業施策など多様な分野の計画と連携する必要があります。

立地適正化計画の区域は？

本計画の区域は都市再生特別措置法第81条第1項に基づき、熊本市内の都市計画区域とします。ただし、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域外も分析・評価の対象とし、都市計画区域外への施策展開も視野に入れるものとします。

都市計画区域の一部のみを立地適正化計画の区域とすることはできますか？

本計画の区域は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を計画の区域とすることが基本となります。

立地適正化計画の計画期間は？

本計画の期間は、熊本市の都市計画に関する基本的な方針を定めた「第2次熊本市都市マスタープラン」の目標年次である平成37年（2025年）とします。ただし、都市構造の将来像である「多核連携都市」の実現には、非常に長期的なスパンを要するため、目標年次を超えた将来見通しにおける分析等を行います。

熊本市の将来人口は？

本市では、「熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略」とあわせて策定している「熊本市人口ビジョン」において、対象期間を平成62（2050）年とする人口の将来展望を行っています。

この中で、平成62（2050）年の将来推計人口を、分野横断的施策の戦略的な展開により市民の希望が実現した場合は約69.9万人、現状の合計特殊出生率や移動数が維持された場合（現状維持）は約64.2万人と展望しています。

本計画は、人口減少下においても暮らしやすい都市を実現することであるため、将来の都市構造を検討するにあたっては、人口ビジョンにおける現状維持の将来推計人口を用いることとします。

なお、人口ビジョンについては、新たな国勢調査が行われる時点（5年毎）で更新を予定しており、本計画の見直しでは、その時点の最新の人口ビジョンを用いることとします。

【都市機能誘導区域・誘導施設・居住誘導区域について】**都市機能誘導区域とは？**

都市機能誘導区域とは、商業・医療等の都市機能を都市の拠点で維持・確保することにより、必要なサービスを受けることが出来る区域です。

本市では、都市機能誘導区域を設定し、必要な生活サービス機能を維持・確保することで、市民の日常生活の利便性を確保するものであり、人口減少が進行した場合において、地域生活圏に居住する住民の暮らしの最後の砦となると考えています。

都市機能誘導区域外には、医療や商業施設は立地できなくなるのか？

都市機能誘導区域を設定することにより、誘導区域外への誘導施設を立地する場合には、行政への届出が必要となるものの、規制が生じるものではありません。

都市機能誘導区域内に誘導施設を立地する民間事業者は、インセンティブ（支援施策）を受けることが可能となるものです。

なお、用途地域等による既定の都市計画法の制限はこれまで通りです。

立地適正化計画には、居住誘導区域と都市機能誘導区域の両方を定める必要がありますか？

本計画には、居住誘導区域と都市機能誘導区域の両方を定めることが必要です。

都市機能誘導区域を、居住誘導区域の外側に設定することはできますか？

都市機能の充足による居住誘導区域の人口密度の維持、人口密度の維持による都市機能の持続性の向上等、住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に図るという観点から、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることが必要です。

都市機能誘導区域は、どこですか？

第2次熊本市都市マスタープランに位置づけた中心市街地及び15箇所の地域拠点の基本として区域を設定しています。

中心市街地の都市機能誘導区域は、熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）に定める区域（約415ha）です。

地域拠点の都市機能誘導区域は、地域拠点の800m圏内の工業地域を除いた市街化区域内とし、災害リスクが高い地域を除いて設定しています。

都市機能誘導区域や居住誘導区域が土地を分断する場合はどうするのですか？

都市機能誘導区域や居住誘導区域の境界がかかる土地で、一体的な建築行為または開発行為を行う土地は都市機能誘導区域や居住誘導区域とします。

都市機能誘導区域、居住誘導区域はいつの時点を基準するのですか？

平成27年時点の区域として、座標で管理します。

誘導施設とは？

誘導施設（都市機能誘導区域に誘導すべき施設）は、人口減少・超高齢社会においても、郊外部を含めた広域的な地域生活圏全体の居住者の生活利便性を維持するために、全ての都市機能誘導区域内に各機能1施設は維持・確保しておく、日常生活に最低限必要な施設です。

本市における誘導施設は、市政アンケートや市民懇話会の結果、さらに都市活力の発展などを踏まえ、以下の施設とします。

- 1) 人口減少・超高齢社会においても、郊外部を含めた広域的な地域生活圏全体の居住者の生活利便性を維持するために、都市機能誘導区域内に維持・確保しておく、日常生活に最低限必要な施設

機能	誘導施設	補完施設 (誘導施設が持つ機能を補完する施設)	
商業機能	生鮮食料を取り扱う、店舗面積 1,000 m ² 以上の商業施設（共同店舗等含む）		800 m 圏内で都市機能誘導区域外にある当該機能を有する施設
医療機能	内科、外科・整形外科、小児科、歯科を診療科目とする、病院、診療所 ※医療法（以下、法とする）第1条の5第1項に定める病院、法第1条の5第2項に定める診療所		
金融機能	入出金可能な、 銀行等 ※銀行法第4条に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行（政策投資銀行を除く）、信用金庫法第4条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫法第6条に基づく免許を受けて金庫事業を行う労働金庫及び労働金庫連合会、農林中央金庫法に基づく農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫法に基づく商工組合中央金庫	コンビニエンスストア	

- 2) 本市の中心市街地は熊本都市圏の中心として、質の高い芸術・文化、幅広い交流等を提供する役割を担っていることから、中心市街地活性化基本計画(熊本地区)において位置付けた、熊本都市圏全体の魅力や都市活力の向上を図る高次都市機能を提供する施設

日常生活に必要な施設とは？

市政アンケートや市民懇話会では、身近に欲しい日常生活サービスとして、商業、医療、金融施設が多く、次いで公共、教育文化、子育て支援、高齢者福祉施設を求める声をいただきました。

日常生活に必要な機能としては、これら全てが想定されるのですが、市民の多くが求める商業、医療、金融施設を誘導施設として位置づけます。

高齢者福祉施設、子育て支援施設等は都市機能誘導区域に立地しなくてよいのか？

公共施設、教育文化施設等の付加的サービス施設や、高齢者福祉施設、子育て支援施設等については、今回は誘導施設としての位置付けは行わないものの、これらの施設も都市機能誘導区域内に立地されることで、その施設を利用する人にとっての暮らしやすさは維持・確保されることから、今後、都市機能誘導区域などの生活利便性が高いエリアへの立地について、関係機関等と連携を図っていきます。

高次都市機能を提供する施設とは？

中心市街地活性化基本計画(熊本地区)において位置付けた、熊本都市圏全体の魅力や都市活力の向上を図る高次都市機能を提供する施設。

誘導施設（維持）とは？

800m 圏内に現在立地している施設で、かつ、都市機能誘導区域内に立地している施設は、“誘導施設（維持）”としています。

誘導施設（確保）とは？

800m圏内に商業機能及び医療機能が立地していない場合、また、800m圏内に金融機能が立地していない場合、かつ、800m圏内にコンビニエンスストアが立地していない場合、“誘導施設（確保）”としています。

補完施設とは？

商業機能及び医療機能については、都市機能誘導区域には存在しないが、徒歩・自転車で移動可能な範囲である 800m圏内に当該機能を有する施設を補完施設（誘導施設が持つ機能を補完する施設）とします。

金融機能については商業・医療と同様に 800m圏内に当該機能を有する施設を補完施設とするとともに、800m圏内にあるコンビニエンスストアを補完施設とします。

公共施設は誘導施設か？

公共機能については、第2次熊本市都市マスタープラン地域別構想において、住民票など関係証明書が入手可能な行政サービス施設（区役所、総合出張所、出張所等）は地域拠点に求められる都市機能としていますが、現在、コンビニエンスストアでの関係証明書発行システムを構築中であるため、本計画では、誘導施設には含めません。

居住誘導区域とは？

居住誘導区域は、人口減少下においても、商業・医療等の日常生活サービス機能や公共交通が持続的に維持されるよう、一定のエリアにおいて人口密度を維持する区域です。

居住誘導区域を、市街化区域全域に設定することはできますか？

居住誘導区域は、将来の人口等の見通しを踏まえた適切な範囲に設定されるべきです。このため、今後、人口減少が見込まれる都市においては、現在の市街化区域全域をそのまま居住誘導区域として設定するべきではありません。

居住誘導区域の考え方は？

居住誘導区域は、第2次都市マスタープラン地域別構想において示された「居住促進エリア」の考え方を基本として区域を設定します。都市機能誘導区域と公共交通軸沿線とし、市街化調整区域や工業地域、災害リスクが高い地域については区域には含めません。

災害リスクが高い区域とは？

災害リスクが高い地域は下記に示す区域とします。

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
- 地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- 災害危険区域（居住の用に供する建築物の建築が禁止されている区域）

その他、津波災害警戒区域等、都市計画運用指針において災害リスクが高い地域として示される区域については、その区域指定の都度、居住誘導区域からの除外を検討するものとします。

バス路線などが変更になった場合はどうするのか？

居住誘導区域は公共交通の利便性等の観点から設定していることから、基幹公共交通軸の機能強化や公共交通網の再編、区域区分の変更等に応じて見直しを行います。（本計画の見直し時とします。）なお、公共交通の利便性には定時性、速達性、輸送力など複数の要素が関連しており、公共交通の利便性に関連した居住誘導区域の見直しは総合的に判断します。

市街化調整区域に地区計画を定めた場合、そこに居住誘導区域を設定することはできますか？

都市再生特別措置法上市街化調整区域内には、居住誘導区域を設定することはできません。

居住誘導区域外において、届出の対象となる行為はどのようなものですか？

以下の開発行為と建築等行為です。

(開発行為)

- ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為。
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの。
- ・ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定められたものの建築目的で行う開発行為。

(建築等行為)

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合。
- ・ 人の居住の用に供する建築物として条例で定められたものを新築しようとする場合。
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合。

居住誘導区域や都市機能誘導区域などの設定に伴う、届出義務などは、いつから発生しますか？

本計画を公表したときからです。

【都市機能及び居住を維持・確保するための具体的な施策について】

具体的な施策とは？

本市が目指す多核連携都市の実現に向けては、第2次熊本市都市マスタープラン地域別構想に示す多核連携都市づくりに向けた基本的な考え方に市民懇話会でも意見の多かった地域コミュニティの維持活性化を加え、下記に示す4つの視点を軸に取り組んでいきます。

●都市機能誘導区域における都市機能の維持・確保

高次な都市機能が集積する中心市街地を市域及び都市圏全体の拠点とし、日常生活に必要なサービスが整う15の地域拠点を核として、都市機能の維持・確保を図ります。

●公共交通ネットワークの充実

熊本都市圏都市交通マスタープランや熊本地域公共交通網形成計画との整合を図りつつ、中心市街地と地域拠点を結ぶ基幹公共交通軸の強化、日常生活を支えるバス路線網の再編、コミュニティ交通の導入等に取り組めます。

●居住誘導区域における人口密度の維持

公共交通の利便性が高い地域の人口密度を維持するため、公共交通のサービス水準の更なる向上等に積極的に取り組むとともに、歩行空間や自転車走行空間、その他公共空地の整備に努め、居心地の良い空間を創出します。

●地域コミュニティの維持活性化

熊本市の魅力の一つである自然環境や農業・漁業生産環境の保全に努め、既存集落の維持を図ると共に、市域全体の地域コミュニティの維持活性化を図ります。

施策集とは？

都市機能誘導区域に誘導施設を維持・確保するための施策や居住誘導区域の人口密度を維持する施策等については「別冊（施策集）」として整理します。

別冊（施策集）については、誘導施設の立地状況や人口動態等を把握しながら、その都度社会

情勢に応じた施策を「熊本市多核連携都市推進協議会」にて検討しつつ、新たな施策の盛り込みや既存施策の更新を実施していきます。

具体的な施策展開の内容は？

本市の人口ビジョンにおける現在の趨勢で推移したパターンでは、今後 20 年間程度は 70 万人台の規模で維持されますが、長期的にみると、平成 62（2050）年に約 64.2 万人と大きく減少するとしており、例えば人口が大きく減少しても暮らしやすい都市を維持するという目的を達成するため、多核連携都市の実現に向けて様々な施策を展開していきます。

「現在の取り組みを継続する施策（例）」「当面、新たに取り組む施策（例）」「目標達成状況により新たに取り組む施策（例）」「公共交通に関する施策」に分類し、「現在の取り組みを継続する施策（例）」「当面、新たに取り組む施策（例）」については、“都市機能誘導区域における都市機能の維持・確保に関する施策”“居住誘導区域における人口密度の維持に関する施策”“地域コミュニティを維持活性化に関する施策”として、例示しています。

「公共交通に関する施策」については、熊本地域公共交通網形成計画 及び 同実施計画 にて取り組みを推進します。

【目標値と見直しについて】

目標値とは

本計画を進捗管理するための目標値を設定しています。

○都市機能に関する目標値

都市機能誘導区域内に維持・確保すべき誘導施設が充足している区域の数

○居住に関する目標値

居住誘導区域内の人口密度（国勢調査ベース）

○公共交通に関する目標値

公共交通機関の年間利用者数（総合計画、熊本地域公共交通網形成計画より）

見直し時期について

国によると、本計画を策定した場合、概ね 5 年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、本計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討することが望ましいとされています。

本市においては、総合計画の見直し・更新にあわせて（平成 31 年度・平成 35 年度を予定）評価等を実施します。また、熊本市都市計画審議会にも評価結果を報告し、意見聴取を行います。

評価は、「8 章 目標値の設定」で設定した目標値の達成状況等の評価・分析、誘導施設の立地状況や人口動態等を把握し、その結果に応じて都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・確保する施策、居住誘導区域内の人口密度を維持する施策等について、「熊本市多核連携都市推進協議会」にて、新たな施策の盛り込みや既存施策の更新を実施していきます。

5 用語集

【ア行】

インフラ

インフラストラクチャーの略語。水道や道路などの社会基盤のこと。

インセンティブ

目標を達成するために企業や人等に対して行動を促すための動機付け（支援）を行うこと。

NPO（エヌ・ピー・オー）

民間非営利団体法人組織の略。もともとアメリカの法人制度で認められた民間の非営利法人をさす。日本においても、市民による自主的なまちづくりなどの活動や阪神淡路大震災のボランティア活動の盛り上がりなどを背景に市民の非営利組織を示すものとしてNPOという言葉が広く用いられるようになってきた。

【カ行】

幹線道路

都市の骨格をなす道路で広域交流を支え都市域内を連絡する主要な道路。

基幹公共交通軸

公共交通ネットワークの骨格を担う、中心市街地と15箇所の地域拠点を結ぶ8方面の公共交通軸。鉄軌道と幹線バスで構成するもの。

既存ストック

これまでに整備された資産（社会資本）のこと。都市ストックとは都市の基盤施設や歴史・文化、産業や自然に関するストックの総称。

急傾斜地崩壊危険区域

崩壊の危険がある急傾斜地で、崩壊することにより多数の居住者等に危害が発生することが予測される土地及び隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づいて指定される区域。

居住誘導区域

人口減少下においても、商業・医療等の日常生活サービス機能や公共交通が持続的に維持されるよう、一定のエリアに人口密度を維持する区域。

銀行法

銀行に関して規定する法律であり、銀行の業務の公共性に由来する信用維持・預金者保護などと、金融の円滑のための銀行業務の健全・適切な運営を確保することを目的とする法律。

区域区分

計画的な市街化を図るため、都市計画区域において市街化区域と市街化調整区域を区分（線引き）すること。

熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少・少子高齢化に的確に対応し、将来にわたって住みやすい環境の確保と地域の活力の維持を図るため、実現に向けた目標や施策の基本的方向を示すもの。

熊本市人口ビジョン

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少・少子高齢化に的確に対応し、将来にわたって住みやすい環境の確保と地域の活力の維持を図るため、人口の現状と将来の展望を示したもの。

熊本地域公共交通網形成計画

人口減少等の社会情勢の変化に対応した持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、将来のまちづくりを見据えた持続可能で利便性の高い公共交通網形成に向けた取り組みを体系的に位置付け、住民・事業者・行政等の適切な役割分担のもと進めていく計画。

熊本都市圏都市交通マスタープラン

望ましい熊本都市圏の将来像を実現するため、各交通機関相互の役割分担、連携の考え方など交通体系のあり方について、最新の人の動きに基づいて検討を重ね、平成 28 年 3 月に策定された計画。

工業専用地域

都市計画における用途地域のなかで、工業の業務の利便の増進を図る地域。住居の建設はできないため、この地域に住むことはできない。

工業地域

都市計画における用途地域のなかで、主として工業の利便を増進するための地域。あらゆる工場のほか住居や店舗も建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない地域。

交通弱者

子供や高齢者など運転免許を保有していなかったり自家用車を保有しておらず、自動車中心社会において移動を制約される人。

公的不動産

地方公共団体等が保有する各種の不動産。PRE は、その管理・活用を合理的なものにすべきという認識を背景につくられた用語。

コミュニティ交通

公共交通が運行されていない地域の交通の

利便性向上や、交通弱者の移動手段確保を目的とする交通手段のこと。小型バスやジャンボタクシーなどの車両を使用し路線を定めて定時運行するもの・路線を定めず予約に応じて運行する形態などがある。

コンパクトシティ

都市部の有効利用や中心部での機能の集約化により、徒歩による移動性を重視した都市形態またはその都市施策。

【サ行】

災害危険区域

津波、高潮、洪水などの災害に備えて、住宅や福祉施設といった居住用建築物の新築・増改築を制限する区域。

市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画で定めた区域。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域として都市計画で定めた区域。

地すべり防止区域

地すべり等防止法で定められている区域であり、地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地について農林水産大臣又は国土交通大臣が指定する区域。

人口カバー率

熊本市全体の人口に対して、各施設から半径 800m に居住している人口の割合。平成 22 年国勢調査 500m メッシュを基に、メッ

シュの重心が各施設から半径 800m に含まれるものを対象として集計。

人口集中地区

統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたもの。国勢調査基本単位区等を基礎単位として、人口密度が 4,000 人/㎢以上の基本単位区が隣接し、人口 5,000 人以上を有する地域。

信用金庫法

信用金庫に定めた法律であり、国民大衆の為に金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督を適正に期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とした法律。

生活拠点

市民が自ら地域コミュニティの活動を醸成する場であり、その圏域は家族構成やライフスタイルなど、各個人に応じて異なる。

総合計画

都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向性や主な施策を定めた長期的なまちづくり計画で、市政運営の基本指針となり、全ての計画の最上位に位置付けられる計画。熊本市では新総合計画を平成 28 年 3 月末に作成。

速達性

各交通機関が目的地まで人を運ぶ際の速さであり、鉄軌道では速達性が高いとともに、路線バスでもバス専用レーン等を設置することで速達性が確保される。

【夕行】

代表交通手段

1 つの外出目的に対して複数の交通手段を利用した際、鉄道→軌道→バス→自動車→バイク→自転車→徒歩の順番で優先順位を付し、最も高い順位の交通手段を代表交通手段とするもの。

多核連携都市

高次の都市機能が集積する中心市街地を市域及び都市圏全体の拠点とし、周辺は郊外部も含めた広域的な地域生活圏の核となる地域拠点に、商業・医療等の日常生活サービス機能を維持・確保することで、地域拠点を核とした複数の地域生活圏の形成を図り、それら中心市街地と地域拠点を利便性の高い公共交通で結ぶとともに、中心市街地や地域拠点及び利便性の高い公共交通沿線に一定の人口密度が維持された、持続可能で誰もが移動しやすい暮らしやすい都市のこと。

宅地造成等規制区域

宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする都市の区域であり、宅地造成に関する工事について規制を行う必要がある区域。

ダム効果

都市の拠点性やブランド力の向上により、地方から大都市等への人口流出を阻止する機能。

地域拠点

地域生活圏において核となる 15 箇所の地区（エリア）。

地域生活圏

地域生活圏は、1 つの地域拠点が受け持つ生活圏域のこと。

地方創生

各地域・地方が、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会をかたちづくること。魅力あふれる地方のあり方を築くこと。

地方バス運行等特別対策補助金

地域において必要なバスの運行の確保を図り、もって地域の福祉の向上に資するため、交通事業者に対して予算の範囲内で交付する補助金。

中心市街地

中心市街地は、熊本城や市役所周辺から熊本駅に至る約 415ha。（熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）にて示される位置及び区域）

中心市街地活性化基本計画

平成 18 年 8 月に施行された「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき策定され、熊本市では平成 19 年 5 月に内閣総理大臣による認定を受け（1 期）、平成 24 年 3 月には平成 24 年 4 月からの 5 年間を計画期間とする計画（2 期）の認定を受けた計画。

超高齢社会

総人口に対して 65 歳以上の高齢者人口が占める割合が 21%を越えた社会。

津波災害警戒区域

津波が発生した際に住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあり、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべきとして指定された区域。

定時性

各交通機関が設定された運行ダイヤとおりに運行できるか否かであり、鉄軌道のように周辺環境の影響が少ない交通機関は定時性が高い。

デマンド型（予約型）乗合タクシー

利用者から予約（デマンド）があった場合のみ運行するタクシーのこと。路線バスとは異なり、利用者がいない場合は運行しないため、その分の運行費用が発生せず、路線バス等の公共交通が通っていない地域等での生活交通確保にあたり効率的かつ有効な手段の一つ。

都市機能

都市に必要とされる様々な働きやサービスのことで、居住、商業、業務、工業、交通、政治、行政、教育、福祉、医療などの諸活動によって担われるもの。

都市機能増進施設

医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

都市機能誘導区域

商業・医療等の日常生活サービス機能を都市の拠点で維持・確保することにより、必要なサービスを受けることが出来る区域。

都市計画運用指針

今後、都市政策を進めていく上で都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体的な運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示し、これを各地方公共団体が必要な時期に必要な内容の都市計画を実際に決め得るよう、活用してもらいたいとの考えによりとりまとめたもの。

都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、

一体の都市として、総合的に整備し、開発及び保全する必要のある区域として指定されたもの。

都市計画区域マスタープラン

概ね 20 年後の都市の姿を展望した都市計画の基本的な方向性を示すものであり、都市計画区域の整備や開発及び保全の方針について熊本県が平成 16 年 5 月に策定した計画(平成 24 年 4 月に変更)。

都市再生特別措置法

少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めた法律。

都市マスタープラン

今後の熊本市の都市計画の長期的な方向性をわかりやすく示す子で、市民等と行政が将来に向けた都市のビジョンを共有し、それぞれの役割を認識して実効性のある施策や取り組みを積み重ね、市民や来訪者の豊かな生活や活発な経済・社会活動を実現することを目的とした計画。熊本市では、第 2 次熊本市都市マスタープラン「全体構想」を平成 21 年 3 月、「地域別構想」を平成 26 年 3 月に策定。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

トリップ

人がある目的を持ってある地点からある地点へ移動する単位。移動の目的が変わるごとに 1 つのトリップとする。

【ナ行】

農業振興地整備計画

熊本市が農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成 18 年 9 月に策定された計画。

農振農用地

農業振興地整備計画において指定されるものであり、農用地として利用すべき土地の区域を定め、農業生産の基盤の整備及び開発を行うとともに、農用地としての保全と有効利用を図るため、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置を行うもの。

農用地区域

農振法（農業振興地域の整備に関する法律）に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地整備計画で用途を定めて設定する区域。

農林中央金庫法

農林中央金庫が、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関としてこれらの協同組織のために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もって国民経済の発展に資することを目的とした法律。

【ハ行】

分担率

全体のトリップに対してある交通手段を利

用したトリップの割合。

補完施設

商業機能及び医療機能については、都市機能誘導区域には存在しないが、徒歩・自転車で移動可能な範囲である 800m 圏内に当該機能を有する施設。金融機能については、商業・医療と同様に 800m 圏内に当該機能を有する施設、さらには 800m 圏内にあるコンビニエンスストア。

【マ行】

モータリゼーション

道路施設の充実や所得の増加により自家用車が普及し、自家用車の利用が日常化された状態。

【ヤ行】

UIJ ターン

大都市圏の居住者が地方に帰還する動きの総称。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態。

誘導施設

人口減少・超高齢社会においても、郊外部を含めた広域的な地域生活圏全体の居住者の生活利便性を維持するために、全ての都市機能誘導区域内に維持・確保する施設。

誘導施設（維持）

800m 圏内に現在立地している施設で、かつ都市機能誘導区域内に立地している誘導施設。

誘導施設（確保）

800m 圏内に商業機能及び医療機能が立地していない場合、また、800m 圏内に金融

機能が立地していない場合、かつ、800m 圏内にコンビニエンスストアが立地していない場合の誘導施設。

輸送力

各交通機関が単位時間等に運ぶことができる人数のこと。

用途地域

都市計画区域の主として市街化区域において定める 12 種類の建築物の用途の制限を行う地域をいう。建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さ等の規制については、建築基準法の規定により行われる。

【ラ行】

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

立地適正化計画

平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るもの。都市全体の観点から、居住機能や商業・医療等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。

労働金庫法

労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もってその健全な発展を促進するとともに、労働者の経済的地域の向上に資することを目的とした法律。

6 熊本市立地適正化計画策定経緯等

1) 策定の経緯

年度	日程	内容
平成 26 年度	9 月	第 31 回都市計画審議会（意見聴取）
	11 月～1 月	民間団体等へのヒアリング（28 団体）
平成 27 年度	6 月 11 日 6 月	第 1 回 熊本市多核連携都市推進協議会 平成 27 年第 2 回定例会 常任委員会（状況報告）
	7 月	市政アンケート調査の実施 （熊本市在住の満 18 歳～79 歳までの男女 5,000 人）
	8 月 5 日 ～8 月 28 日	新しいまちづくりに向けた市民懇話会の実施 （16 会場で開催）
	9 月	第 33 回都市計画審議会（意見聴取）
	10 月 13 日	第 2 回 熊本市多核連携都市推進協議会
	11 月 13 日	第 3 回 熊本市多核連携都市推進協議会
	12 月	平成 27 年第 4 回定例会 常任委員会（素案報告）
	12 月 25 日 ～1 月 27 日	パブリックコメントの実施
	1 月 8 日 ～1 月 26 日	これからの市政に関する住民説明会の実施 （18 会場で開催）
	3 月 3 月 25 日	平成 28 年第 1 回定例会 常任委員会（最終報告） 第 34 回都市計画審議会（意見聴取）

2) 検討の体制

学識経験者、民間団体、公募市民等により構成された「熊本市多核連携都市推進協議会」を設定し、多方面からの分野の専門的立場からのご意見を反映して策定しました。

【熊本市多核連携都市推進協議会の委員名簿】

(敬称略・順不同)

種別	分野等	委員	役職等
会長		大西 一史	熊本市長
学識経験者	都市計画	両角 光男	熊本大学名誉教授・熊本大学顧問
	経済政策	宇野 史郎	熊本学園大学 商学部 教授
	農業政策	佐藤 和弘	株式会社地域総研 代表取締役
	交通計画	円山 琢也	熊本大学 政策創造研究教育センター 准教授
	地域政策	西 英子	熊本県立大学 環境共生学部 准教授
市議会議員		田尻 清輝	くまもと未来
		齊藤 聰	自民党
		上田 芳裕	市民連合
		原口 亮志	自民党
		藤永 弘	公明党
民間団体等	医療	福島 敬祐	熊本市 医師会 会長
	高齢者福祉	跡部 尚子	熊本市老人福祉施設協議会 会長
	児童福祉	米澤 静江	熊本市 私立幼稚園協会 会長
	教育	緒方 玲子	熊本市 PTA 協議会 会長
	経済	下山 史一郎	熊本商工会議所 副会頭
	住宅	川口 雄一郎	日本賃貸住宅管理協会熊本県支部 支部長
市民	公募	伊東 洋	
	公募	遊佐 淑代	
機関関係	熊本県	島崎 征夫	熊本県 企画振興部長

【熊本市多核連携都市推進協議会 開催日程・議事内容】

回	日程	議 題
第 1 回	平成 27 年 6 月 11 日	○熊本市多核連携都市推進協議会について ○熊本市の現状と課題について ○第 2 次熊本市都市マスタープランについて ○立地適正化計画とスケジュールについて
第 2 回	平成 27 年 10 月 13 日	○前回の議事概要 ○立地適正化計画の全体構成 ○立地適正化計画（たたき台）の確認及び論点 ・都市づくりの基本方針 ・立地適正化計画の目的 ・見込まれる効果と対応 ・立地適正化計画と関連する他計画 ・立地適正化計画の区域 ・立地適正化計画の計画期間 ・将来推計人口 ・本市を取り巻く現状把握等 ・都市機能誘導区域の考え方
第 3 回	平成 27 年 11 月 13 日	○第 2 回協議会における意見対応 ○立地適正化計画（たたき台） ・都市機能誘導区域、誘導施設、居住誘導区域 ・具体的施策、目標値、進捗管理等

「熊本市多核連携都市推進協議会」を円滑に運営することを目的に庁内会議を設置し、検討を進めました。

【熊本市多核連携都市推進協議会 庁内会議の構成委員】

(敬称略・順不同)

1	副市長（都市建設局の事務事業を所管する副市長）
2	副市長（前項に掲げる以外の副市長）
3	理事
4	市長政策総室長
5	総務局次長（総務厚生課の事務事業を所管する次長）
6	総務局 危機管理防災総室長
7	財政局次長（財政課の事務事業を所管する次長）
8	財政局税務長
9	財政局次長（資産マネジメント推進室の事務事業を所管する次長）
10	市民局次長（区政推進課の事務事業を所管する次長）
11	健康福祉子ども局次長（健康福祉政策課の事務事業を所管する次長）
12	健康福祉子ども局次長（医療政策課の事務事業を所管する次長）
13	健康福祉子ども局次長（保育幼稚園課の事務事業を所管する次長）
14	環境局次長（環境政策課の事務事業を所管する次長）
15	農水商工局次長（産業政策課の事務事業を所管する次長）
16	農水商工局次長（農業政策課の事務事業を所管する次長）
17	観光文化交流局次長（シティプロモーション課の事務事業を所管する次長）
18	都市建設局長次長（都市政策課の事務事業を所管する次長）
19	都市建設局長次長（建築計画課の事務事業を所管する次長）
20	都市建設局長次長（道路整備課の事務事業を所管する次長）
21	都市建設局 交通政策総室長
22	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所長
23	中央区役所次長（総務企画課の事務事業を所管する次長）
24	東区役所次長（総務企画課の事務事業を所管する次長）
25	西区役所次長（総務企画課の事務事業を所管する次長）
26	南区役所次長（総務企画課の事務事業を所管する次長）
27	北区役所次長（総務企画課の事務事業を所管する次長）
28	消防局次長（管理課の事務事業を所管する次長）
29	上下水道局次長（経営企画課の事務事業を所管する次長）
30	教育委員会事務局次長（教育政策課の事務事業を所管する次長）
31	都市政策研究所副所長



熊本市立地適正化計画

平成 28 年 4 月

熊本市 都市建設局 都市政策部 都市政策課
〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
TEL (096) 328-2502 FAX (096) 351-2182
